

令和4年度
全国小・中学校弱視特別支援学級及び
弱視通級指導教室実態調査
調査報告書

令和6年1月



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

National Institute of Special Needs Education

はじめに

国立特別支援教育総合研究所では、調査研究として、全国の小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の実態調査を継続的に実施してきている。

本調査報告書は、令和4年度における視覚障害教育研究班の活動の一環として実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の結果について報告するものである。

なお、本調査に先立って、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校の名称、所在地等についての情報を得るために、都道府県教育委員会と指定都市教育員会を対象として、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」を実施している。この調査において、弱視通級指導教室の設置状況については、従来の小学校、及び中学校に設置されている教室に加えて、特別支援学校に設置されている教室も対象として加えている。

「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」は、これまでも5年に一度の頻度で実施している悉皆調査であり、今回の調査は平成29年度に引き続き実施したものである。本調査では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」で抽出された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置校を対象とした調査を通じて、弱視児童生徒の在籍状況、学習状況等の実態を把握するとともに、弱視教育を取り巻く実態を明らかにすることを目的としている。また、これまで継続的に実施してきた実態調査の結果と比較検討することで現状と課題を明らかにし、今後の弱視教育の進展に寄与する知見を得ることも目的である。なお、本調査において、多くの調査項目は、これまでの調査と同様であるが、今回の調査において新たに加えた設問や項目も一部ある。その異同については、本論中で言及することとする。

本調査研究で得られた知見が、全国の小学校、中学校に設置された弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室や特別支援学校（視覚障害）において、共有資料として活用され、また、通常の学級に在籍する弱視児童生徒の指導のための資料として活用されることによって、今後の弱視教育の一層の推進に寄与できれば幸いである。

最後に、本調査におきまして、大変ご多用のところ、懇切丁寧にご協力をいただきました諸先生方に厚く御礼申し上げます。

研究代表者 研究企画部上席総括研究員 金子 健

目次

はじめに

第1章 研究の概要	1
1. 研究の趣旨及び目的	1
2. 研究方法	1
3. 研究組織	1
第2章 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査	3
1. 調査方法	3
(1) 調査対象	3
(2) 調査期間	3
(3) 調査手順	3
(4) 調査内容	3
2. 調査結果	3
(1) 回収状況	3
(2) 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況	3
3. 小括	6
引用・参考文献	6
第3章 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査	7
1. 調査方法	7
(1) 調査対象	7
(2) 調査期間	7
(3) 調査手順	7
(4) 調査内容	7
2. 調査結果	8
(1) 回収状況	8
(2) 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査 ..	9
(3) 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状 況等に関する調査	32
3. 小括	57
引用・参考文献	57

第4章 総合考察	58
----------------	----

資料 「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」調査票	
---------------------------------------	--

第 1 章 研究の概要

1. 研究の趣旨及び目的

本調査研究は、「はじめに」でも述べたように、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」として調査を実施し、その結果をまとめ、考察するものである。

また、本調査に先立って、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校の名称、所在地等についての情報を得るために、都道府県教育委員会と指定都市教育員会を対象として、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」を実施している。この調査において、弱視通級指導教室の設置状況については、従来の小学校、及び中学校に設置されている教室に加えて、特別支援学校に設置されている教室も対象として加えている。

この調査は、本調査の実施に必要な情報を得るための調査であるとともに、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校の全国における設置状況について調べるものでもある。

「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」は、5年に一度の頻度で実施している悉皆調査であり、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」で抽出した弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の担当者を対象として、平成 29 年度に引き続き実施したものである。

本調査研究の目的は、全国の小・中学校等に設置されている弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室への悉皆調査を通じて、弱視児童生徒の在籍状況や学習状況等の実態を把握するとともに、弱視教育を取り巻く実態や課題を明らかにすることである。また、これまで継続的に実施してきた実態調査の結果と比較検討することで現状と課題を明らかにし、今後の弱視教育の進展に寄与する知見を得ることである。

2. 研究方法

本調査研究では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」及び「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の二つの調査を通じて、前節で述べた目的の達成を図る。

3. 研究組織

本調査研究は、以下の組織で実施した。

研究代表者 金子 健 (研究企画部 上席総括研究員)

研究分担者 澤田 真弓 (研修事業部 上席総括研究員)

研究分担者 西村 崇宏（研修事業部 主任研究員）

研究協力者 森田 浩司（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官）

研究協力者 豊田 裕美（世田谷区立笹原小学校 主任教諭）

以下の章では、まず、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」に先立って実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」の結果について記し、次いで、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の結果について記す。

第2章 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査

1. 調査方法

本調査は、以下のように実施した。

(1) 調査対象

都道府県教育委員会 特別支援教育主管課 47 機関

指定都市教育委員会 特別支援教育主管課 20 機関

(2) 調査期間

令和4年8月22日～令和4年9月22日

(3) 調査手順

調査方法については、電子メールで調査票を送信し、入力後に再び返信を求める方法で実施した。

本調査の実施にあたっては、当研究所に設置された倫理審査委員会から事前に承認を得た。

(4) 調査内容

都道府県及び指定都市教育委員会の特別支援教育主管課の担当者に対して、管下にある弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室を設置している市区町村立の小学校、中学校、及び弱視通級指導教室を設置している特別支援学校の名称、所在地について回答を求めた。

2. 調査結果

(1) 回収状況

調査対象であった47都道府県及び20指定都市の教育委員会全てから回答が得られ、回収率は100%であった。

(2) 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況

以下、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況について示すが、グラフ等の中での「特学」と「通級」の各表記は、それぞれ「弱視特別支援学級」と「弱視通級指導教室」を表す。

表2-1に、令和4年度の弱視特別支援学級、及び弱視通級指導教室を設置している小・中学校、及び特別支援学校の数を示す。(注)

弱視特別支援学級を設置している学校は、小学校 403 校、中学校 156 校で、合計 559 校であった。

また、弱視通級指導教室を設置している学校は、小学校 26 校、中学校 8 校、特別支援学校 15 校で、合計 49 校であった。

なお、1 校に弱視特別支援学級と弱視通級指導教室のどちらも設置している学校は、小学校で 1 校、中学校で 1 校であった。なお、平成 29 年度の調査では、それぞれ、8 校、0 校であった。

弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室を合わせた都道府県別設置校数をみると、中央値は 8 校であった。また、管内 10 校以上に設置している都道府県は 19 自治体、50 校以上設置している都道府県も 3 自治体あり、最大値は 94 校であった。

また、いずれも設置していない都道府県が 2 自治体あった。

なお、いずれも設置していない都道府県について、平成 24 年度の調査では 9 自治体、平成 29 年度の調査では 5 自治体であったことから、その数は減ってきている。

表 2-1 令和 4 年度弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校数

特学・通級	学校種	設置校数（注）	計
弱視特別支援学級	小学校	403	559
	中学校	156	
弱視通級指導教室	小学校	26	49
	中学校	8	
	特別支援学校	15	
合計		608	

ここで、平成 24 年度調査の結果、及び平成 29 年度調査の結果を合わせて、図 2-1 に、弱視特別支援学級設置校数、弱視通級指導教室設置校数の推移を示す。

なお、注にも記しているが、弱視通級指導教室設置校については、平成 24 年度の調査、及び平成 29 年度の調査での集計方法は、今回の調査の場合と異なるため、平成 24 年度の調査結果、及び平成 29 年度の調査結果での数値は、今回の調査での集計方法に合わせて、弱視児童生徒が実際に在籍していると考えられる数に補正した数値で示す。

この結果から、弱視特別支援学級については、小学校においても中学校においてもこの 10 年間で、顕著に増加しており、小学校では 10 年間で 141 校、中学校では 83 校増加している。

一方、弱視通級指導教室については、顕著な増加は見られないが、平成 29 年度から令和 4 年度にかけて、小学校では 9 校、中学校では 5 校、増加している。

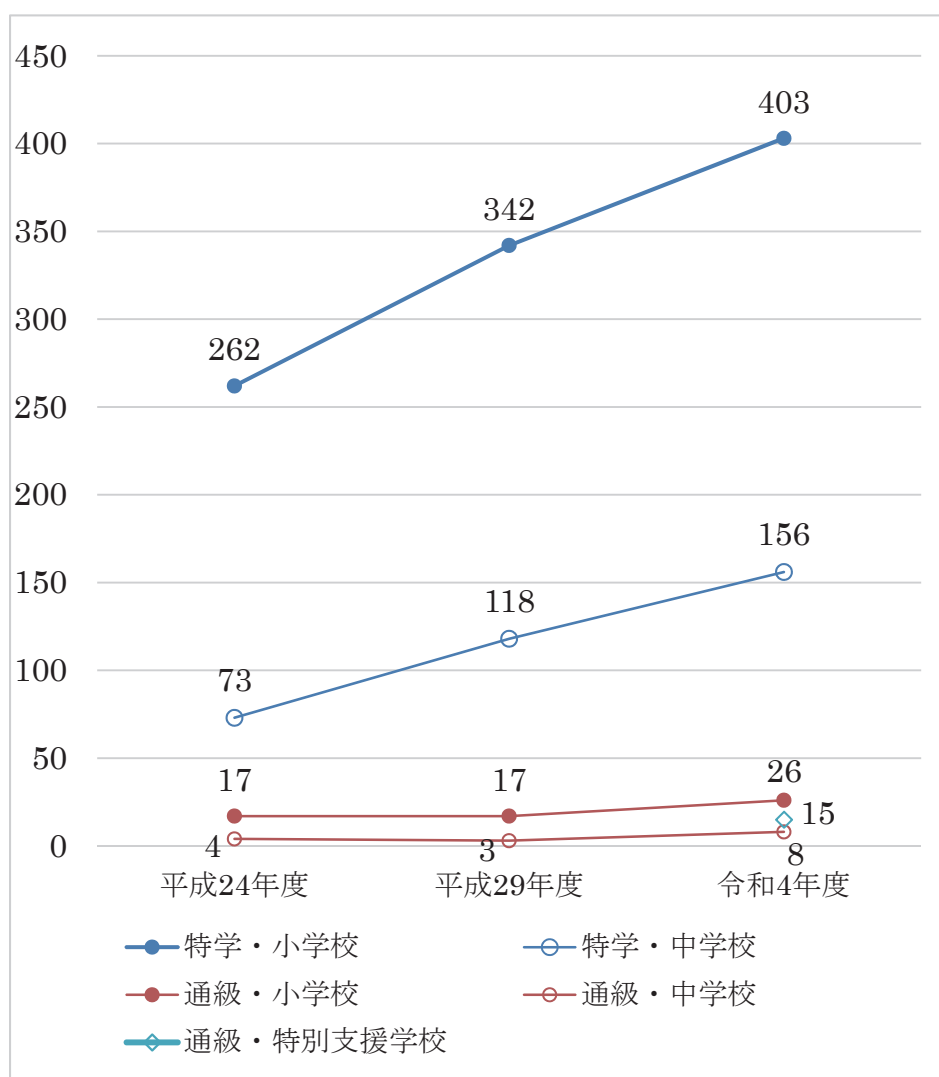


図 2-1 弱視特別支援学級設置校数・弱視通級指導教室設置校数の推移

注：本調査での、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室を設置している小・中学校、及び特別支援学校とは、その学級に弱視児童生徒が在籍している学校、及び、その教室で弱視児童生徒が実際に指導を受けている学校である。一方、平成 29 年度の調査、及び平成 24 年度の調査では在籍している児童生徒や指導を受けている児童生徒の有無にかかわらず、弱視特別支援学級、及び弱視通級指導教室を設置している学校を調査している。また、両調査では、全ての障害種を受け入れ可能としている通級指導教室で、実際には弱視児童生徒が指導を受けていない通級指導教室についての回答も求めているが、本調査では、この場合も、弱視児童生徒が実際に指導を受けている教室設置校のみの回答を求めている。また、今回の調査では、これまで対象としていなかった、弱視通級指導教室を設置している特別支援学校も対象としている。

3. 小括

本章では、全国の小・中学校における弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況を明らかにするために令和4年度に実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」の報告を行った。次章では、本調査で抽出した弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校において、弱視児童生徒を指導している担当者を対象として実施した実態調査について述べる。

引用・参考文献

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2013）. 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成24年度）研究成果報告書.
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2018）. 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成29年度）研究成果報告書.

第3章 全国小・中学校弱視特別支援学級及び 弱視通級指導教室実態調査

1. 調査方法

本調査は、以下のように実施した。

(1) 調査対象

弱視特別支援学級設置校 559校（小学校403校、中学校156校）

弱視通級指導教室設置校 49校（小学校26校、中学校8校、特別支援学校15校）

(2) 調査期間

令和4年12月12日～令和5年1月23日

(3) 調査手順

調査対象である弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校に対して、調査票Ⅰ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査票」と、調査票Ⅱ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査票」を郵送し、弱視児童生徒を指導している担当者に記入を求めた後に、再び返送してもらった。なお、本調査の実施に際して、当研究所の倫理審査委員会の承認を得た。あわせて、調査対象とした小・中学校、及び特別支援学校を所管する都道府県及び指定都市教育委員会の了知を得た。

(4) 調査内容

1) 調査票Ⅰ「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査票」

<弱視特別支援学級用>

在籍児童生徒の学年、性別、矯正視力、最大視認力（最小可読視標）、使用文字、視覚補助具の使用状況、使用教科書、学習状況（個別指導時数、自立活動の指導時数、交流時数、交流をおこなっている教科・領域）、教科書の使用状況の詳細

<弱視通級指導教室用>

通級児童生徒の学年、性別、矯正視力、最大視認力（最小可読視標）、使用文字、視覚補助具の使用状況、使用教科書、指導回数・指導時数、指導形態、指導内容、教科書の使用状況の詳細

なお、これらの調査項目のうち、調査票Ⅰの<弱視特別支援学級用>において、「自

立活動の指導時数」を新たに加えた他は、平成 29 年度と同じ項目である。

2) 調査票Ⅱ「弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査票」

＜弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室共通＞

・担当者のプロフィール

性別、年齢、教職経験年数、視覚障害教育経験年数、担当校務分掌、その他の校務

・ICT の活用状況について

・視覚障害教育の専門性向上のための研修について

・特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容

これらの調査項目のうち、「特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容」については、平成 24 年度の調査では同様の調査をしているが、平成 29 年度の調査にはなかったものである。また、「視覚障害教育の専門性向上のための研修について」の設問における選択肢は、平成 29 年度の調査において平成 28 年度に全国盲学校長会が実施した調査を参考に設定したのと同じものである。

その他の項目は、平成 29 年度と同じ項目である。

2. 調査結果

(1) 回収状況

調査対象とした 608 校の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置小・中学校、及び特別支援学校のうち、431 校から回答が得られ、回収率は 70.9%であった。表 3-1 には、回収した学校数と回収率を示す。なお、以下のグラフ等の中での「特学」と「通級」の各表記は、それぞれ「弱視特別支援学級」と「弱視通級指導教室」を表す。また、必要に応じて、設問ごとに有効回答数（n）を示す。

表 3-1 回答校数及び回収率

特学・通級	学校種	回収校数（設置校数）	回収率（%）
弱視特別支援学級	小学校	302（403）	74.9
	中学校	95（156）	60.9
弱視通級指導教室	小学校	14（26）	53.8
	中学校	5（8）	62.5
	特別支援学校	15（15）	100.0
合計		431（608）	70.9

(2) 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査

ここでは、調査票Ⅰに対する回答結果について示す。

1) 分析対象児童生徒数

本調査で回収した、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の児童生徒総数は 605 人であった。表 3-2 に、本調査での、弱視特別支援学級、弱視通級指導教室ごとの分析対象児童生徒数を示す。

回収率が異なるために単純比較はできないが、参考として、前回の平成 29 年度の調査での分析対象児童生徒の総数は 483 人、その前の平成 24 年度の調査では分析対象児童生徒の総数は 439 人であった。

表 3-2 対象児童生徒数

特学・通級	学校種	対象児童生徒数	計	うち、特別支援学校設置教室 の児童生徒数
弱視特別支援学級	小学校児童	336	435	—
	中学校生徒	99		—
弱視通級指導教室	小学校児童	135	170	58
	中学校生徒	35		19
合計		605		

2) 学年

図 3-1 に、弱視特別支援学級における分析対象児童生徒の学年の分布を示す。また、図 3-2 に、弱視通級指導教室における分析対象児童生徒の学年の分布を示す。

弱視特別支援学級について、全体に対する割合でみると、小学校児童では 1 年生の割合がやや低く、10%より若干低くなっているが、他は 10%強で概ね均等に分布している。中学校生徒ではどの学年も 10%弱で概ね均等に分布している。

弱視通級指導教室について、小学校児童では 4 年生の割合がやや高く、20%弱となっているが、他は 10%を若干超える割合であり、概ね均等に分布している。中学校生徒では 3 年生の割合が、10%を若干超えていて他の学年よりも高いが、他の学年の割合も数%であり、これらの学年の生徒も一定数、対象として含まれている。

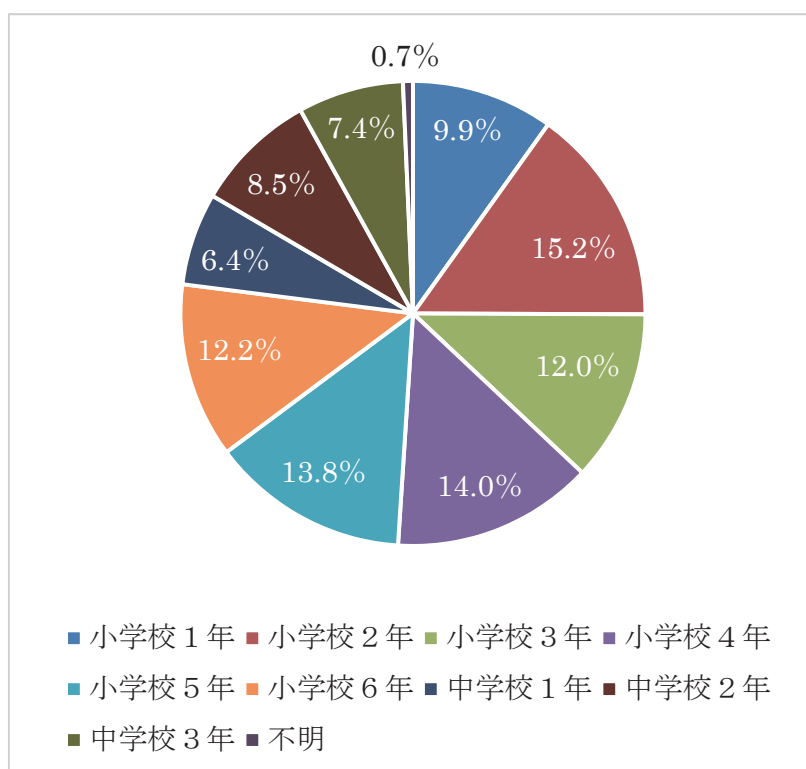


図 3-1 学年の分布（弱視特別支援学級）（n=435）

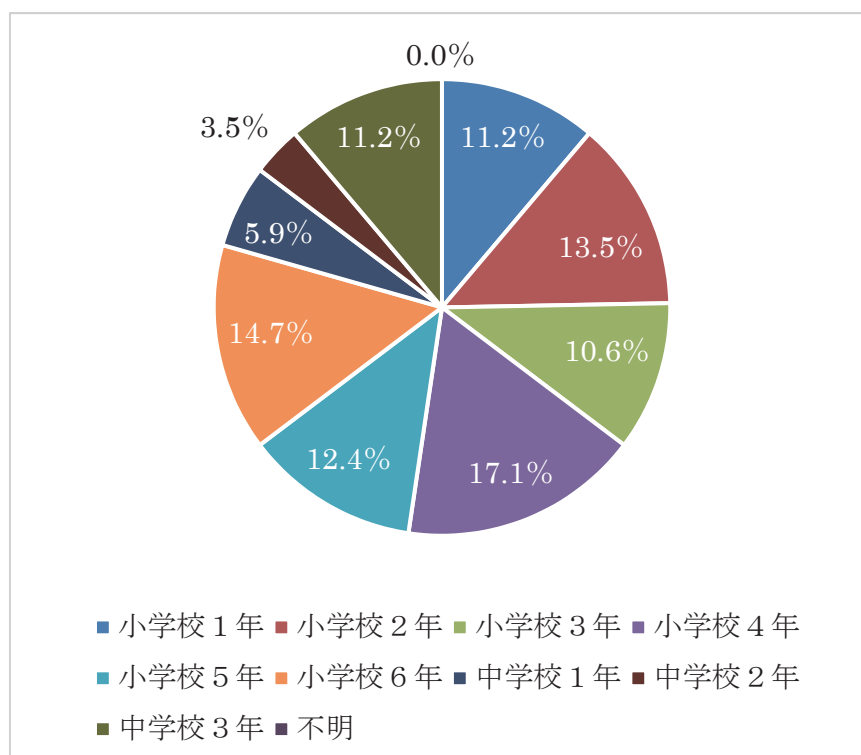


図 3-2 学年の分布（弱視通級指導教室）（n=170）

3) 性別

図 3-3 に、弱視特別支援学級の対象児童生徒の性別の割合を示す。また、図 3-4 に、弱視通級指導教室の対象児童生徒の性別の割合を示す。

弱視特別支援学級と弱視通級指導教室のいずれにおいても、男性の児童生徒の割合の方が高く、その割合はどちらも約 60%（それぞれ、59.8%、58.2%）であった。なお、平成 29 年度の調査においても、同様の傾向が見られ、男性の児童生徒の割合は、やはり約 60%（それぞれ、61.1%、59.6%）であった。

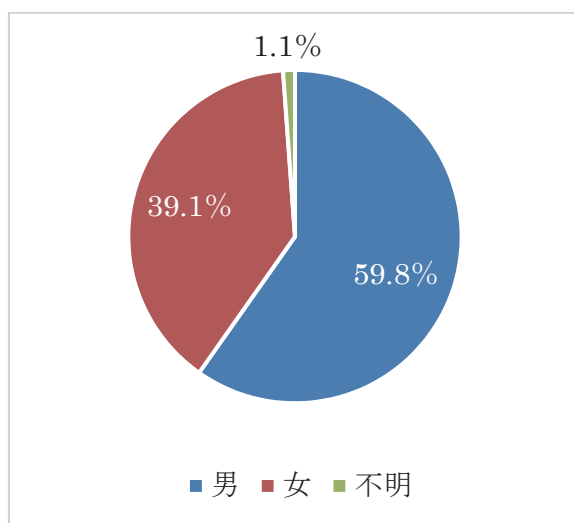


図 3-3 弱視特別支援学級の児童生徒の性別（n=435）

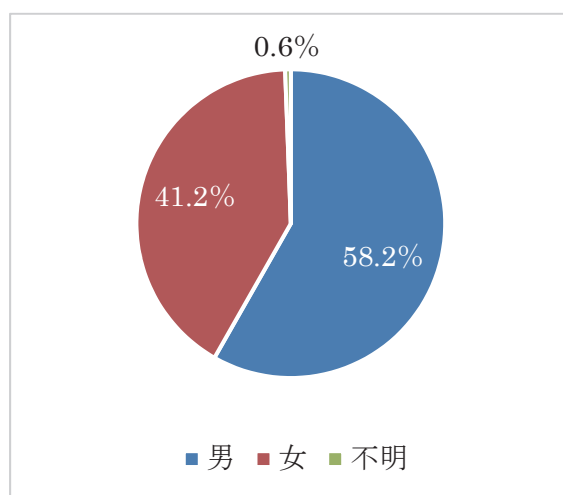


図 3-4 弱視通級指導教室の児童生徒の性別（n=170）

4) 視力

図 3-5 に、児童生徒の視力の分布を示す。なお、ここでの視力は矯正視力（眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した視力）かつ遠距離視力（5 m の距

離で測定した視力）である。また、右目と左目のうち、良い方の視力である。

これによると、全般的に、弱視特別支援学級の児童生徒よりも弱視通級指導教室の児童生徒の視力が高い傾向が伺える。特に、弱視通級指導教室の児童生徒については、0.04 未満の視力の児童生徒の割合は 0%であった。

一方、弱視特別支援学級の児童生徒では、割合は非常に低いとはいえ、指数弁以下を含めて視力が 0.04 未満の児童生徒も存在している（小学校児童では 6.6%、中学校生徒では 6.0%）。このことと関連して、6）で後述するが、小・中学校弱視特別支援学級では、点字を使用する児童生徒も在籍しているとの回答が得られている。

なお、弱視通級指導教室について、特別支援学校設置の場合と小・中学校設置の場合で、児童生徒の視力を比較してみると、前者の方が後者よりも、視力 0.3 未満である割合が高かった（小学校児童で、それぞれ、56.9%、40.3%、中学校生徒で、それぞれ、52.6%、18.8%）。

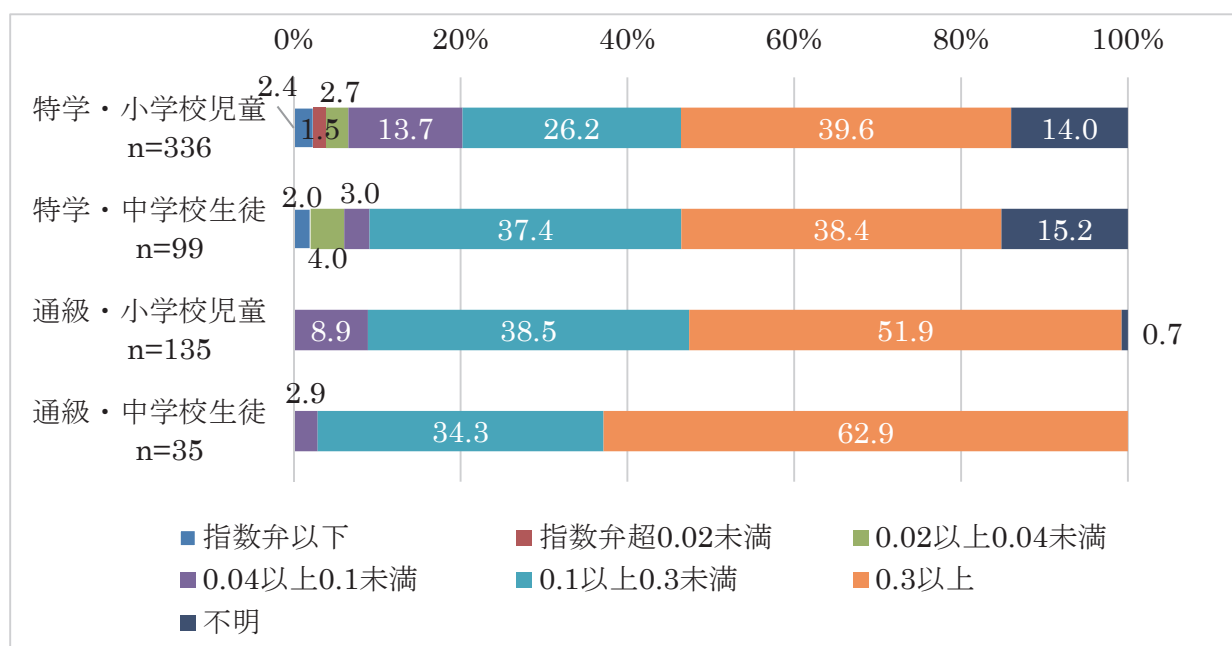


図 3-5 視力の分布

5）最大視認力（最小可読視標）

「最大視認力」とは、最も小さな対象物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれる。最大視認力の検査方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標を認知できたかを測定するものである。

図 3-6 に、児童生徒の最大視認力の分布を示す。なお、ここでは、視力が 0（全盲）の児童生徒は「対象外」として示している。

この結果について、「未測定・不明」の児童生徒がいるため、確かなことは言えない

が、弱視特別支援学級の児童生徒、弱視通級指導教室の児童生徒ともに、最大視認力が0.2未満から1.0以上まで、ばらつきがみられる。

なお、最大視認力について、「未測定・不明」の割合は、弱視特別支援学級の児童生徒で、小学校、中学校ともに6割を超えている。弱視通級指導教室の児童生徒でも、小学校では約1割、中学校では約5%であるが、弱視特別支援学級の児童生徒では、その割合が非常に高いと言える。

最大視認力は、弱視児が至近距離で文字の読み書き等をする際の視認力の程度を表すものであり、教育上、重要な指標の一つである。

特に弱視特別支援学級において、最大視認力が「未測定・不明」である割合が高い理由として、その意義や測定方法が理解されていないことも考えられるが、弱視特別支援学級では、最大視認力を測定する検査用具としての近距離視力用ランドルト環単一視標がない学級があり、同学級で最大視認力を測定できない場合があることも考えられる。

なお、弱視通級指導教室について、特別支援学校設置の場合と、それ以外の場合での「未測定・不明」の割合は、前者の方が後者よりも低かった（小学校児童について、それぞれ、5.2%、15.6%、中学校生徒について、それぞれ、0%、12.5%）。

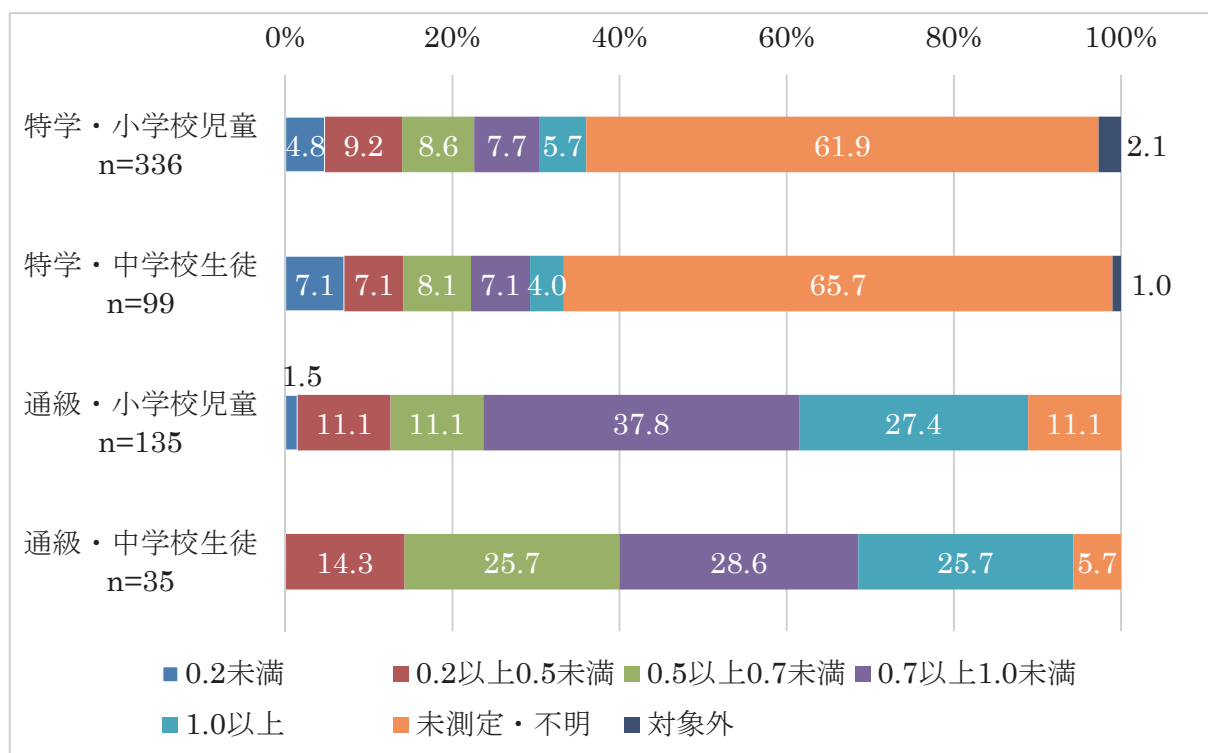


図 3-6 最大視認力の分布

6) 使用文字

図 3-7 に、児童生徒の使用文字についての結果を示す。

この結果から、児童生徒全体としては、約 95%の児童生徒の使用文字が普通文字となっており、それ以外の、点字、点字と普通文字の併用、文字の使用が困難である割合は、どれも非常に低い。

また、弱視特別支援学級の児童生徒でも 90%を超える児童生徒の使用文字が普通文字となっているが、弱視通級指導教室では全ての児童生徒の使用文字が普通文字であった。

一方、弱視特別支援学級の児童生徒では、割合は非常に低いですが、使用文字として点字や、点字と普通文字を併用している児童生徒も存在する。弱視特別支援学級では、小学校児童、及び中学校生徒の点字使用者は、それぞれ 14 人（4.2%）、2 人（2.0%）であった。また、同学級の小学校児童、及び中学校生徒で点字と普通文字を併用している者は、それぞれ、5 人（1.5%）、2 人（2.0%）であった。

なお、弱視特別支援学級では、小学校児童、及び中学校生徒で文字を使用することが困難な者も、割合は非常に低いが存在し、それぞれ、3 人（0.9%）、1 人（1.0%）であった。

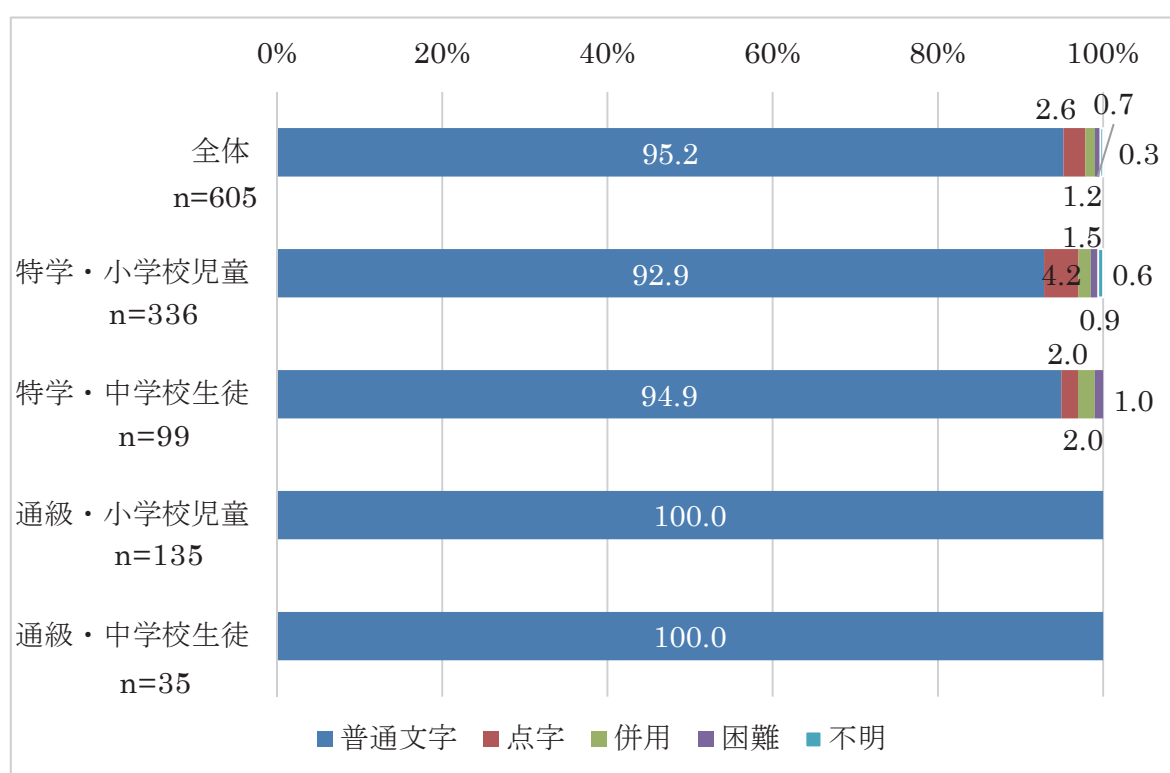


図 3-7 使用文字

7) 視覚補助具の使用状況

表 3-3 に、児童生徒の視覚補助具の使用状況について、複数回答可で回答を求めた結果を示す。なお、ここでは、点字使用者は除いて集計している。

この結果から、児童生徒全体では、使用している割合が高いのは遠用弱視レンズ（単

眼鏡）と近用弱視レンズ（ルーペ）であり、その割合は、ともに 50%弱（それぞれ、48.9%、48.0%）であった。次に割合が高いのは据え置き型の拡大読書器で 24.8%、次いで遮光眼鏡で 10.4%、次いで持ち運び型の拡大読書器で 7.3%であった。また、どの視覚補助具についても不使用ないしは不明である割合が 29.9%であった。

また、弱視特別支援学級の児童生徒においても、弱視通級指導教室の児童生徒においても、使用している割合が高いのは遠用弱視レンズ（単眼鏡）と近用弱視レンズ（ルーペ）であるが、弱視特別支援学級の児童生徒では、使用の割合はともに 40%前後、弱視通級指導教室の児童生徒では、使用の割合はともに 60%前後であった。

このように、遠用弱視レンズ（単眼鏡）と近用弱視レンズ（ルーペ）については、弱視特別支援学級の児童生徒よりも弱視通級指導教室の児童生徒の方が使用している割合が高かった。一方、据え置き型ないしは持ち運び型の拡大読書器については、前者の方が後者よりも使用している割合が約 10%～20%高くなっている。

また、遮光眼鏡については、弱視特別支援学級の児童生徒、弱視通級指導教室の児童生徒ともに、かつ小学校、中学校ともに、割合はほぼ同じで、10%前後となっている。

どの視覚補助具についても不使用なしは不明である割合についても、弱視特別支援学級の児童生徒、弱視通級指導教室の児童生徒ともに、また小学校、中学校ともに、割合はあまり変わらず、30%前後となっている。

表 3-3 視覚補助具の使用状況（複数回答可）

数値は割合（%）

対象児童生徒	遠用弱視レンズ (単眼鏡)	近用弱視レンズ (ルーペ)	据え置き型の拡大読書器	持ち運び型の拡大読書器	遮光眼鏡	不使用・不明
全体 n=589	48.9	48.0	24.8	7.3	10.4	29.9
特学小学校児童 n=322	45.3	44.1	29.5	9.0	10.6	28.6
特学中学校生徒 n=97	40.2	37.1	24.7	13.4	9.3	34.0
通級小学校児童 n=135	62.2	62.2	19.3	0.0	11.1	29.6
通級中学校生徒 n=35	54.3	60.0	2.9	2.9	8.6	31.4

また、複数の視覚補助具を併用する児童生徒も多く、視覚補助具を使用している児童生徒（n=412）において、児童生徒全体として最も使用の割合が高いものが「遠用弱視レンズ（単眼鏡）と近用弱視レンズ（ルーペ）」の組合せで 26.0%、次いで「遠用弱視レンズ（単眼鏡）と近用弱視レンズ（ルーペ）と据置型の拡大読書器」、及び「遠用弱視レンズ（単眼鏡）のみ」が、ともに 11.9%であった。以下、「近用弱視レンズ（ルーペ）のみ」が 11.7%、「据置型の拡大読書器のみ」が 7.8%であった。

また、弱視特別支援学級の児童生徒と弱視通級指導教室の児童生徒を比較すると、

「遠用弱視レンズ（単眼鏡）と近用弱視レンズ（ルーペ）」の組み合わせによる使用の割合が最も高いことは、両者で同じであるが、前者では、その割合が小学校児童で 15.7%、中学校生徒で約 20.3%であるのに比べて、後者では割合が高く、小学校児童で 48.4%、中学校生徒で 50.0%であった。

なお、これらの結果については、平成 29 年度の調査でも同様の傾向がみられている。

8) 教科書の使用状況

表 3-4 に、教科書の使用状況について、複数回答可で回答を求めた結果を示す。ここでは、点字使用者は除いて集計している。

また、ここでの「拡大教科書」とは、学校の設置者が弱視の児童生徒用の教科書として採択した場合に無償給与される拡大教科書（文字や図版を拡大しているもの）のことで、教科書発行者等から出版されているものを指す。「拡大写本」とは、ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピュータや拡大コピー等を用いて作成した、手作りの拡大教科書を指す。「PDF 版拡大教科書」とは、文部科学省の調査研究の一環として作成されているもの（調査研究の委託先は慶應義塾大学）で、タブレット端末（iPad）で利用できる PDF 形式のものである。「附則 9 条一般図書」とは、学校教育法附則第 9 条の規定により選定される教科用図書のことで、教科書として発行されたものではない一般図書の中から教科書の代わりに使うことのできる図書を指す。

この結果から、児童生徒全体では、使用されている割合が高いものは「拡大教科書」と「検定教科書」であり、ともに約 60%となっている（それぞれ、63.3%、60.1%）。これら 2 種は、他と比較して割合が非常に高く、これら 2 種に次いで割合が高いのは、「PDF 版拡大教科書」であるが、その割合は 21.9%となっている。

また、弱視特別支援学級の児童生徒において最も使用されている割合が高いものは、小学校児童、中学校生徒ともに「拡大教科書」であり、次いで「検定教科書」となっている。弱視通級指導教室の児童生徒においては、最も使用されている割合が高いものは、小学校児童、中学校生徒ともに「検定教科書」であり、次いで「拡大教科書」となっている。弱視特別支援学級の児童生徒では、「拡大教科書」の割合が小学校児童、中学生生徒ともに 70%弱であり、「検定教科書」の割合は 50%強となっている。一方、弱視通級指導教室の児童生徒では、「検定教科書」の割合が小学生児童で 80%弱、中学校生徒で 70%弱であり、「拡大教科書」の割合は、小学校児童で約 50%、中学校生徒では約 45%となっている。

これら 2 種に次いで割合が高いのは、弱視特別支援学級の児童生徒においても、弱視通級指導教室の児童生徒においても「PDF 版拡大教科書」であり、前者では小学校児童で 10%強、中学校生徒では約 25%、後者では、それぞれ、約 35%、40%弱となっている。「PDF 版拡大教科書」は、今回の調査から、初めて項目として加えたもので

あるが、それが一定の割合で使用されていることが分かった。

表 3-4 教科書の使用状況（複数回答可）

数値は割合（％）

対象児童生徒	検定教科書	拡大教科書	拡大写本	PDF版拡大教科書	附則 9 条 図書	不明
全体 n=589	60.1	63.3	4.6	21.9	2.2	2.4
特学小学校児童 n=322	54.0	68.9	1.9	13.7	2.2	3.1
特学中学校生徒 n=97	52.6	68.0	3.1	25.8	2.1	3.1
通級小学校児童 n=135	77.8	51.1	11.1	34.8	1.5	0.7
通級中学校生徒 n=35	68.6	45.7	8.6	37.1	5.7	0.0

また、児童生徒においては、複数種の教科書を併用している児童生徒も多いが、「不明」を除いた、いずれかの教科書を使用している児童生徒全体（n=575）では、「検定教科書のみ」使用している割合が最も高く、27.8%、次いで、「拡大教科書のみ」が 25.9%であったが、この両者にはあまり差がない。次いで、「検定教科書と拡大教科書」が 19.1%、「拡大教科書と PDF 版拡大教科書」が 9.2%であった。

この結果について、平成 29 年度の調査でも、今回の調査で使用率が高かった上位 3 種については、同じ種類の教科書であったが、平成 29 年度の調査では、順位が異なっており、「拡大教科書のみ」の割合が 34.4%、「検定教科書と拡大教科書」が 29.3%、「検定教科書のみ」が 27.0%であった。また、それぞれの使用率について、今回の調査では、平成 29 年度の調査と比較して、特に「検定教科書と拡大教科書」の割合が、約 10%減少している。なお、平成 29 年度の調査では、「PDF 版拡大教科書」は調査の項目に含めていない。

なお、弱視特別支援学級の児童生徒では「拡大教科書のみ」が最も割合が高く、小学校で 35.9%、中学校で 28.7%であった。一方、弱視通級指導教室では、「検定教科書のみ」の割合が最も高く、小学校で 35.8%、中学校で 37.1%であった。また、「検定教科書と拡大教科書」を使用している割合については、弱視特別支援学級の小学校児童、中学校生徒、弱視通級指導教室の小学校児童で比較的高かったが（それぞれ、21.8%、21.3%、16.4%）、弱視通級指導教室の中学校生徒では 0%であった。なお、弱視通級指導教室の中学校生徒では、「検定教科書と拡大教科書と PDF 版拡大教科書」が 14.3%で、比較的高かった。

9) 弱視特別支援学級における自立活動の週当たりの指導時数

図 3-8 に、弱視特別支援学級の小学校児童に対する自立活動の週当たりの指導時数の分布を示す。また、図 3-9 に、弱視特別支援学級の中学校生徒に対する同時数の分

布を示す。

この結果から、弱視特別支援学級の小学校児童、中学校生徒ともに、最も指導時数の割合が高いのは1時間、次いで2時間となっている。一方で、小学校児童では、指導時数が1時間である割合は43.8%、2時間である割合が35.4%であるのに対して、中学校生徒では、それぞれ、52.5%、16.2%となっている。即ち、後者では1時間である割合が前者よりも約10%高いとともに、1時間である割合と2時間である割合との差が前者よりも大きくなっている。

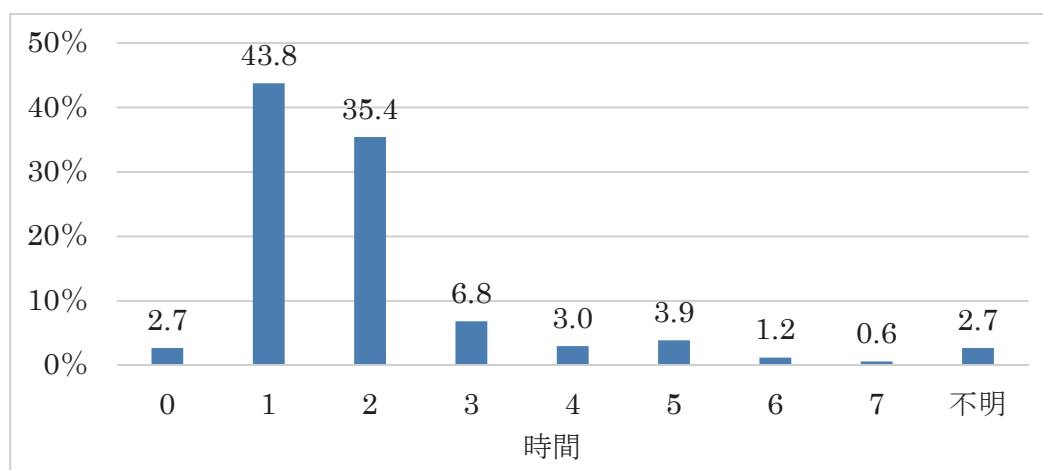


図 3-8 自立活動の週当たりの指導時数（弱視特別支援学級 小学校児童）（n=336）

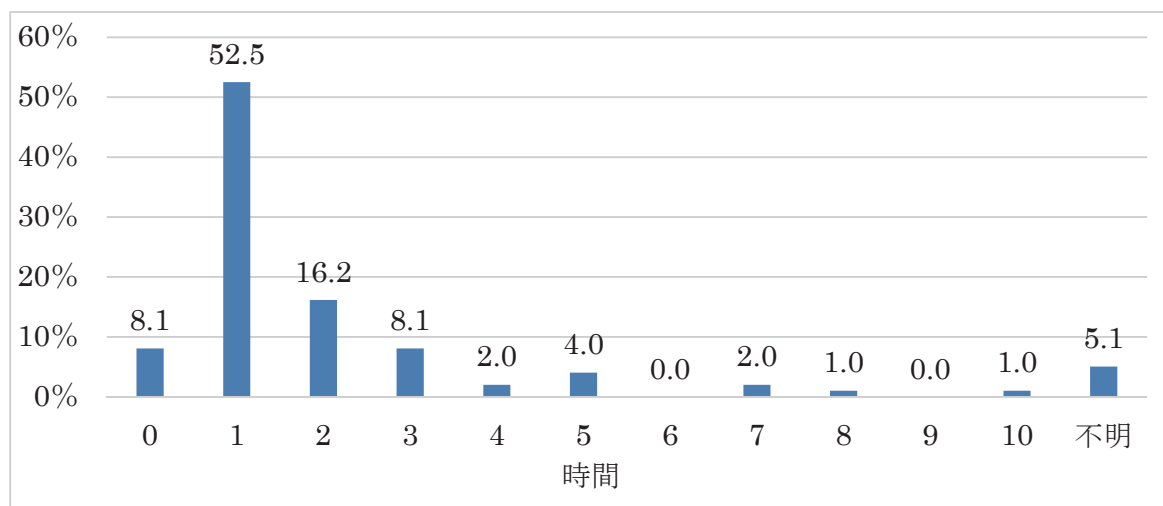


図 3-9 自立活動の週当たりの指導時数（弱視特別支援学級 中学校生徒）（n=99）

10) 交流及び共同学習を実施している教科・領域

図 3-10 に、弱視特別支援学級の小学校児童において交流及び共同学習が実施されている教科・領域を示す。また、図 3-11 に、弱視特別支援学級の中学校生徒における同教科・領域を示す。

この結果から、小学校児童では、実施されている教科・領域について、実施の割合が高い順で、「音楽」、「体育」、「図画工作」となっており、これらの実施の割合は 80%を超えている。また、次いで割合が高いものは、順に、「特別活動」、「理科」、「総合的な学習の時間」となっている。

中学校生徒では、実施の割合が高い順で、「音楽」、「総合的な学習の時間」、「保健体育」、「美術」、「技術・家庭」となっており、これらの実施の割合は 70%を超えている。また、次いで割合が高いものは、順に、「特別活動」、「理科」となっている。

このように、実技系の教科や、「特別活動」、「総合的な学習の時間」での実施の割合が高い傾向が伺える。また、実技系ではない教科では、「理科」の割合が他よりも高く、「国語」、「算数・数学」の割合は低くなっている。

これらの結果について、平成 29 年度の調査でも、小学校児童において、「総合的な学習の時間」の順位が第 4 位で、今回の調査よりも割合がやや高かったことを除けば、今回の調査と同様の傾向がみられている。

なお、今回の調査で、小学校児童と中学校生徒を比較すると、後者では、音楽、体育・保健体育、図画工作・美術といった実技系の教科の割合が若干低くなっているとともに、それ以外の教科では「国語」、「算数・数学」を含めて実施の割合が前者よりも全般に高くなっている。例えば、国語については、小学校児童と中学校生徒で、それぞれ、31.3%、45.5%、算数・数学については、それぞれ、20.8%、41.4%となっている。

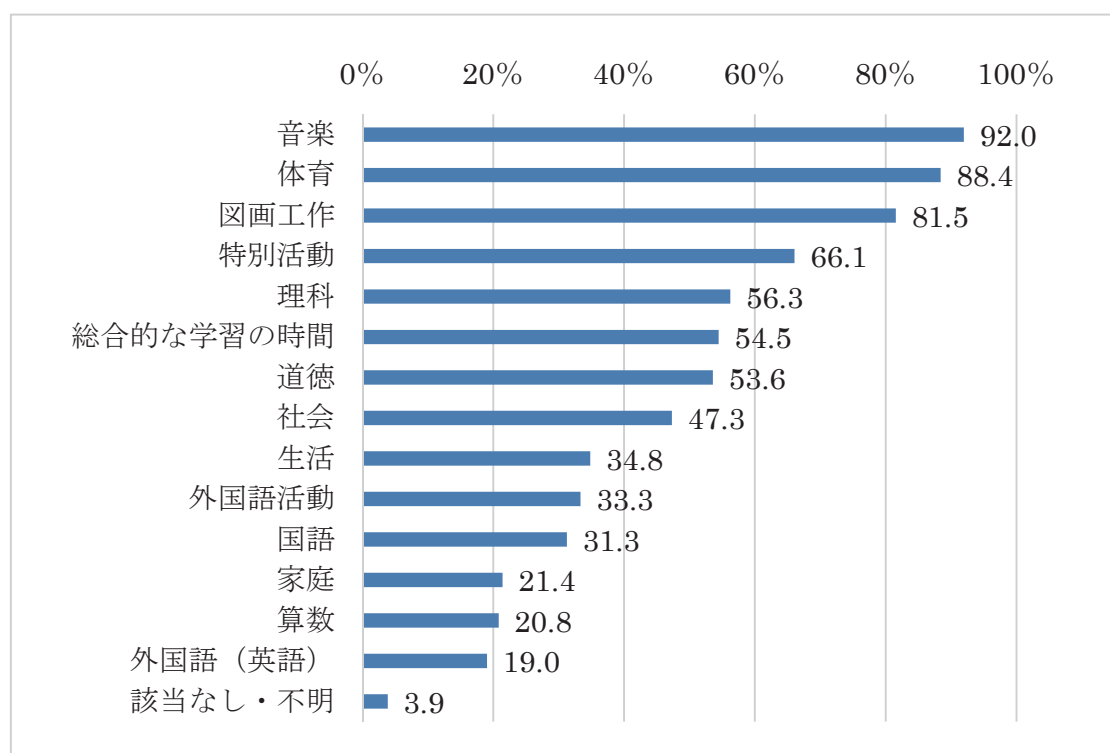


図 3-10 交流及び共同学習が実施されている教科・領域（複数回答可）
（弱視特別支援学級 小学校児童）（n=336）

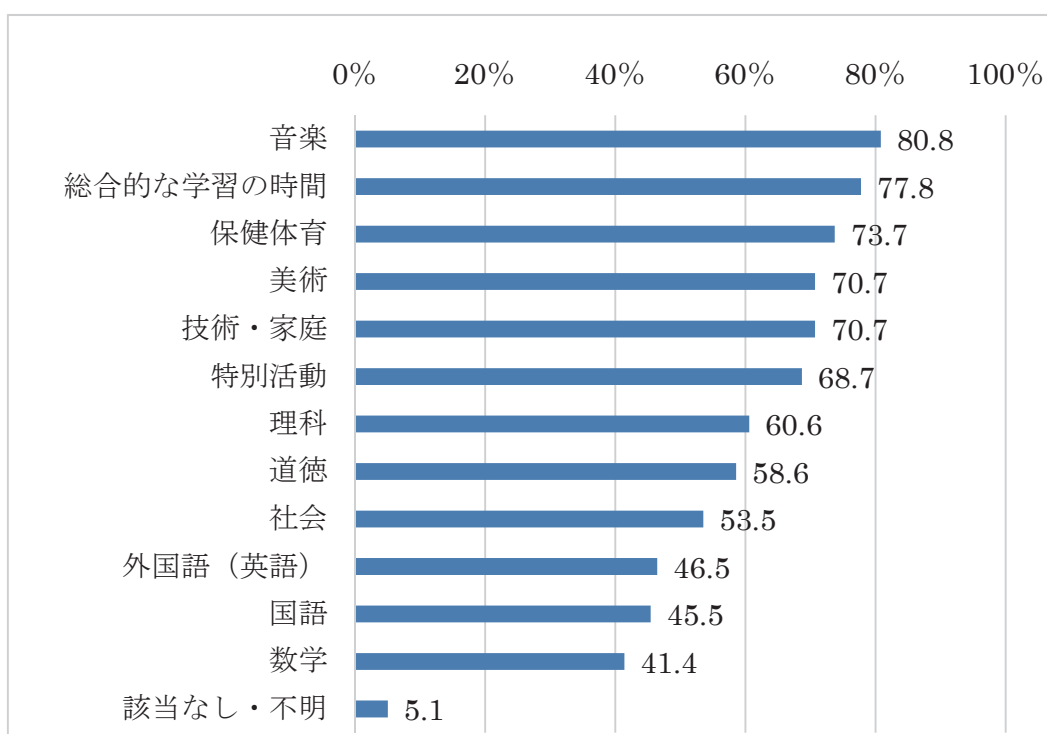


図 3-11 交流及び共同学習が実施されている教科・領域（複数回答可）
（弱視特別支援学級 中学校生徒）（n=99）

11) 弱視通級指導教室における週当たりの指導回数

図 3-12 に、弱視通級指導教室の小学校児童に対する週当たりの指導回数を示す。また、図 3-13 に、弱視通級指導教室の中学校生徒に対する週当たりの指導回数を示す。

この結果から、弱視通級指導教室の小学校児童、中学校生徒ともに、最も割合が高いのは週 1 回で、その割合は、それぞれ、65.9%、57.1%であり、他よりも突出して高かった。また、次いで割合が高いのは、両者ともに週 2 回であり、それぞれ、18.5%、20.0%であった。

一方、前者では、割合は非常に低いですが、週 3 回、及び週 5 回という回答もあったが、後者では、週 3 回以上との回答はなく、一方、週 1 回未満（月に何回と回答されたものを週あたりに換算したもの）との回答が、前者よりも若干高かった。

これらの結果のうち、週 1 回が最も割合が高く、次いで週 2 回の割合が高いという結果は、平成 29 年度の調査でも同じであった。

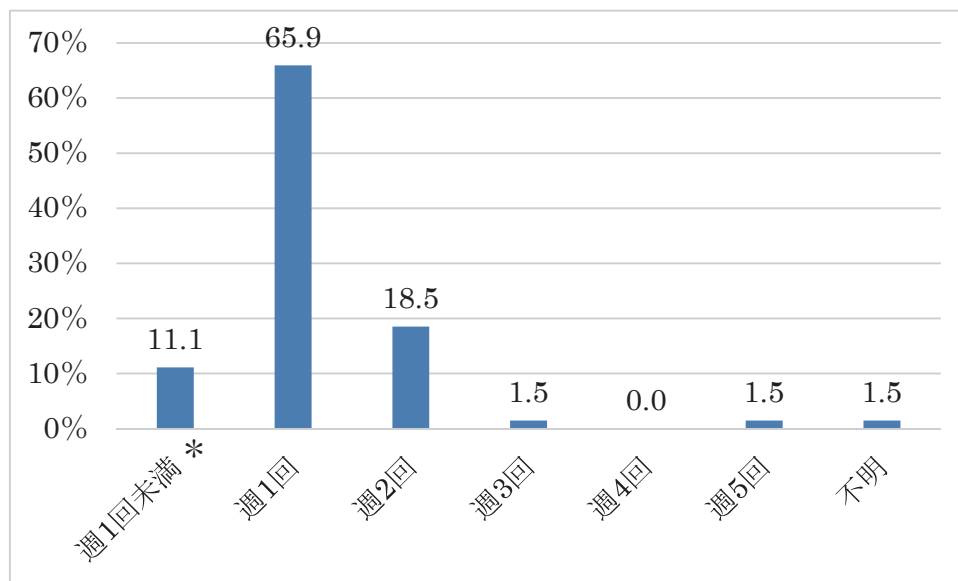


図 3-12 週当たりの指導回数（弱視通級指導教室 小学校児童）（n=135）

*「週 1 回未満」とは月に何回と回答されたものを週あたりに換算したもの

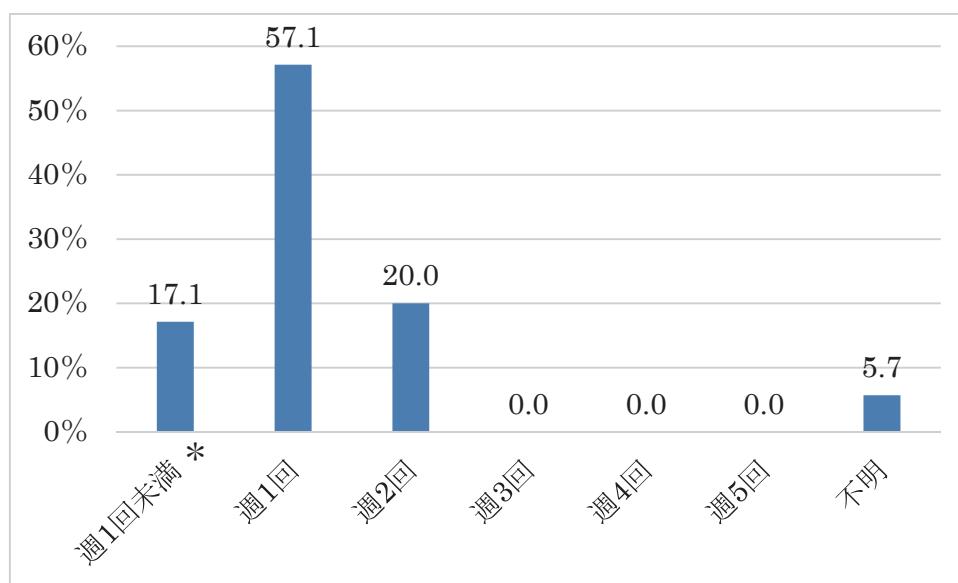


図 3-13 週当たりの指導回数（弱視通級指導教室 中学校生徒）（n=35）

*「週 1 回未満」とは月に何回と回答されたものを週あたりに換算したもの

12) 弱視通級指導教室における週当たりの指導時数

図 3-14 に、弱視通級指導教室の小学校児童に対する週当たりの指導時数を示す。また、図 3-15 に、弱視通級指導教室の中学校生徒に対する週当たりの指導時数を示す。

この結果から、弱視通級指導教室の小学校児童では、最も割合が高いのは週 2 時間、次いで週 4 時間であり、それぞれ、37.8%、23.7%であった。また、次に割合が高いのは週 1 時間で、19.3%であった。

一方、中学校生徒では、最も割合が高いのは週 2 時間で小学校児童と同じであったが、次いで週 1 時間であり、それぞれ、40.0%、37.1%であった。また、小学校児童で 2 番目に割合が高かった週 4 時間の割合は 2.9%であり、非常に低かった。

このように、小学校児童でも中学校生でも、最も割合が高い時数が週 2 時間であるのは同じであるが、小学校児童では、週 4 時間の割合も高く、中学校生徒では、週 4 時間の割合は非常に低く、一方で週 1 時間の割合が小学校児童の場合と比べて高くなっている。

これらの結果のうち、弱視通級指導教室で、週 2 時間の指導時数の割合が最も高いという結果、及び小学校児童では週 4 時間の割合も高いという結果は平成 29 年度の調査、及びその前の平成 24 年の調査の結果と同じであった。しかし、平成 29 年度の調査、及び平成 24 年度の調査では、週 1 時間の指導時数の割合は、今回の調査ほど高くなかった。

その理由として、今回の調査では、従来の調査での小・中学校設置の弱視通級指導教室に加えて、特別支援学校設置の弱視通級指導教室に通う児童生徒の結果も含めて集計しているが、指導時数について、小・中学校設置の場合と特別支援学校設置の場合の結果を比較してみると、週 1 時間との回答は、ほとんど後者による回答だった（小学校児童については 1 校以外、中学校生徒については全校）。特別支援学校設置の弱視通級指導教室で、週 1 時間の指導時数が多い理由は定かではないが、今回の調査で週 1 時間の指導時数が多い理由としては、特別支援学校設置の弱視通級指導教室を含んだ結果であるからだと言える。

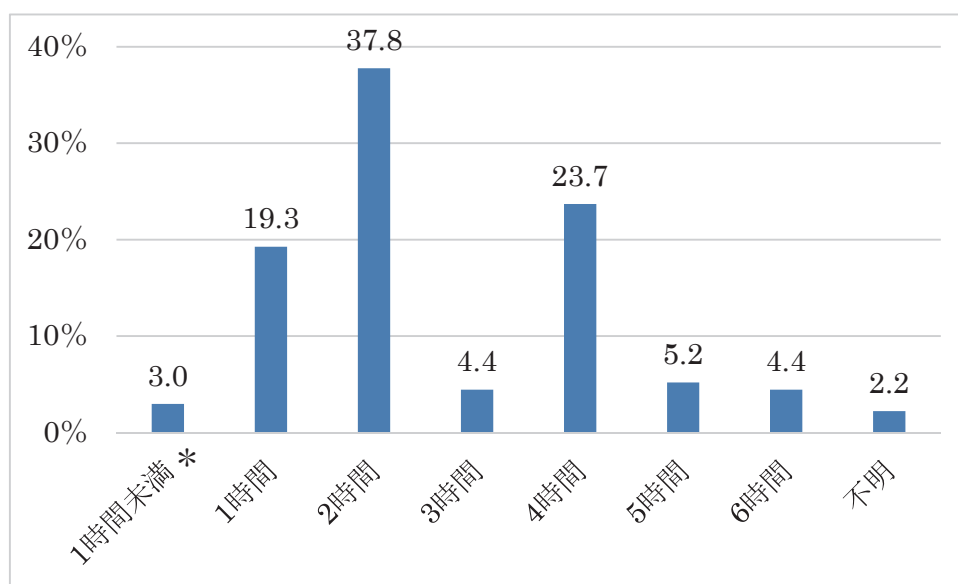


図 3-14 週当たりの指導時数（弱視通級指導教室 小学校児童）（n=135）

*「週 1 時間未満」とは月に何時間と回答されたものを週あたりに換算したもの

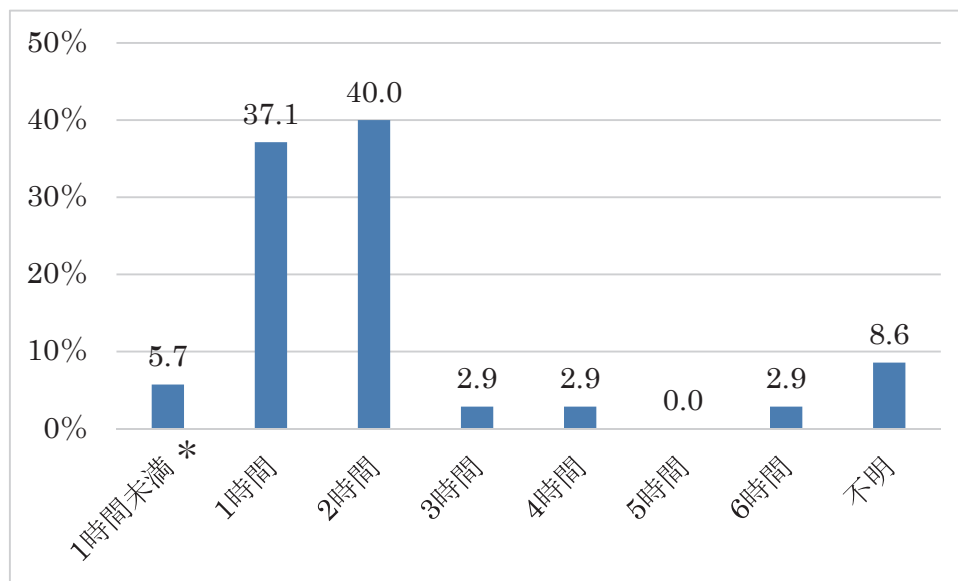


図 3-15 週当たりの指導時数（弱視通級指導教室 中学校生徒）（n=35）

*「週 1 時間未満」とは月に何時間と回答されたものを週あたりに換算したもの

13) 弱視通級指導教室における指導内容

図 3-16 に、弱視通級指導教室の小学校児童、及び中学校生徒に対する指導内容を示す。

ここでは、「自立活動の指導内容のみ」、「教科等の内容を通した指導内容のみ」、「自立活動の指導内容と教科等の内容を通した指導内容の両方」に分けて示す。

この結果から、「教科等の内容を通した指導内容のみ」である割合は小学校児童でも非常に低く、1.5%であったが、中学校生徒では 0%であった。

「自立活動の指導内容のみ」である割合、及び「自立活動の指導内容と教科等の内容を通した指導内容の両方」は、小学校児童では、それぞれ 52.6%、41.5%、中学校生徒では、それぞれ、74.3%、25.7%であった。

このように、小学校児童では「自立活動の指導内容のみ」である割合は、「自立活動の指導内容と教科等の内容を通した指導内容の両方」である割合よりも約 10%、高い程度であるが、中学校生徒では 50%弱、高くなっている。

中学校生徒では、小学校児童と比較して、自立活動の指導内容のみの比重が高い傾向が伺える。

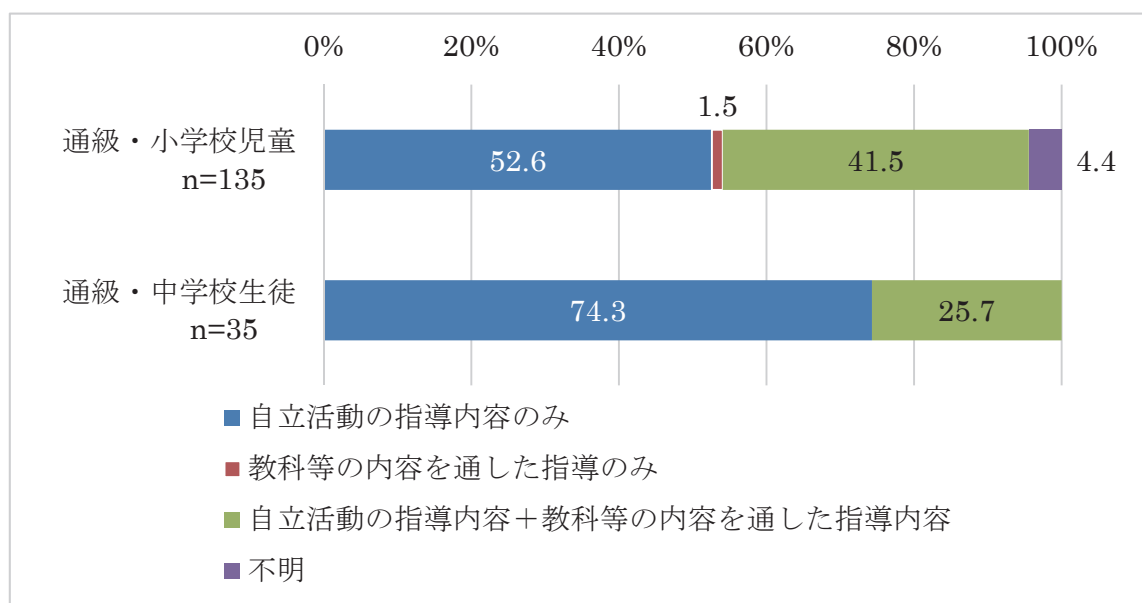


図 3-16 弱視通級指導教室における指導内容

次いで、図 3-17 に、「自立活動の指導内容」について、回答があった具体的な内容をカテゴリーに分けて整理した結果を示す。

このように、小学校児童、中学校生徒ともに、具体的な内容として割合が高いものは、「弱視レンズ・補助具」と「視知覚の向上」であり、小学校児童では、それぞれ、71.1%、68.9%、中学校生徒では、それぞれ、42.9%、57.1%であった。ただし、この二つの内容について、中学校生徒では小学校児童よりも割合は低く、かつ、小学校児童では「弱視レンズ・補助具」と「視知覚の向上」は、ほぼ同じ割合であるが、中学校生徒では、「視知覚の向上」の割合が「弱視レンズ・補助具」の割合よりも高くなっている。

また、「文字の読み書き」、「目と手の協応・手指の巧緻性」については、小学校児童では、それぞれ、44.4%、43.7%で比較的割合が高いが、中学校生徒では、それぞれ、5.7%、0%で、割合は非常に低い。また、「運動」についても、小学校児童では 23.0%であるが、中学校生徒では 0%であった。

一方、「障害の自己理解」については、小学校児童では 14.8%、中学校生徒では 25.7%で、後者の方が割合が高い。

このように、小学校児童で特に指導が必要な内容と、中学校生徒で特に指導が必要な内容があることが分かる。

他、小学校児童、中学校生徒ともに、「PC・タブレット」、「コミュニケーション・ソーシャルスキル」との回答が一定の割合を占めている。

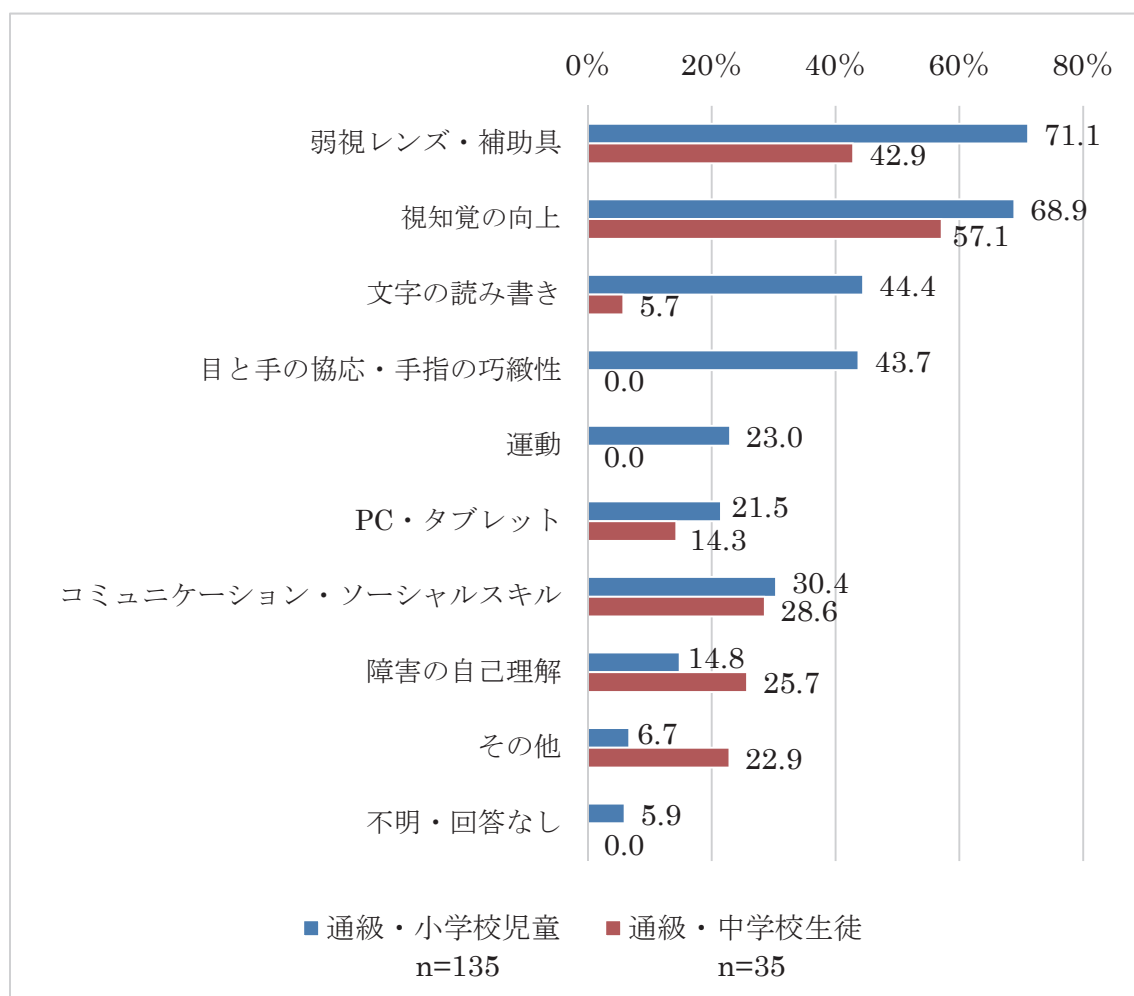


図 3-17 自立活動の指導の具体的な内容（複数回答可）

また、「教科等の内容を通した指導内容」についての具体的な内容としては、小学校児童、中学校生徒ともに「国語」「算数」との回答が多く、他、「家庭科」、「図工」、「理科の実験」等の実技を伴う内容があった。

14) 弱視通級指導教室における指導形態・教育相談

図 3-18 に、弱視通級指導教室の小学校児童に対する指導形態として、自校通級、他校通級、巡回指導、及び、同教室での教育相談実施状況も併せて調べるために、教育相談も項目として挙げ、複数回答可で尋ねた結果について示す。また、図 3-19 に、弱視通級指導教室の中学校生徒についての結果を示す。

この結果から、小学校児童においても、中学校生徒においても、割合が最も高いのは、他校通級であり、次いで、巡回指導、自校通級、教育相談の順で割合が高いが、他校通級の割合が他と比較して非常に高い(小学校児童で 65.2%、中学校生徒で 71.4%)。一方で、その次に割合が高い巡回指導について、小学校児童では 26.7%、中学校生徒では 17.1%であり、特に小学校児童では、3 割弱が巡回指導を受けていることが分か

る。

また、この設問は複数回答可であったが、小学校児童では、他校通級と巡回指導の併用が 11 人であった。中学校生徒では、他校通級と巡回指導の併用が 3 人であった。

なお、他校通級の割合が高いという結果は、平成 29 年度の調査、及び平成 24 年度の調査でも同様であった。

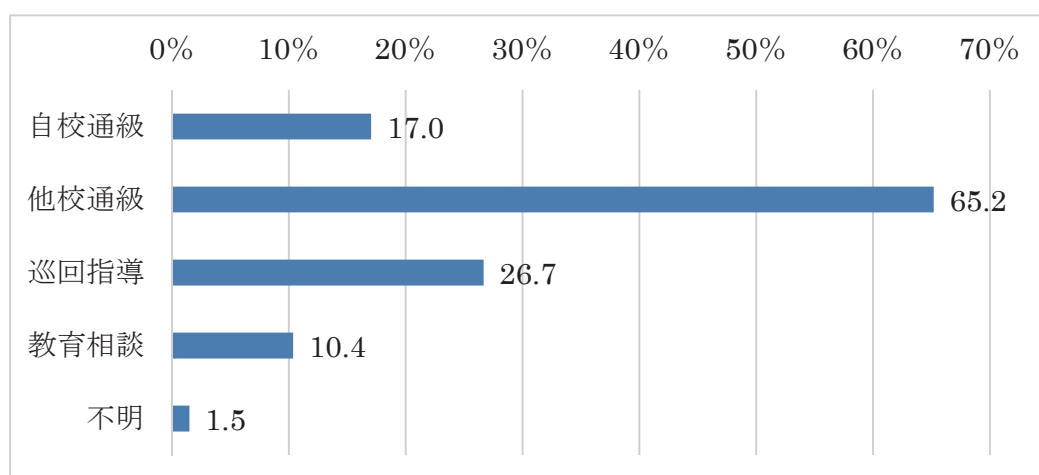


図 3-18 指導形態・教育相談（複数回答可）
（弱視通級指導教室 小学校児童）（n=135）

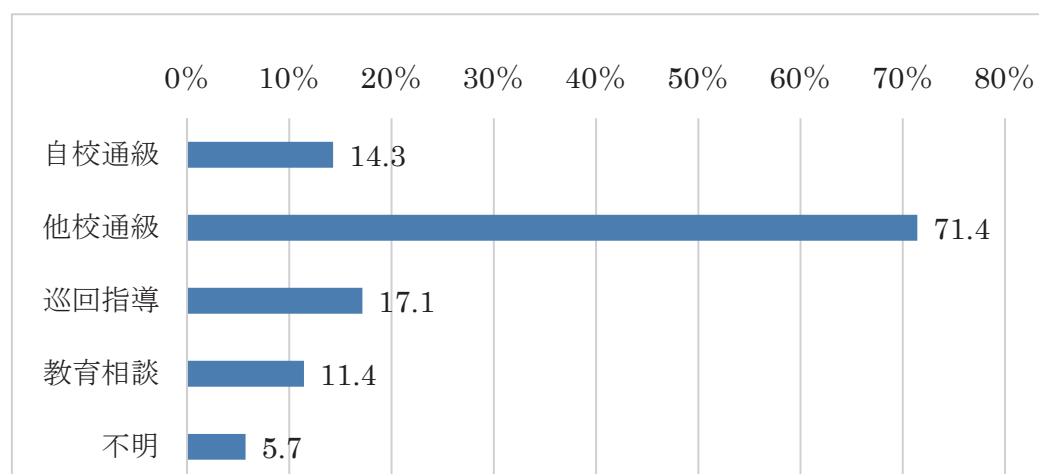


図 3-19 指導形態・教育相談（複数回答可）
（弱視通級指導教室 中学校生徒）（n=35）

15) 教科別普通文字教科書の使用状況

図 3-20 に、弱視特別支援学級の小学校児童における教科別教科書の使用状況を示す。ここでは、教科ごとの使用総数を分母とした各種教科書の割合を示す。同様に、図 3-21 に、弱視通級指導教室の小学校児童、図 3-22 に、弱視特別支援学級の中学校生徒、

図 3-23 に、弱視通級指導教室の中学校生徒について、それぞれ示す。

この結果について、教科に着目すると、書写、生活、音楽、図画工作・美術等、検定教科書の使用割合が高い教科があることが分かる。

また、拡大教科書の文字のサイズについては、全般的に、18 ポイントや 30 ポイントよりも 22 ポイントないしは 26 ポイントである割合が高い。ただし、中学校の拡大教科書では文字サイズが 30 ポイントのものは発行されていない。

また、弱視特別支援学級においても、弱視通級指導教室においても、拡大教科書の文字サイズについて、小学校児童よりも中学校生徒のほうが、全般に 26 ポイントよりも 22 ポイントである割合が高い。

また、弱視特別支援学級の小学校児童と、弱視通級指導教室の小学校児童を比較すると、拡大教科書の文字のサイズについて、前者の方が全般に 26 ポイントの文字サイズである割合が高く、30 ポイントの文字サイズである割合も高いことが分かる。

弱視特別支援学級の中学校生徒と、弱視通級指導教室の中学校生徒では、拡大教科書の文字のサイズについて、前者の方が、特に、26 ポイントの文字サイズである割合が高いことが分かる。前者では、どの教科でも 26 ポイントの文字サイズである割合は約 10%～20%であるが、後者では約 10%以下である。

拡大写本については、弱視特別支援学級の小学校児童で生活、弱視通級指導教室の小学校児童で生活、地図、家庭での使用の割合は 0 %であったが、それ以外は、どの教科、及び、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、使用の割合は非常に低い、使用されている。なお、弱視通級指導教室の中学校生徒については、「8）教科書の使用状況」に示したように、拡大写本を使用している生徒もいるが、本設問には回答がなかったため、教科ごとの使用状況は分からない。

PDF 版拡大教科書については、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、全ての教科で使用されている。

以上の結果のうち、平成 29 年度の調査でも、拡大教科書の文字のサイズについては、全般的に、18 ポイントや 30 ポイントよりも 22 ポイントないしは 26 ポイントである割合が高いということについては同様であった。

なお、PDF 版拡大教科書は、今回の調査で、初めて設問の項目に加えたものである。

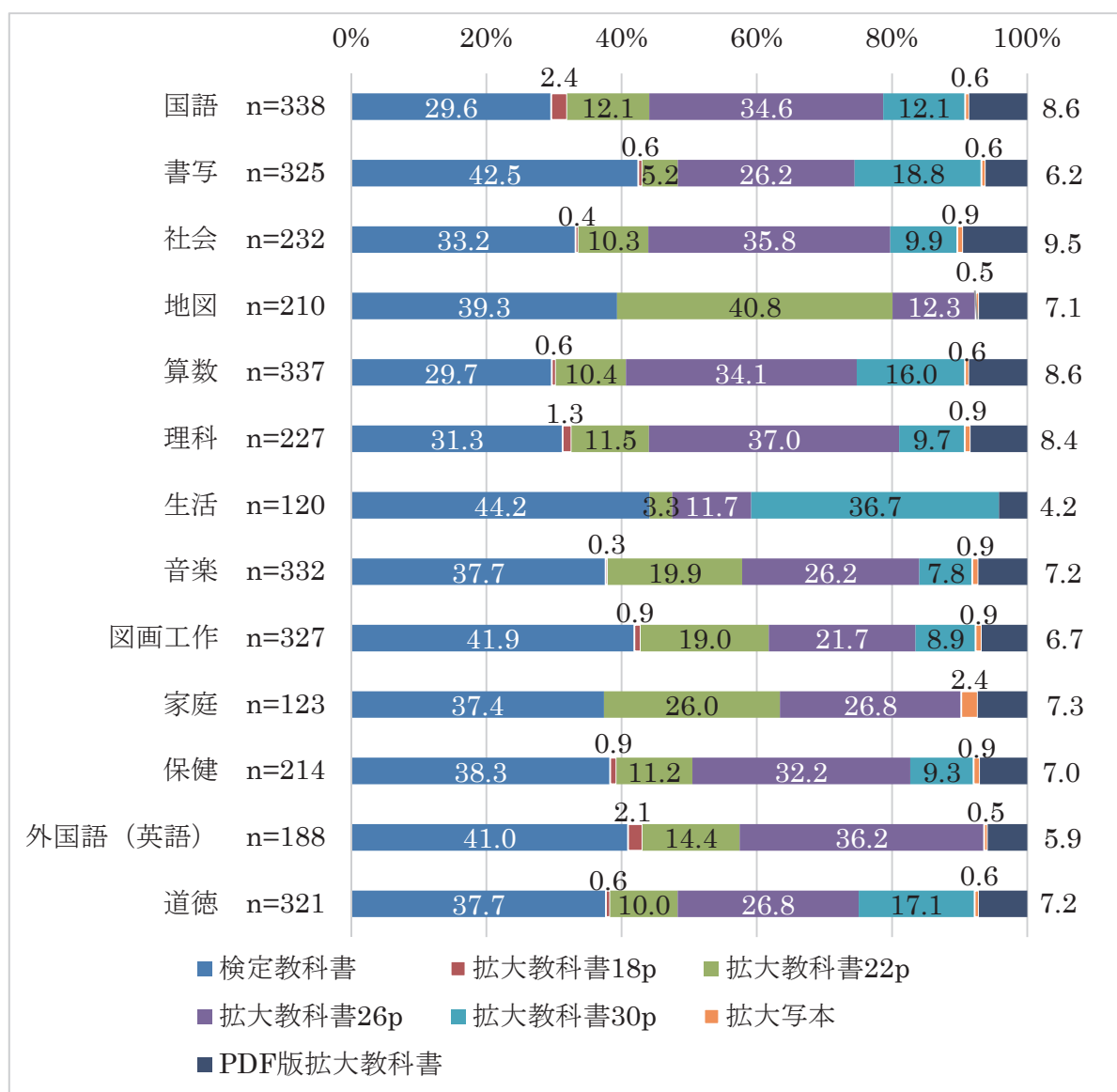


図 3-20 教科別普通文字教科書の使用状況（複数回答可）
（弱視特別支援学級 小学校児童）

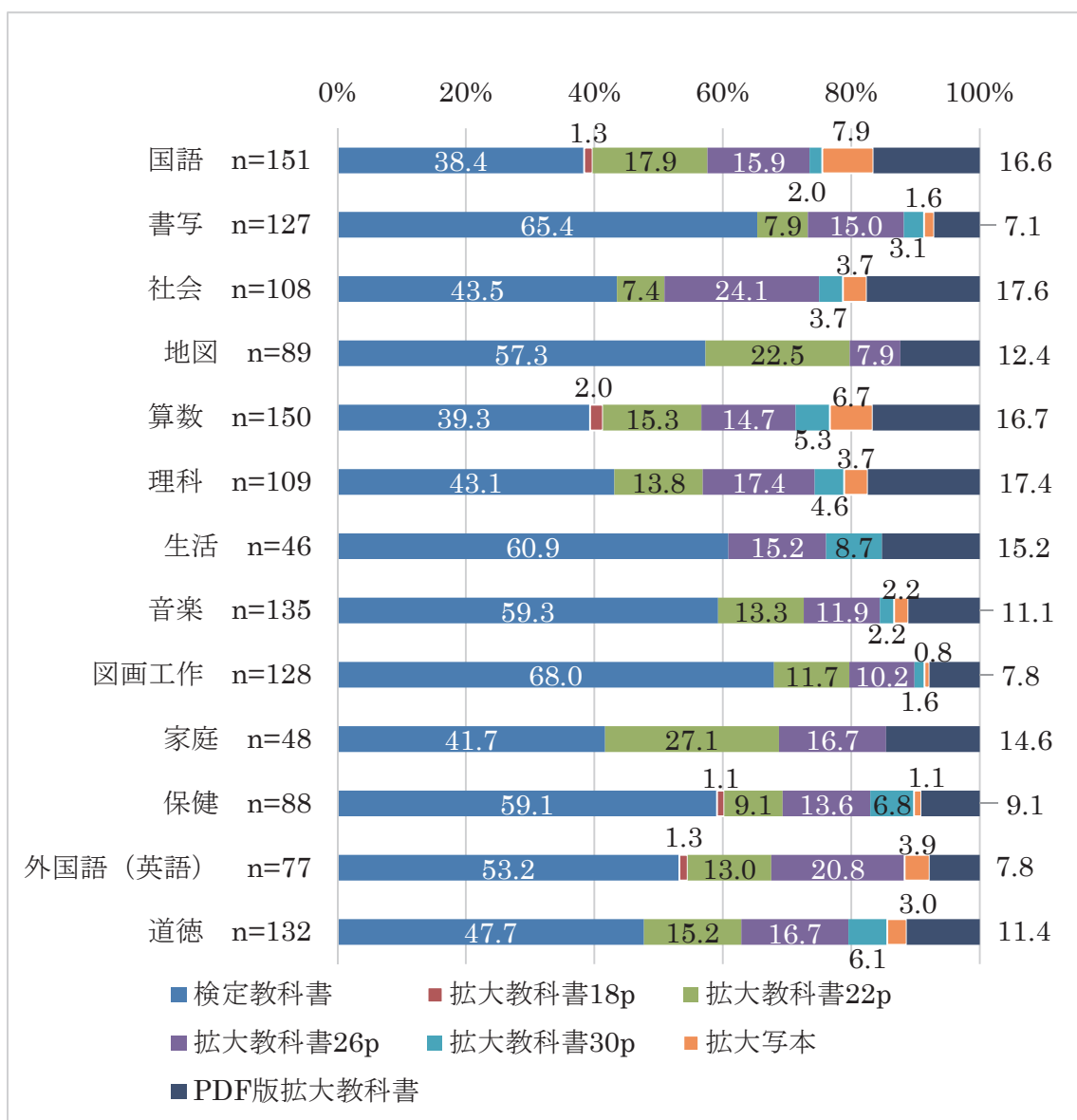


図 3-21 教科別普通文字教科書の使用状況（複数回答可）
 （弱視通級指導教室 小学校児童）

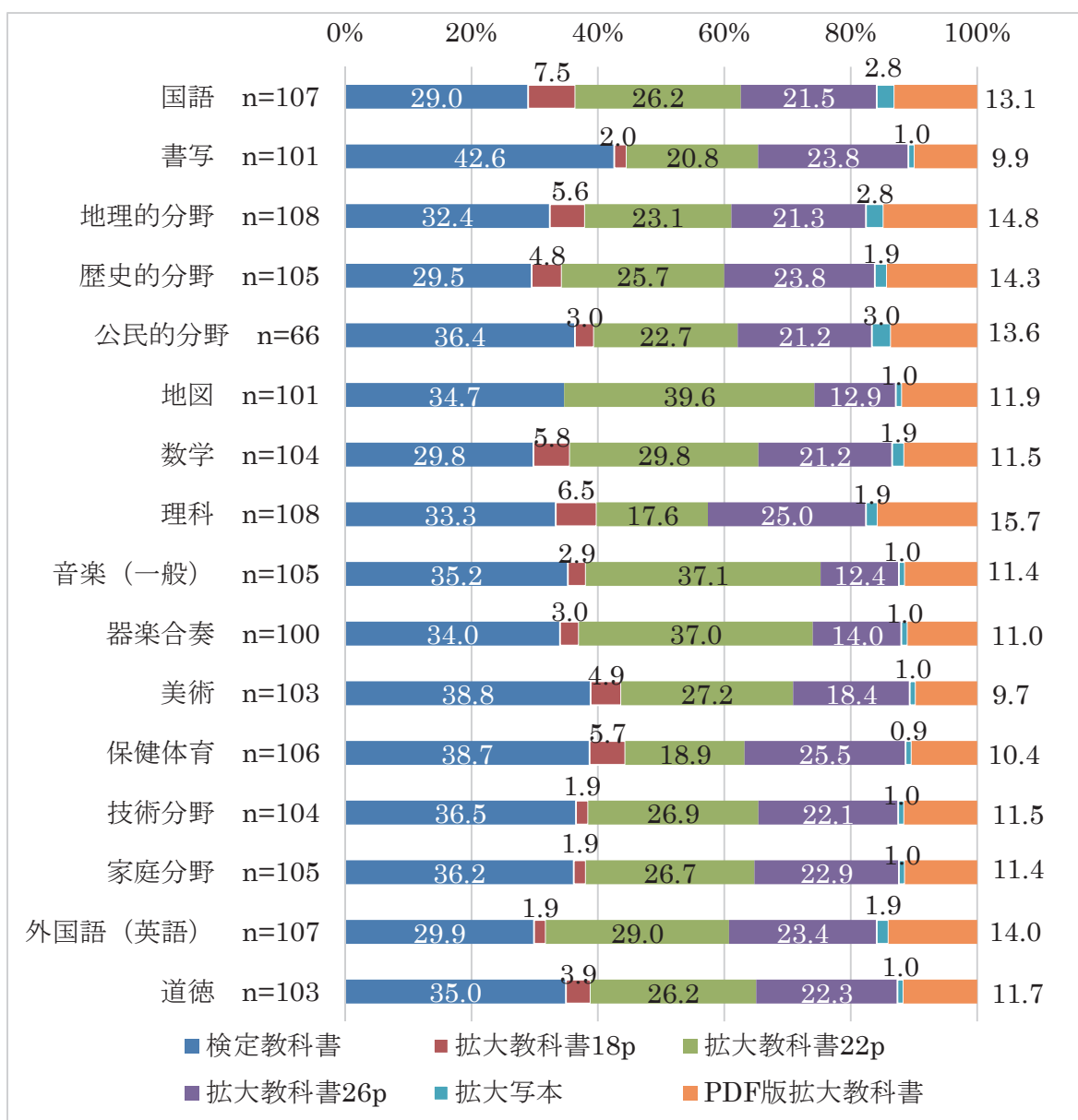


図 3-22 教科別普通文字教科書の使用状況（複数回答可）
（弱視特別支援学級 中学校生徒）

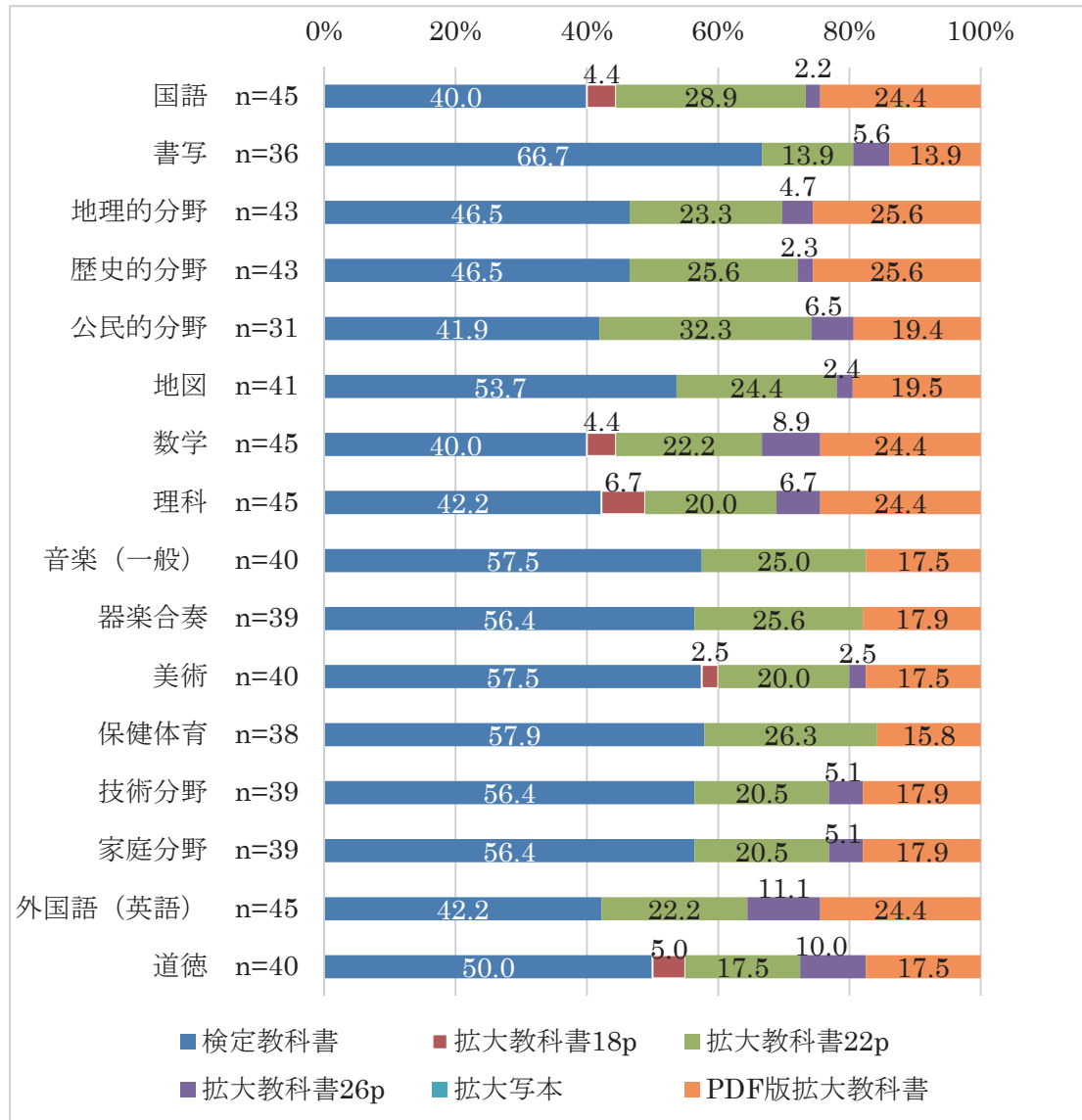


図 3-23 教科別普通文字教科書の使用状況（複数回答可）
（弱視通級指導教室 中学校生徒）

(3) 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査

1) 分析対象担当者

表 3-5 に、本項で分析対象となる担当者の有効回答数 n を示す。表 3-1 に示した回答校数と値が異なるのは、複数の担当者から回答が得られた学校と、担当者に関する回答がなかった学校があったためである。

表 3-5 分析対象担当者数

特学・通級	学校種	有効回答数 n
弱視特別支援学級	小学校	299
	中学校	95
弱視通級指導教室	小学校	17
	中学校	5
	特別支援学校	18
合計		434

2) 担当者の性別

図 3-24 に、担当者の性別を、男女の割合で示す。ただし、中学校弱視通級指導教室担当者については、数が少ないため、人数を示し、割合は参考値として示すこととする。

中学校弱視特別支援学級では、男女の割合がほぼ同じであるが、小学校弱視特別支援学級、小学校弱視通級指導教室、特別支援学校弱視通級指導教室では女性の割合が 70%を超えており、特に、小学校弱視通級指導教室、特別支援学校弱視通級指導教室では 80%を超えている。

この結果について、平成 29 年度の調査でも、同様の傾向がみられている。

なお、令和 4 年度の学校基本調査（文部科学省, 2023）によると、教員における男性と女性の割合は、小学校で 37.6%と 62.4%、中学校で 55.7%と 44.3%、特別支援学校で 37.4%と 62.6%であるが、この数値と比較しても、小学校弱視特別支援学級、小学校弱視通級指導教室、特別支援学校弱視通級指導教室での女性の割合は高い。また、中学校弱視特別支援学級についても、中学校ではもともと男性の割合が高いことを考慮すると女性の割合がやや高いと言える。

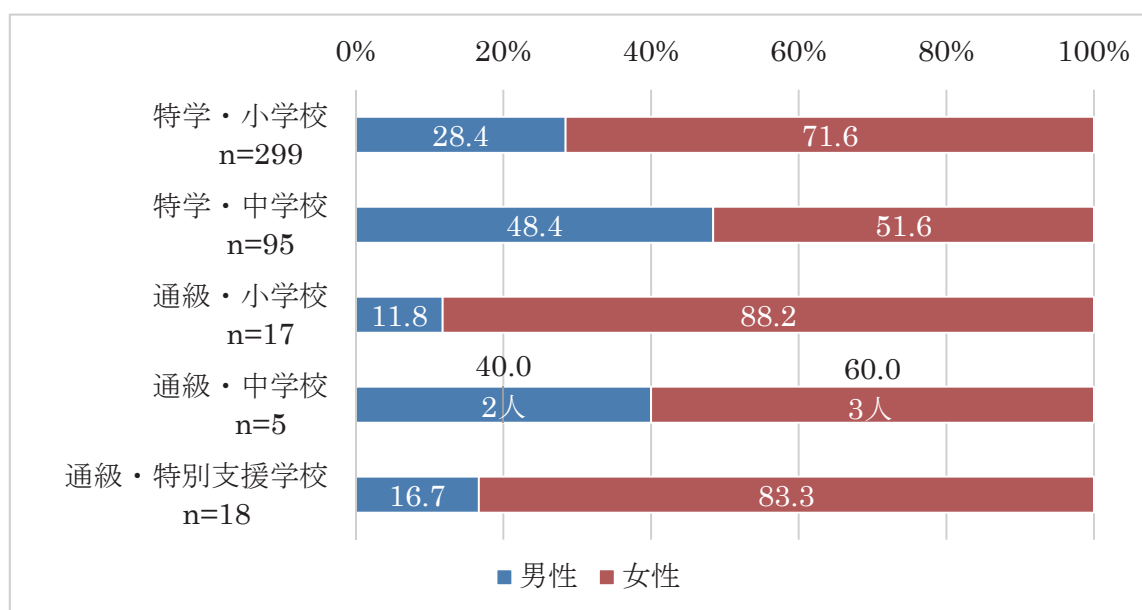


図 3-24 担当者の性別

3) 担当者の年齢

図 3-25 に、担当者の年齢について、各年齢層の割合で示す。ただし、中学校弱視通級指導教室担当者については、数が少ないため、人数を示し、割合は参考値として示すものとする。

このように、特別支援学校弱視通級指導教室以外の担当者については 50 歳代の割合が高い傾向がみられ、30%前後（中学校弱視通級指導教室については 3 人）となっている。特別支援学校弱視通級指導教室の担当者については、30 歳代の割合が高く、44.4%を占めている。

なお、平成 29 年度の調査でも、小・中学校の担当者について 50 歳代の割合が高かったが、今回の調査では、その割合は平成 29 年度の結果よりも低く、一方で 60 歳代の割合が約 10%増加している。退職後に再任用で担当者となる者の割合が増加していることが伺える。

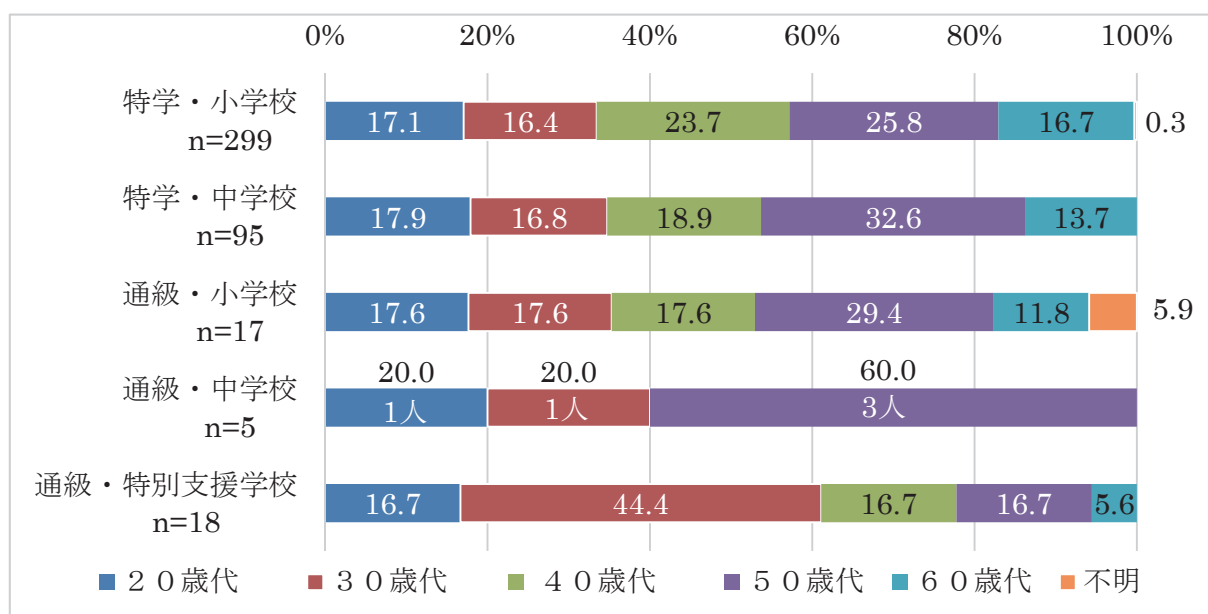


図 3-25 担当者の年齢

4) 教職経験年数及び視覚障害教育経験年数

図 3-26 に、小学校弱視特別支援学級担当者の教職経験年数と視覚障害教育経験年数の関係を散布図で示す。同様に、図 3-27 に、中学校弱視特別支援学級担当者について示す。中学校弱視通級指導教室は対象担当者の数が少ないため、小学校弱視通級指導教室担当者の結果と合わせて図 3-28 に示す。図 3-29 には、特別支援学校弱視通級指導教室担当者について示す。なお、教職経験年数 0 年とは、本調査の調査時点の年度で新規採用になったことを表す。同様に、視覚障害教育経験年数 0 年とは、本調査の調査時点の年度で新たに弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の担当者になったことを表す。

この散布図を見ると、特別支援学校弱視通級指導教室担当者以外では、教職経験年数は広範囲に分布しているが、教職経験年数にかかわらず、視覚障害教育経験年数は 3 年以下に集中していることが分かる。特別支援学校弱視通級指導教室担当者については、視覚障害教育経験年数が 3 年以下の者も存在するが、その数は少なく、教職経験年数が少ない者に限られている。そして、教職経験年数が増えるに従って、視覚障害教育経験年数も増加する傾向が伺える。

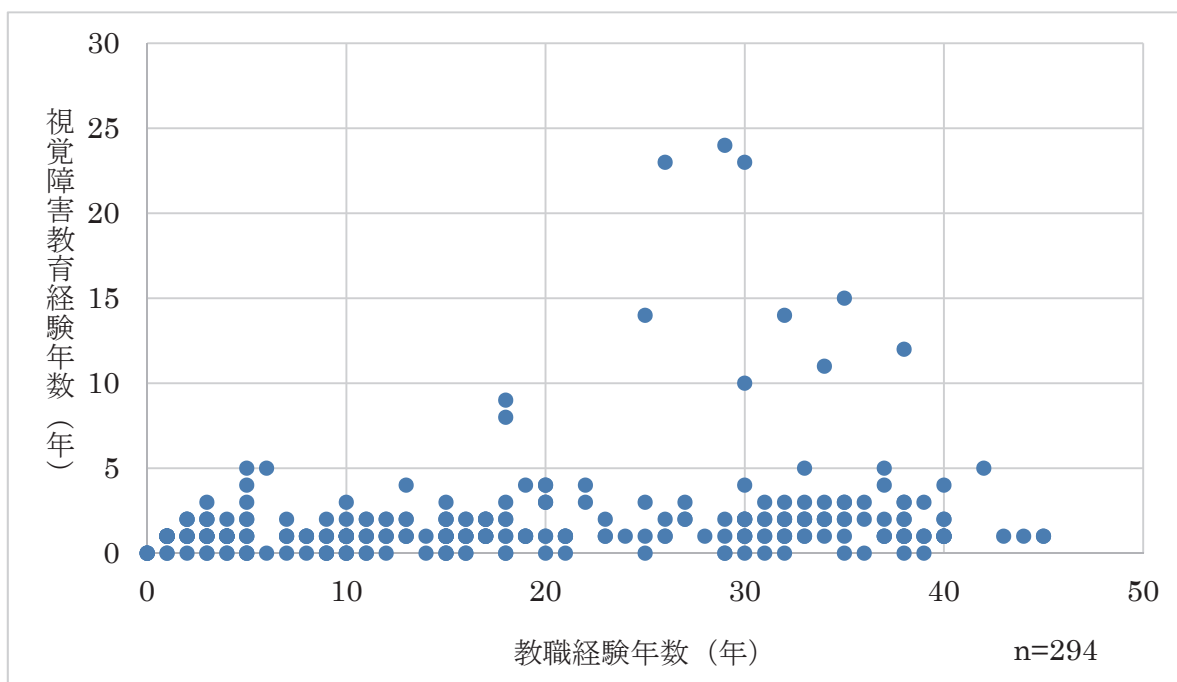


図 3-26 教職経験年数と視覚障害教育経験年数の関係（小学校弱視特別支援学級）

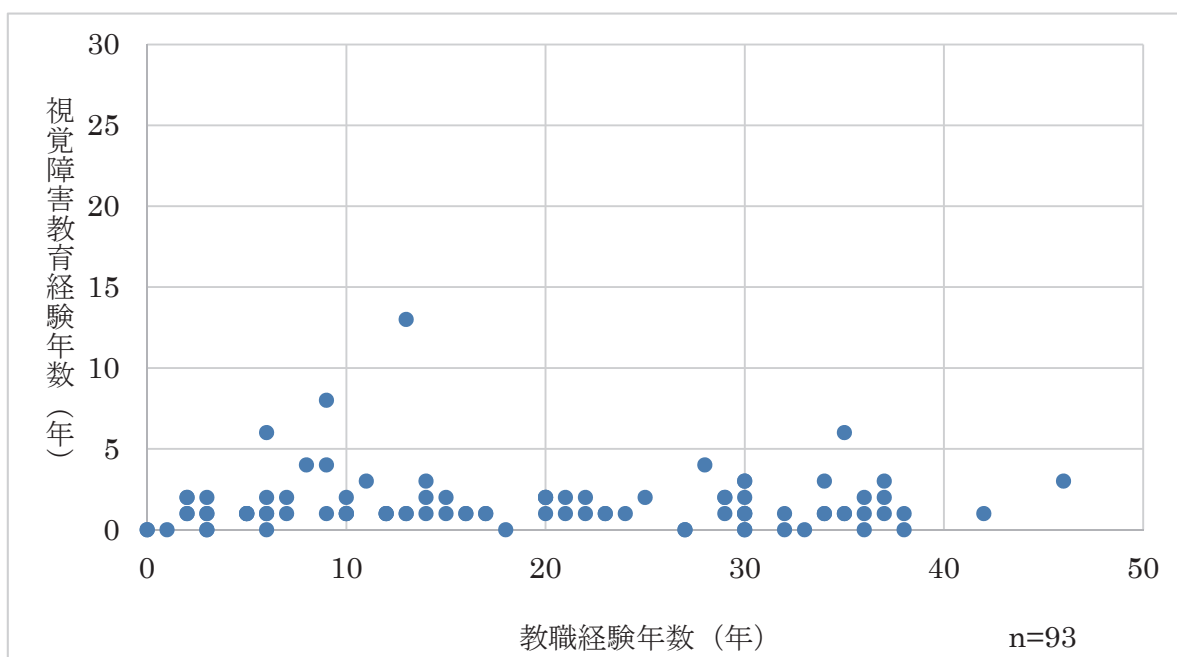


図 3-27 教職経験年数と視覚障害教育経験年数の関係（中学校弱視特別支援学級）

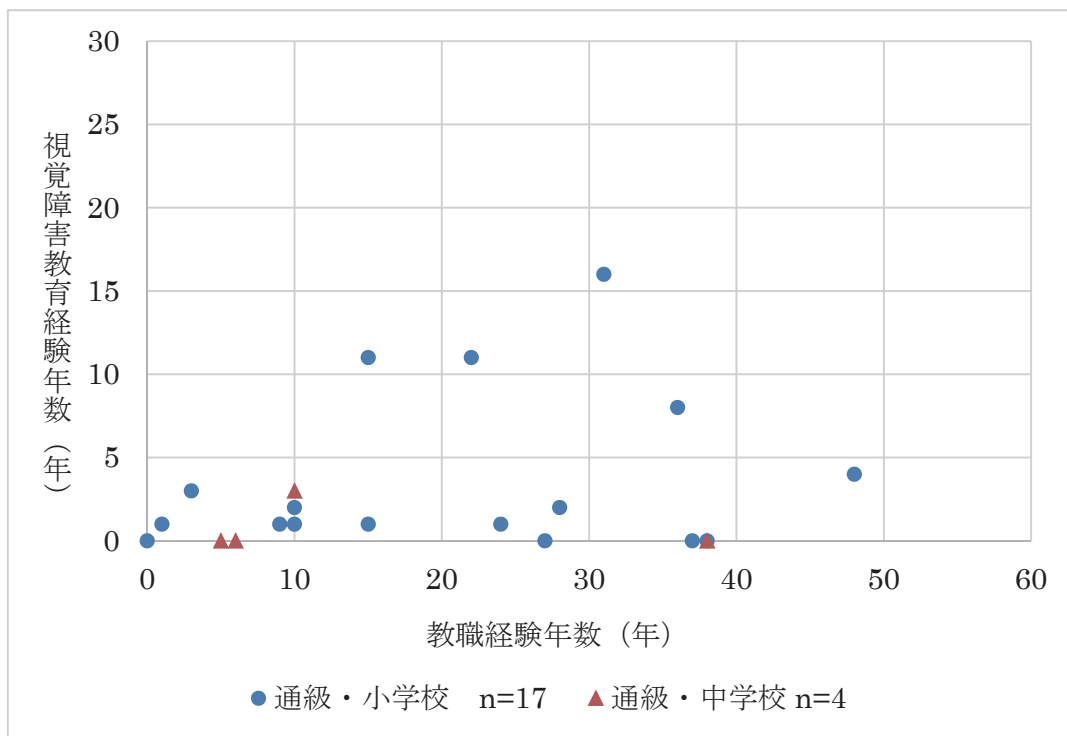


図 3-28 教職経験年数と視覚障害教育経験年数の関係
(小学校・中学校弱視通級指導教室)

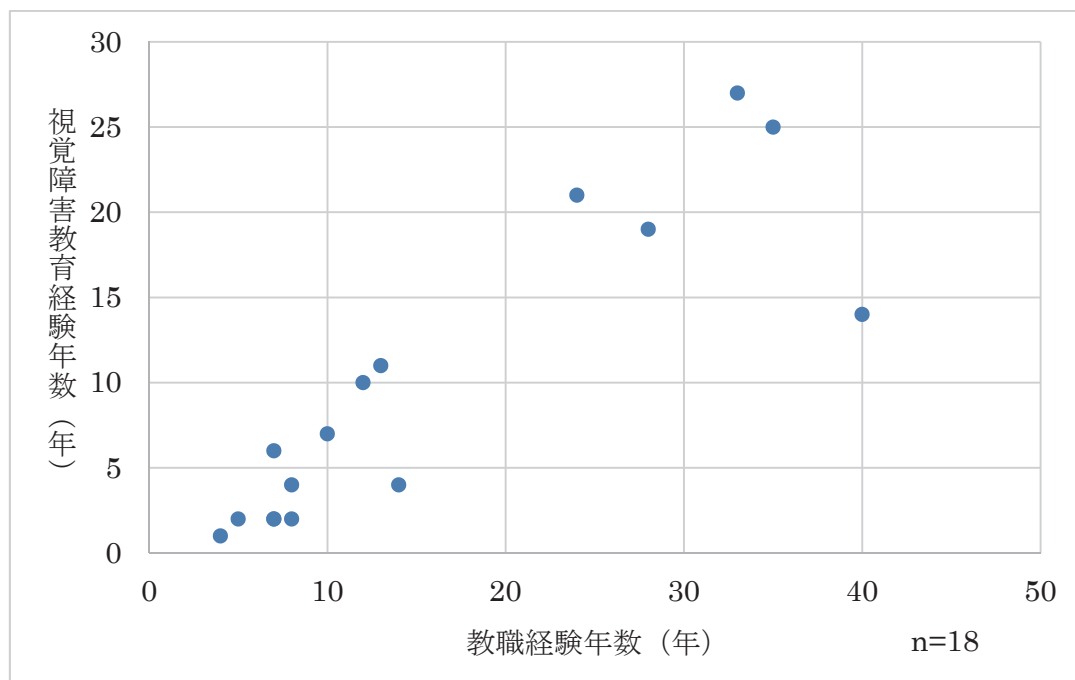


図 3-29 教職経験年数と視覚障害教育経験年数の関係
(特別支援学校弱視通級指導教室)

ここで、視覚障害教育経験年数について、小学校弱視特別支援学級担当者の各年数の割合を図 3-30 に示す。同様に、図 3-31 に、中学校弱視特別支援学級担当者、図 3-32 に小学校弱視通級指導教室担当者、図 3-33 に中学校弱視通級指導教室担当者、図 3-34 に特別支援学校弱視通級指導教室担当者について、それぞれ示す。ただし、中学校弱視通級指導教室担当者については、数が少ないため、人数で示す。

この結果から、小学校弱視特別支援学級担当者と中学校弱視特別支援学級担当者については、視覚障害教育経験年数が 0 年の者も、約 15%、存在し、1 年の者が 50% 弱であり、この合計で全体の 60% を超えている。そして、これに、視覚障害教育経験年数が 2 年と 3 年の者を加えると、全体の 90% を超えている。小学校弱視通級指導教室担当者については、視覚障害教育経験年数 0 年の者が、上記の二つの場合よりも高いが、0 年の者と 1 年の者を合わせると、全体の 50% を超えている。一方、視覚障害教育経験年数 4 年以上の者が、約 30%、存在し、視覚障害教育経験年数 0 年～3 年の者の割合は約 70% となっている。中学校弱視通級指導教室担当者については、視覚障害教育経験年数が 0 年の者が 3 人で、2 年の者、3 年の者が、ともに 1 人で、4 年以上の者はいなかった。

なお、視覚障害教育年数が 10 年以上の担当者の割合は、小学校弱視特別支援学級担当者では 3.0%、中学校弱視特別支援学級担当者では 1.1%、小学校弱視通級指導教室担当者では 17.6%、中学校弱視通級指導教室担当者では 0 人であった。

これらの結果について、平成 29 年度の調査でも、概ね同様の傾向が見られているが、今回の調査では、小学校弱視通級指導教室担当者において、視覚障害教育経験年数が 0 年の者の割合が減少し、かつ、視覚障害教育経験年数が 4 年以上の者の割合が増加している。

一方、特別支援学校弱視通級指導教室担当者については、視覚障害教育経験年数 0 年の者は存在せず、4 年以上の者が 70% を超えている。また、視覚障害教育年数が 10 年以上の担当者の割合は 38.9% であった。

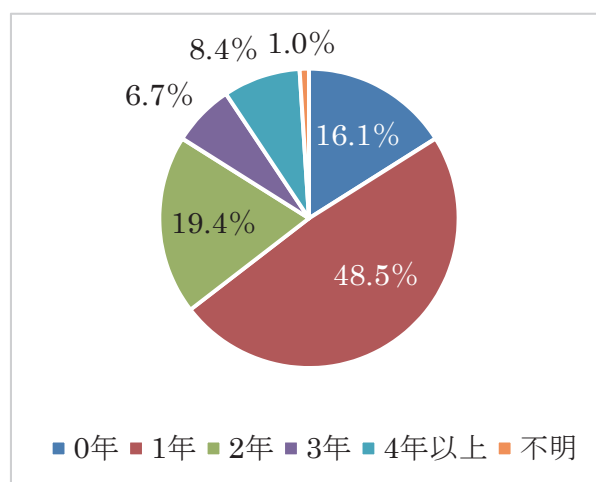


図 3-30 視覚障害教育経験年数（小学校弱視特別支援学級）（n=299）

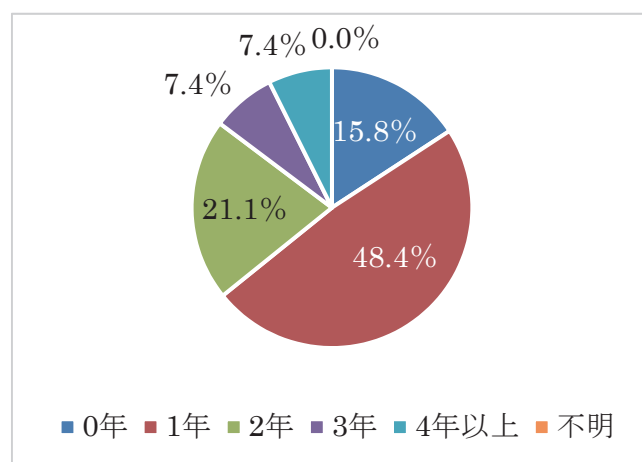


図 3-31 視覚障害教育経験年数（中学校弱視特別支援学級）（n=95）

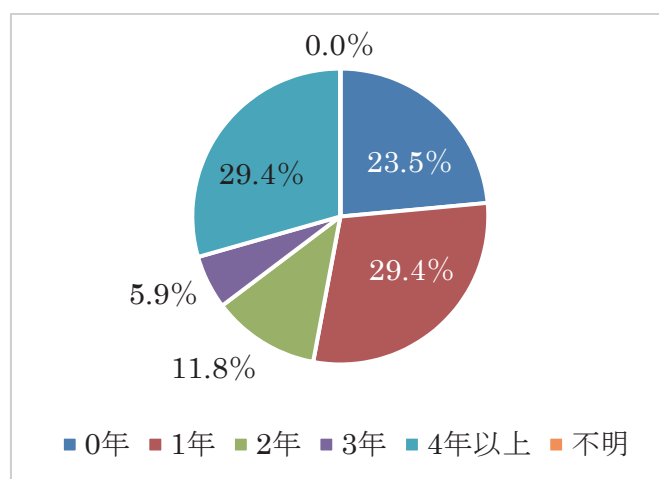


図 3-32 視覚障害教育経験年数（小学校弱視通級指導教室）（n=17）

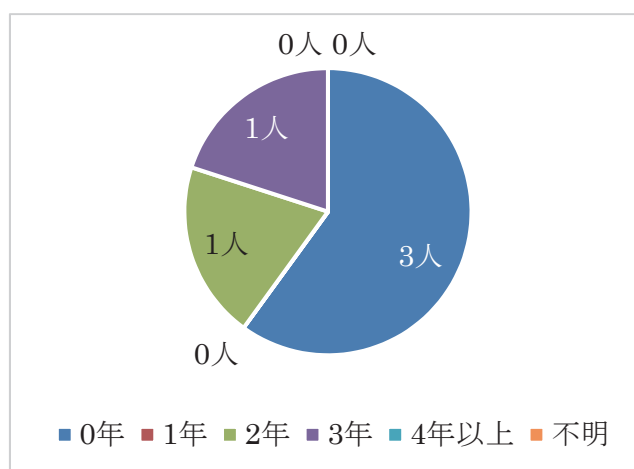


図 3-33 視覚障害教育経験年数（中学校弱視通級指導教室）（n=5）

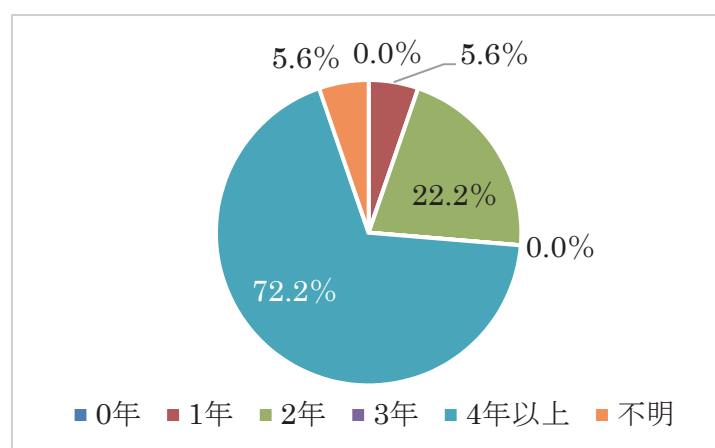


図 3-34 視覚障害教育経験年数（特別支援学校弱視通級指導教室）（n=18）

5）担当校務分掌

図 3-35 に、小学校弱視特別支援学級担当者が校内で担っている校務分掌（部・委員会）の種類を示す。これについては、複数回答可で回答を求めた。なお、校務分掌の名称や役割は学校によって異なるため、ここでは、平成 29 年度の調査に合わせて、表 3-6 に示す項目で結果を分類し、整理した。同様に、図 3-36 に、中学校弱視特別支援学級担当者、図 3-37 に小学校弱視通級指導教室担当者、図 3-38 に中学校弱視通級指導教室担当者、図 3-39 に特別支援学校弱視通級指導教室担当者について、それぞれ示す。ただし、中学校弱視通級指導教室担当者については、数が少ないため、人数で示す。

このように、小学校弱視特別支援学級担当者、中学校弱視特別支援学級担当者、及び小学校弱視通級指導教室担当者については、校内分掌として「校内支援・地域支援・特別支援教育」に携わる者は、20%前後であった（それぞれ、19.1%、20.0%、23.5%）。また、この割合は、他の分掌である割合よりも、「その他」を除けば高い（前 2 者の場合）か、比較的高い（後 1 者の場合）。一方、中学校弱視通級指導教室担当者については、「校内支援・地域支援・特別支援教育」に携わる者は 0 人であったが、全体の数が 5 人であり、1 人でも携わっていれば割合は 20%となるため、他の場合との比較は難しい。

なお、小学校弱視特別支援学級担当者、中学校弱視特別支援学級担当者、及び小学校弱視通級指導教室担当者の校務分掌として「校内支援・地域支援・特別支援教育」が多い傾向は平成 29 年度の調査でも同様に見られている。

一方、特別支援学校弱視通級指導教室担当者については、「校内支援・地域支援・特別支援教育」に携わる者は 72.2%であり、上記の担当者の場合と比較して非常に高い。また、他の分掌と比較しても非常に高い。

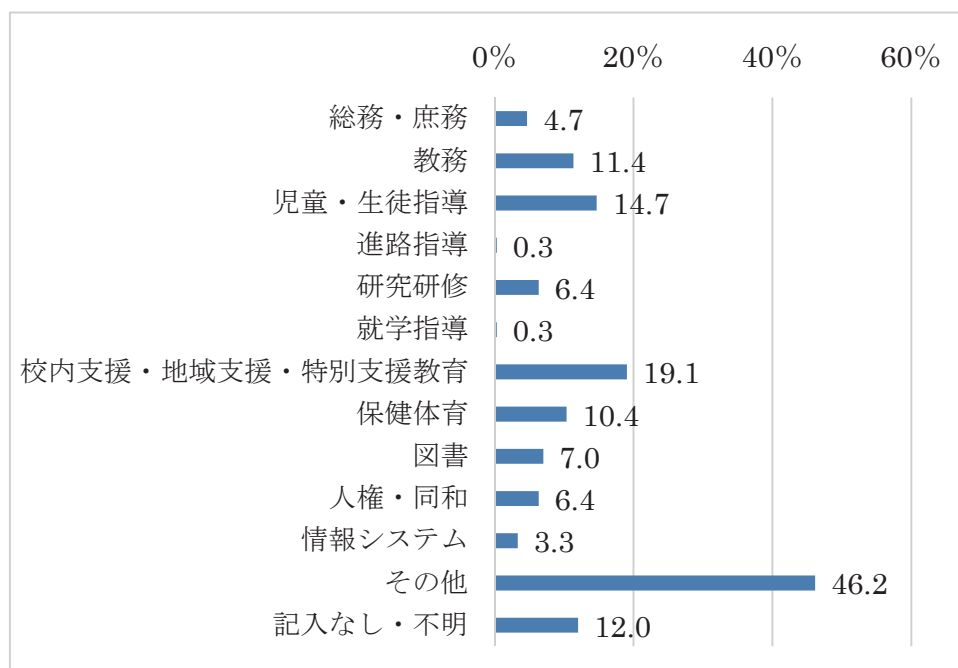


図 3-35 校内で担っている校務分掌の種類（複数回答可）
（小学校弱視特別支援学級）（n=299）

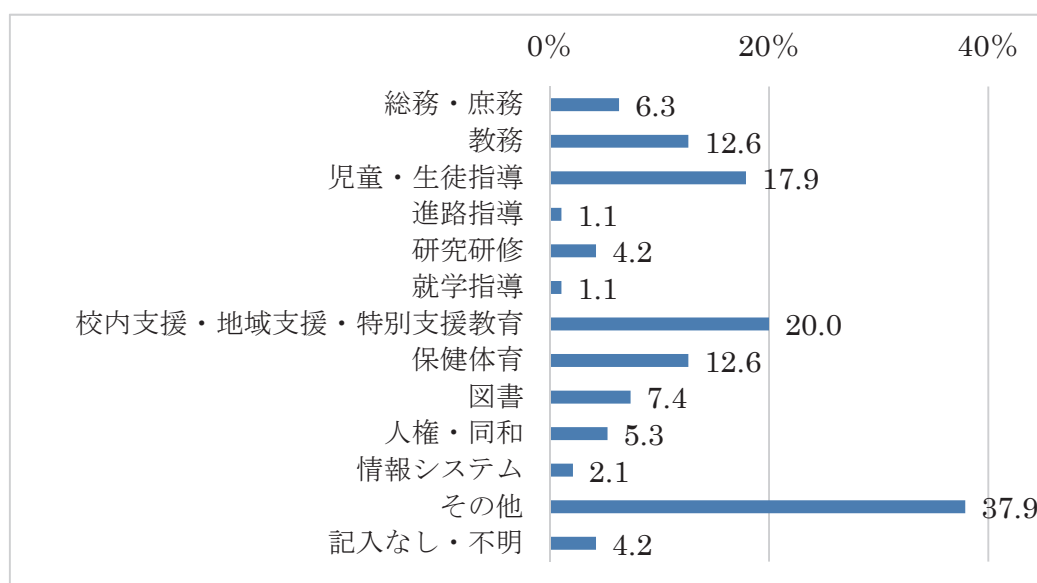


図 3-36 校内で担っている校務分掌の種類（複数回答可）
（中学校弱視特別支援学級）（n=95）

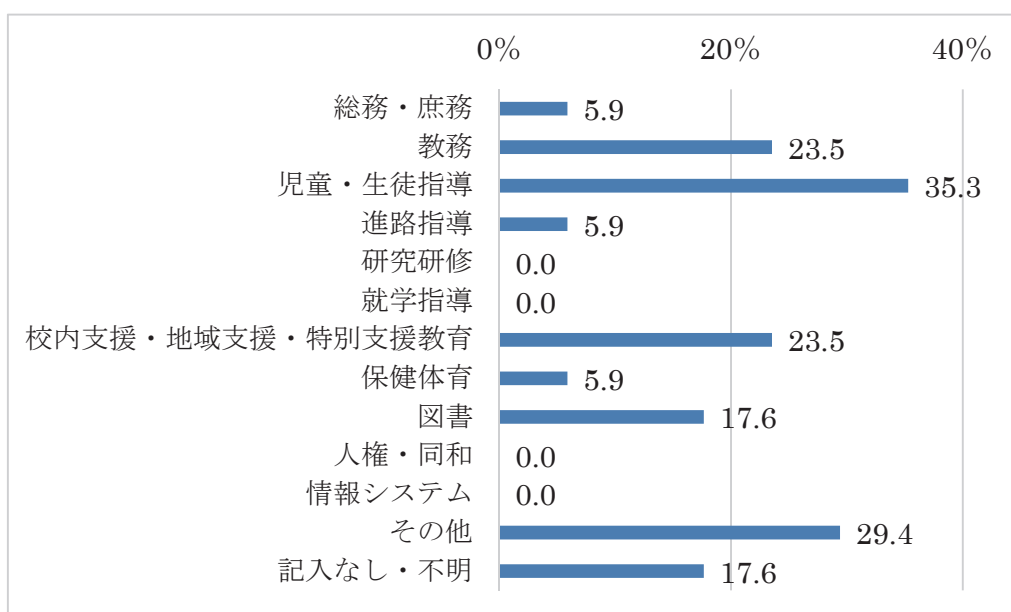


図 3-37 校内で担っている校務分掌の種類（複数回答可）
（小学校弱視通級指導教室）（n=17）

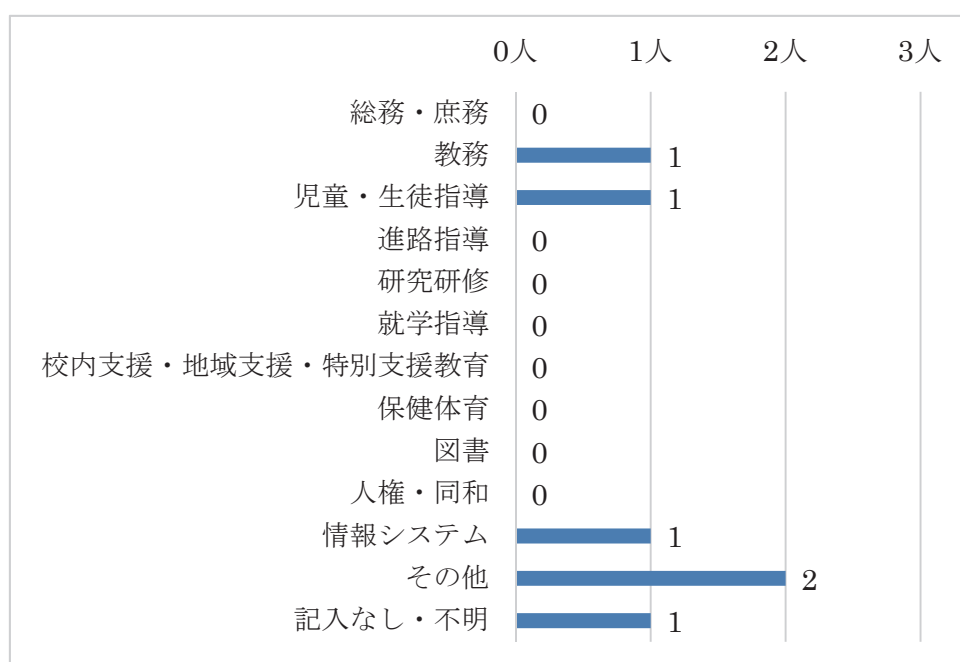
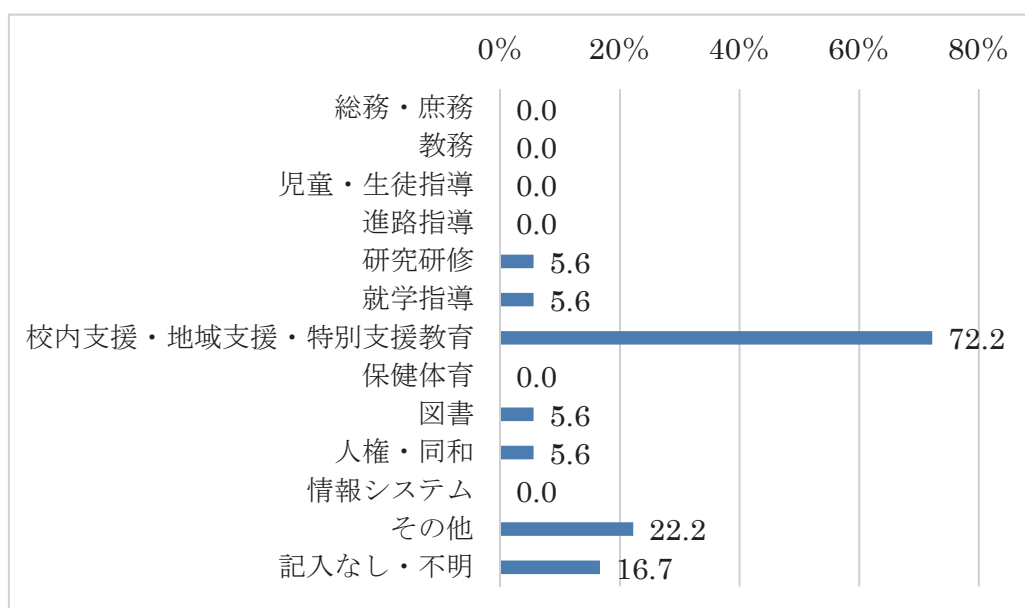


図 3-38 校内で担っている校務分掌の種類（複数回答可）
（中学校弱視通級指導教室）（n=5）



3-39 校内で担っている校務分掌の種類（複数回答可）
（特別支援学校弱視通級指導教室）（n=18）

表 3-6 分析のために用いた校務分掌の分類と役割

分類	役割
総務・庶務	年間日程調整、式典企画（入学式、卒業式、始業式等）、保護者団体（PTA、育友会等）、同窓会との連絡・調整、学校広報誌の作成、防災避難訓練の計画及び実施、等
教務	教育課程の検討、時間割の作成、児童・生徒の学籍や成績に関する事務処理、教科書に関する事務処理、定期考査の運営、等
児童・生徒指導	校則等の検討、児童・生徒の校内及び校外生活上の指導指針の作成、補導、交通安全指導、捨得遺失物の管理、児童会・生徒会、等
進路指導	進学・就職活動の支援、進学・就職情報の収集及び広報、進路に関する統計、模擬試験や模擬面接の計画・実施、健康教育推進等
研究研修	校内職員の研究研修計画の立案・実施、等
就学指導	校内就学に関わる業務、等
校内支援・地域支援・特別支援教育	教育相談や特別支援教育に関わる業務、等
保健体育	保健室の管理、健康・身体に関する統計、身体測定や各種検診の計画・実施、学校医との連絡・調整、等
図書	図書館・図書室の管理・運営、読書指導、視聴覚機材の管理、等
人権・同和	人権・同和教育や関連する研修の計画・実施、等

情報システム	情報機器や校内 LAN の管理、Web サイトの作成・管理、等
その他	上記のいずれの項目にも当てはまらない校務

6) その他の校務

図 3-40 に、小学校弱視特別支援学級担当者が校内で担っている校務分掌以外の校務を示す。この設問については、特別支援教育に関わる四つの校務を挙げ、複数回答可で回答を求めている。また、この四つ以外の校務があれば、「その他」として、その回答も求めている。また、同様に、図 3-41 に、中学校弱視特別支援学級担当者、図 3-42 に小学校弱視通級指導教室担当者、図 3-43 に中学校弱視通級指導教室担当者、図 3-44 に特別支援学校弱視通級指導教室担当者について、それぞれ示す。なお、中学校弱視通級指導教室担当者については、数が少ないので、人数で示す。

この結果から、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、特別支援教育に関わる校務に携わっている者が一定数いることが分かる。また、その校務として割合が高いのは特別支援教育コーディネーターであり、小学校弱視特別支援学級担当で 18.7%、中学校弱視特別支援学級担当で 26.3%、小学校弱視通級指導教室担当で 35.3%、特別支援学校弱視通級指導教室担当で 66.7%であった。また、中学校弱視通級指導教室担当者でも、5 人のうち 1 名が特別支援教育コーディネーターであった。

ここで、数が少ない中学校弱視通級指導教室担当者を除外して、割合で見た場合、小学校よりも中学校の担当者の方が、また、弱視特別支援学級よりも弱視通級指導教室の担当者の方が、特別支援教育コーディネーターを担っている割合が高い傾向が伺える。また、その他の特別支援教育に関わる校務として、校内委員会委員、外部教育相談担当、就学支援委員を担っている者の割合は、弱視特別支援学級よりも弱視通級指導教室の担当者の方が高くなっている。

以上の結果のうち、外部教育相談担当について、弱視特別支援学級担当者よりも弱視通級指導教室担当者が担う場合が多いことについては、平成 29 年度の調査でも、同様の傾向が示されている。

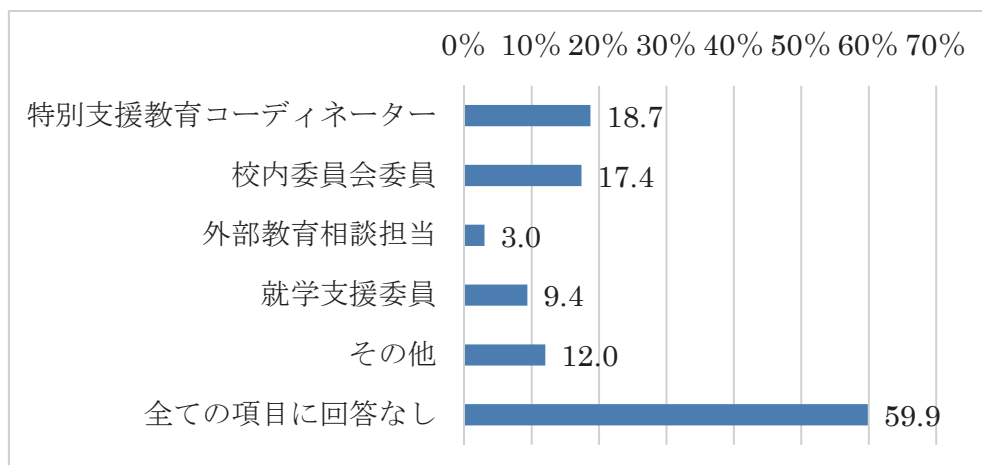


図 3-40 校務分掌以外で担っている校務（複数回答可）
（小学校弱視特別支援学級）（n=299）

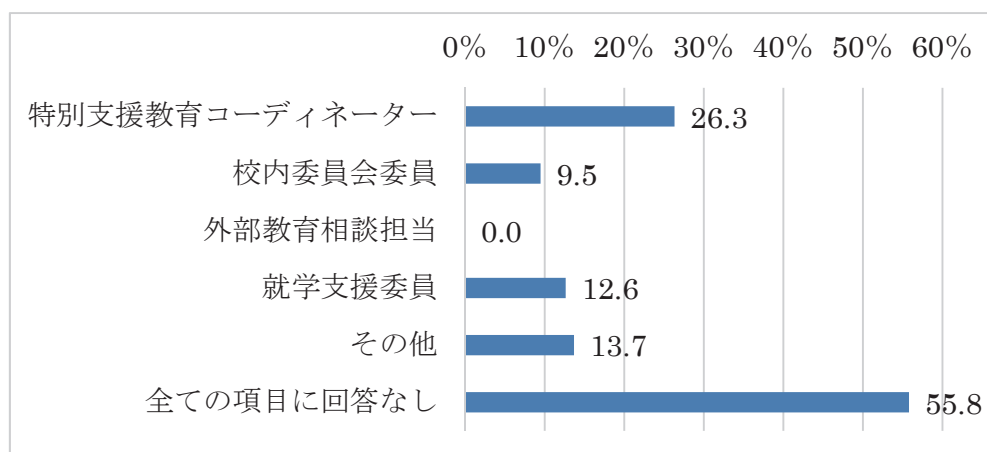


図 3-41 校務分掌以外で担っている校務（複数回答可）
（中学校弱視特別支援学級）（n=95）

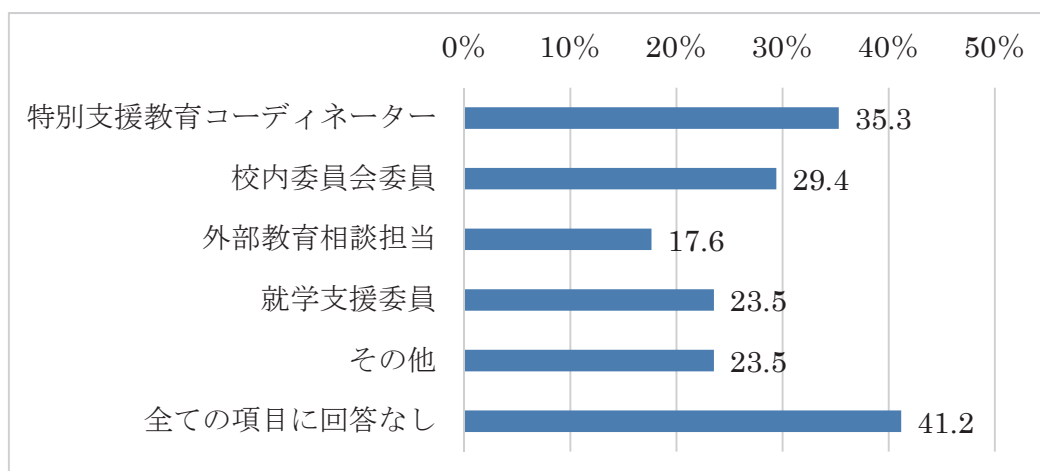


図 3-42 校務分掌以外で担っている校務（複数回答可）
（小学校弱視通級指導教室）（n=17）

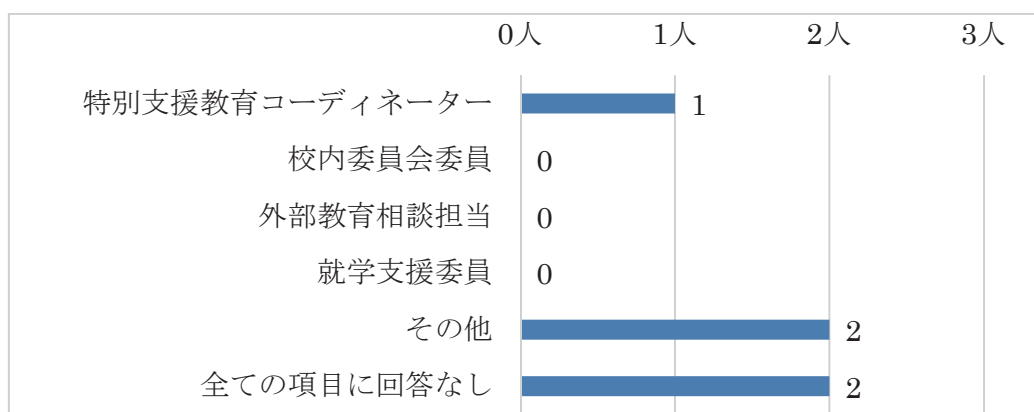


図 3-43 校務分掌以外で担っている校務（複数回答可）
（中学校弱視通級指導教室）（n=5）

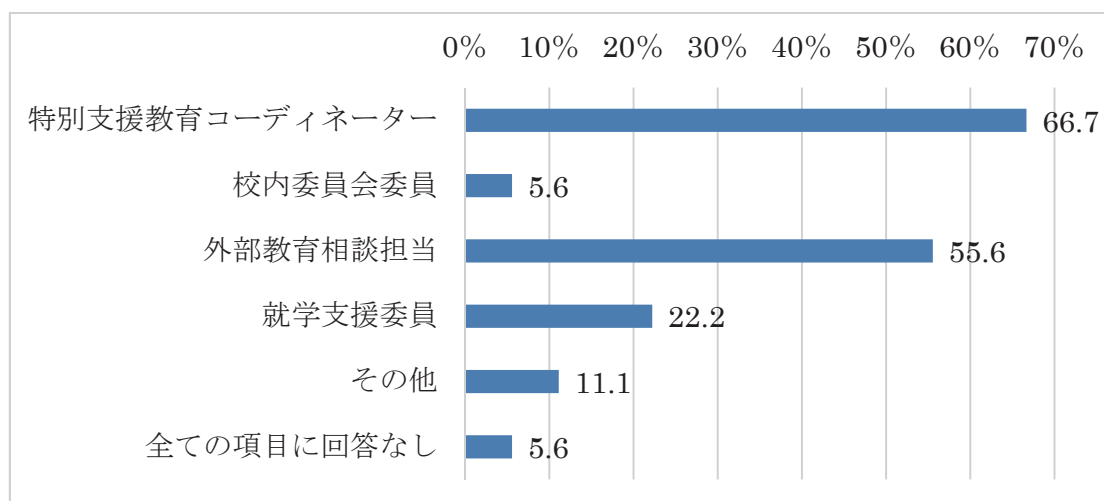


図 3-44 校務分掌以外で担っている校務（複数回答可）
（特別支援学校弱視通級指導教室）（n=18）

7) ICT の活用状況について

担当する児童生徒の指導で活用している ICT 機器等について、項目を挙げ、複数回答可で、当てはまるもの全てについて回答を求めた。また、「コンピュータ（タブレット型以外）」、「タブレット型コンピュータ」、「携帯情報端末」、「教科書等のスキャンデータ」の四つの項目については、別途選択肢を設けて、その具体的な内容についても調べた。

図 3-45 に、小学校弱視特別支援学級で活用している ICT 機器等の種類を示す。同様に、図 3-46～図 3-49 に、中学校弱視特別支援学級、小学校弱視通級指導教室、中学校弱視通級指導教室、特別支援学校弱視通級指導教室についての結果を、それぞれ、示す。ただし、中学校弱視通級指導教室については、数が少ないので、人数で示す。

最初に、どの項目にも回答がなかった担当者以外は、何らかの ICT 機器等を活用し

ているものとする、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、その活用率は非常に高いと言える。即ち、その活用率は、約 95%～100% となる。

この結果について、平成 29 年度の調査でも同様の高い活用率であったが、その活用率は、最も高かった小学校弱視特別支援学級でも、割合は 91.9%であり、その時と比較しても、活用率は高くなっている。これについては、GIGA スクール構想のもと、学校における ICT 機器等の整備が進んでいることが背景にあるのではないかと考えられる。

ICT 機器等の種類でみると、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、最も活用の割合が高いものは、「タブレット型コンピュータ」であり、約 80%から 90%を超える割合となっており、最も活用率が高い小学校弱視通級指導教室では 94.1%である。「タブレット型コンピュータ」は、弱視児童生徒にとって、容易に文字や図を拡大したり、文字色と背景色を変更することができるため、文字や図を見えやすくするものとして非常に有用であり、その活用率が高いことは当然の結果と言える。平成 29 年度の調査の結果でも、その活用率は高かったが、平成 29 年度の調査では、最も割合が高かった小学校弱視通級指導教室でも活用率は 80.9%で、他では約 50%～65%の活用率であった。今回の調査では、その時点よりも活用率が上がり、約 80%から 90%を超える割合となっていることは注目される。

「タブレット型コンピュータ」に次いで活用率が高かったものとしては、特別支援学校弱視通級指導教室以外では、「テレビやプロジェクタ等」と「コンピュータ（タブレット型以外）」があり、弱視特別支援学級では、小学校でも中学校でも、それぞれ、約 50%、約 45%の活用率となっている。小学校弱視通級指導教室では、順位が異なり、「コンピュータ（タブレット型以外）」、「テレビやプロジェクタ等」の順となるが、それぞれ、82.4%、70.6%となっている。

特別支援学校弱視通級指導教室では、「タブレット型コンピュータ」に次いで活用率が高かったのは「コンピュータ（タブレット型以外）」、「教科書等のスキャンデータ」で、それぞれ、66.7%、61.1%となっている。

「教科書等のスキャンデータ」は、紙媒体の教科書や教材をスキャナーでスキャンしてタブレット型を含むコンピュータに取り込み、画面上で見られるようにするためのものであり、電子データが存在せず、紙媒体しかない場合に必要となることがある。特別支援学校弱視通級指導教室では、必要な場合、そこまでの対応をしていることが他よりも多いものと考えられる。

今回の調査から、「コンピュータ（タブレット型以外）」を項目として新たに加えているが、上記の結果から、その活用も比較的進んでいることが分かる。特に、小学校弱視通級指導教室では、その活用率が 82.4%という高い値であることは注目される。

また、同様に、今回の調査から、デジタル教科書については、「指導者用デジタル教

科書」の他に「学習者用デジタル教科書」を新たに項目として加えているが、その結果としては、小学校弱視特別支援学級で 15.7%、中学校弱視特別支援学級で 23.2%、小学校弱視通級指導教室で 29.4%、中学校弱視通級指導教室で 1 人、特別支援学校弱視通級指導教室で 33.3%であった。弱視特別支援学級よりも弱視通級指導教室での活用率が、高い傾向が伺える。

また、「学習者用デジタル教科書」と「指導者用デジタル教科書」の活用率を比較してみると、小学校弱視特別支援学級、及び中学校弱視特別支援学級では、「指導者用デジタル教科書」の方が活用率が高く、小学校弱視通級指導教室、及び特別支援学校弱視通級指導教室では、「学習者用デジタル教科書」の方が活用率が高くなっている。

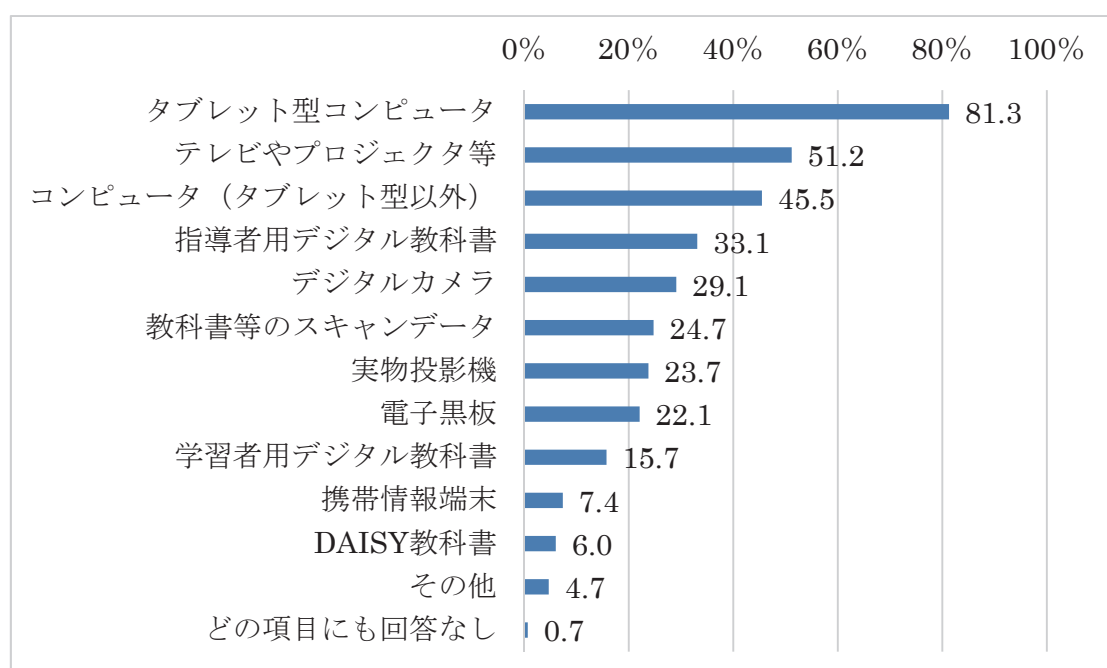


図 3-45 活用している ICT 機器等の種類（複数回答可）
（小学校弱視特別支援学級）（n=299）

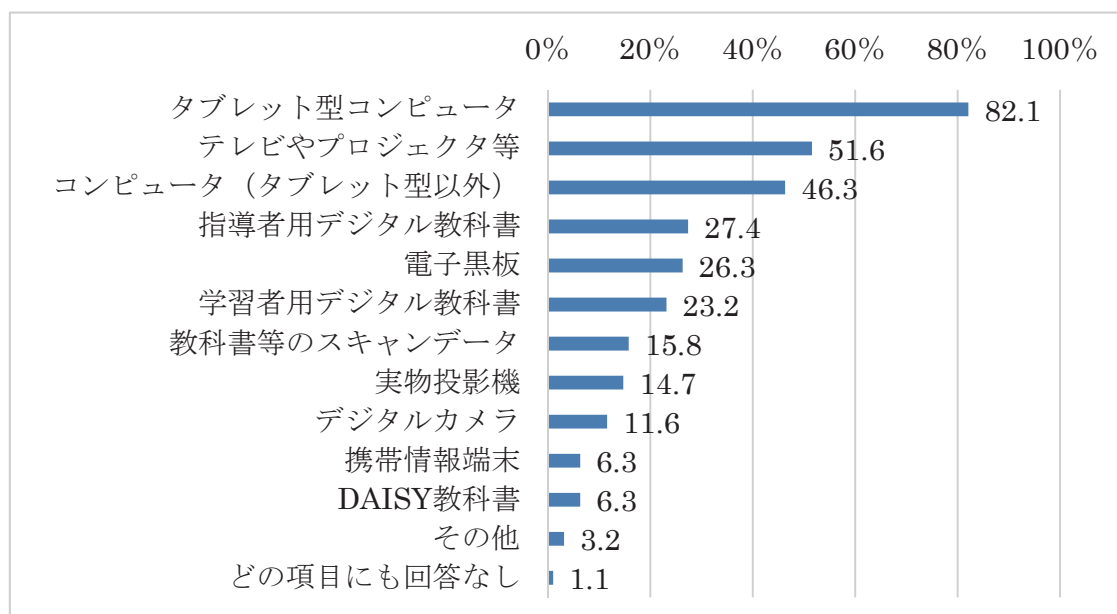


図 3-46 活用している ICT 機器等の種類（複数回答可）
（中学校弱視特別支援学級）（n=95）

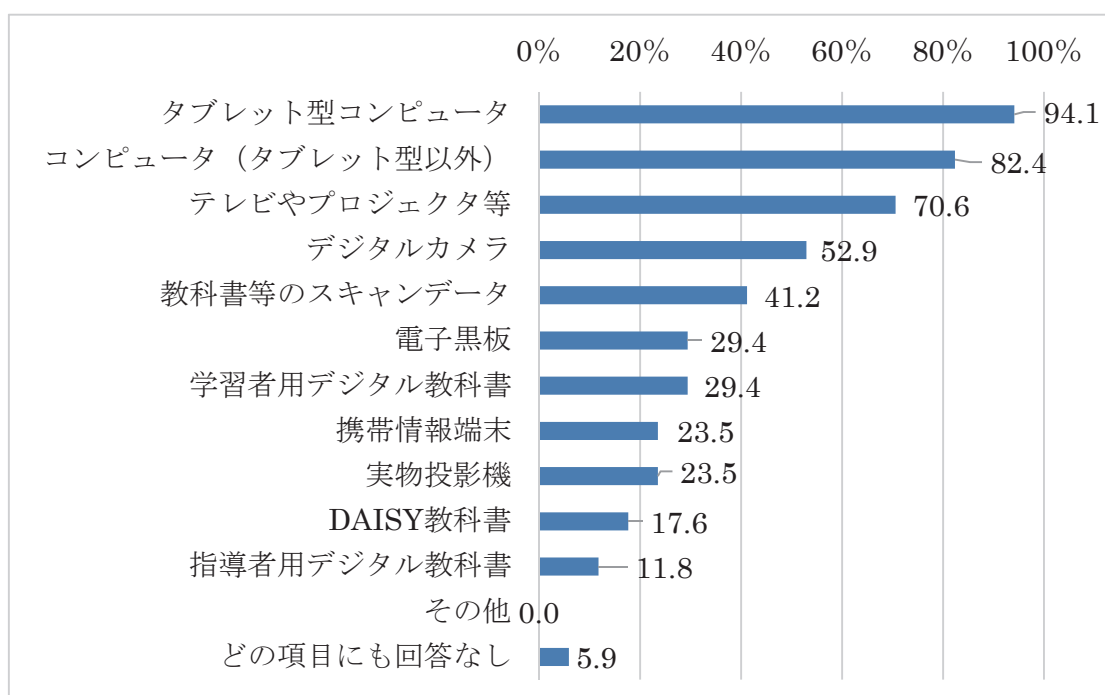


図 3-47 活用している ICT 機器等の種類（複数回答可）
（小学校弱視通級指導教室）（n=17）

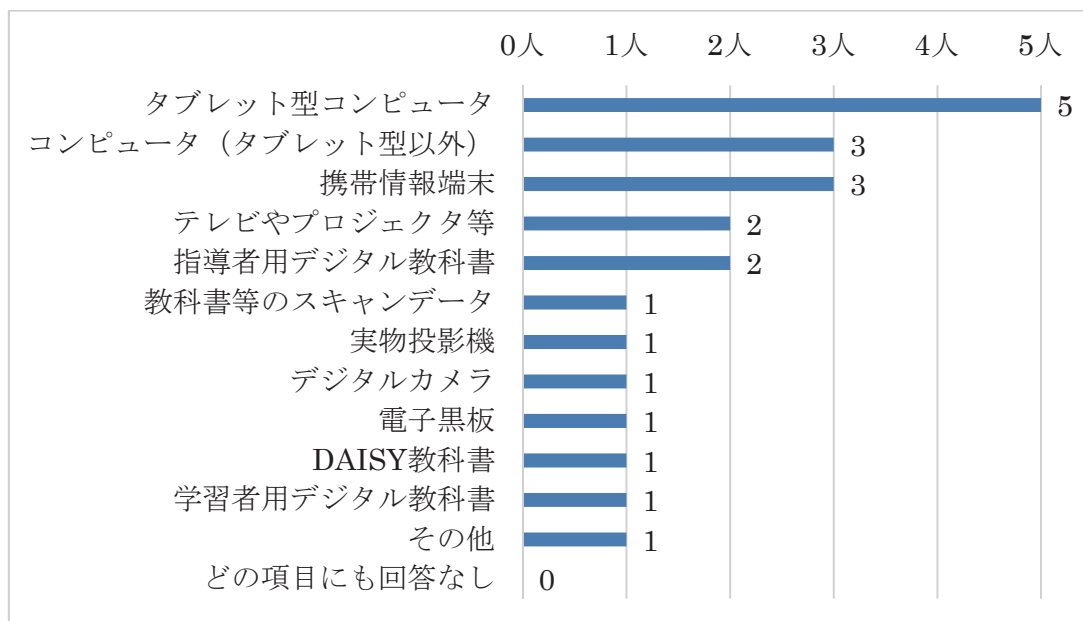


図 3-48 活用している ICT 機器等の種類（複数回答可）
（中学校弱視通級指導教室）（n=5）

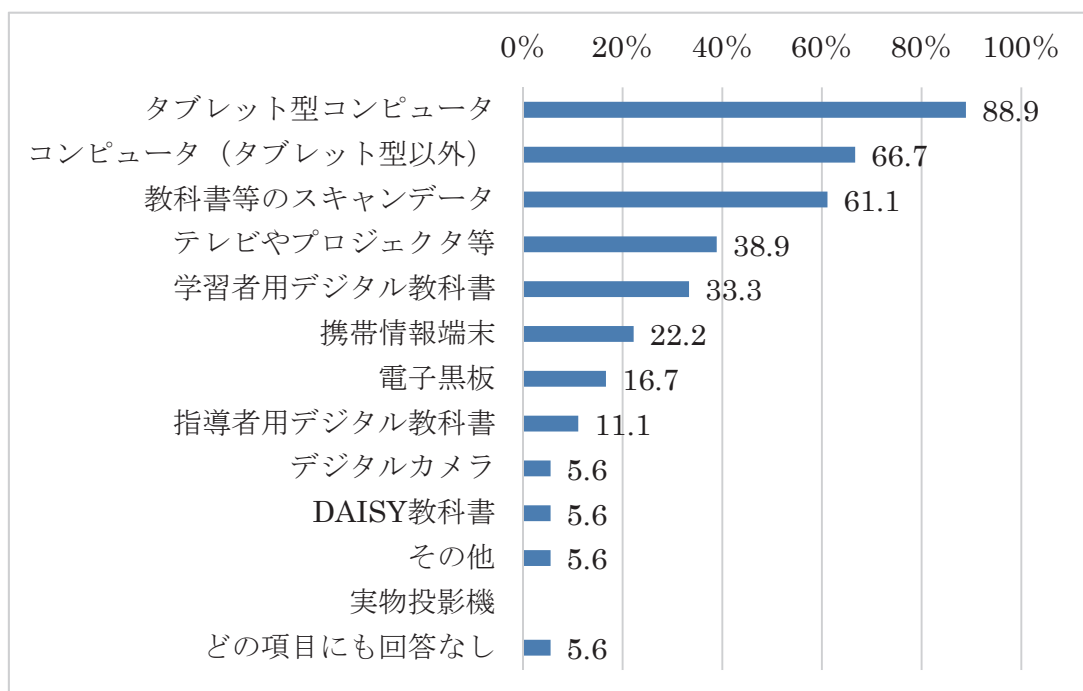


図 3-49 活用している ICT 機器等の種類（複数回答可）
（特別支援学校弱視通級指導教室）（n=18）

なお、学校全体の結果として、「タブレット型コンピュータ」のオペレーティングシステム(以下、OS)としては、iOS の割合が最も高く、45.5%であり、Windows は 16.8%、Android は 2.8%、その他は 4.7%であった（n = 358、未回答は 36.3%）。タブレット型コンピュータは、OS によって利用できるアプリケーションやアクセシビリティ機能が

異なるが、iOS が搭載された iPad (Apple 社製) が比較的多く活用されている。一方、「コンピュータ (タブレット型以外)」の OS としては、Windows が最も割合が高く、42.1%であったが、Chrome OS (Chromebook) も比較的高く、36.4%であった。他、MacOS は 1.4%、その他は 0.5%であった (n = 209、未回答は 26.3%)。

なお、「携帯情報端末」でも「タブレット型コンピュータ」と同様、Apple 社の製品が活用されている割合が高く、内訳は iPhone が 41.0%、Android が 7.7%、iPod touch が 2.6%であった (n = 39、未回答は 46.2%)。また、「教科書等のスキャンデータ」のデータ形式としては、PDF が 38.9%、画像データが 18.5%、テキストデータが 9.3%であった (n = 108、未回答は 50.9%)。

これらの結果のうち、「タブレット型コンピュータ」の OS として iOS の割合が高いという結果は、平成 29 年度の調査でも同様であった。また、「携帯情報端末」で、iPhone の割合が高いという結果も、同様であった。

8) 視覚障害教育の専門性向上のための研修について

図 3-50 に視覚障害教育の専門性向上のための研修の内容として希望するものについて、小学校弱視特別支援学級の結果を示す。本設問では、選択肢から優先順位の高い三つを選択させている。同様に、図 3-51～図 3-54 に、中学校弱視特別支援学級、小学校弱視通級指導教室、中学校弱視通級指導教室、特別支援学校弱視通級指導教室についての結果を示す。ただし、中学校弱視通級指導教室については、数が少ないため、人数で示す。また、各項目について、第 1 優先の割合が高い順で示す。

なお、ここでの「弱視児への指導」とは、「視知覚向上、弱視児に適した視覚補助具・拡大教材と文字指導等に対する理解と指導」のことである。また、「視機能検査等の指導力」とは、「視機能とその障害、弱視児の見え方、視機能検査等に関する理解」のことである。

これについて、第 1 優先の割合が最も高い項目を見ると、小学校弱視特別支援学級では「弱視児への指導」(34.4%)、中学校弱視特別支援学級では「視覚障害教育の基礎理解」(32.6%)、小学校弱視通級指導教室では「弱視児への指導」(44.4%)、中学校弱視通級指導教室では「視機能検査等の指導力」と「ICT を活用した指導」(ともに 2 人)、特別支援学校弱視通級指導教室では「弱視児への指導」(52.9%)であった。

この第 1 優先についての結果と、第 2 優先、第 3 優先の回答結果を合わせると、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、割合が高いものとして、「弱視児への指導」、「視覚障害教育の基礎理解」、「視機能検査等の指導力」を挙げることができる。これらのうち、「視覚障害教育の基礎理解」という弱視教育の基礎的内容の割合が高い理由としては、特別支援学校弱視通級指導教室を除けば、「4) 教職経験年数及び視覚障害教育経験年数」で示したように、担当者の視覚障害教育年数が 0 年～3 年の者が非常に多いことが挙げられる。

この結果については、平成 29 年度の調査でも同様の傾向が見られている。

なお、特別支援学校弱視通級指導教室では「視覚障害教育の基礎理解」は、第 1 優先、第 2 優先、第 3 優先を合わせた割合は 4 番目に高いが、第 1 優先である割合は 11.8% であり、他の場合よりも低い。

また、「各教科の指導力」については、弱視特別支援学級では弱視児に対して教科の指導も行うことから、その割合が高いのは当然の結果であるかもしれないが、弱視通級指導教室では、弱視特別支援学級よりも割合が低い。

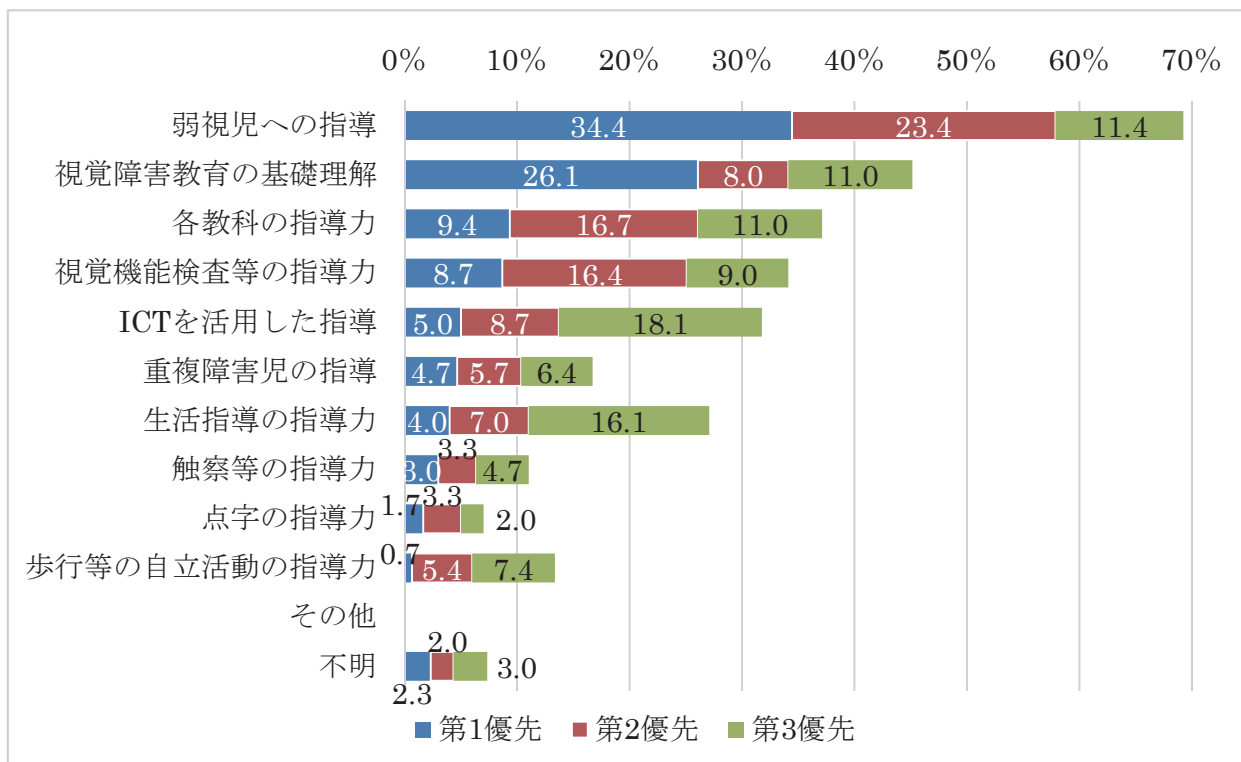


図 3-50 希望する研修の内容（優先順位の高いものを第 1 位～第 3 位まで選択）
（小学校弱視特別支援学級）（n=299）

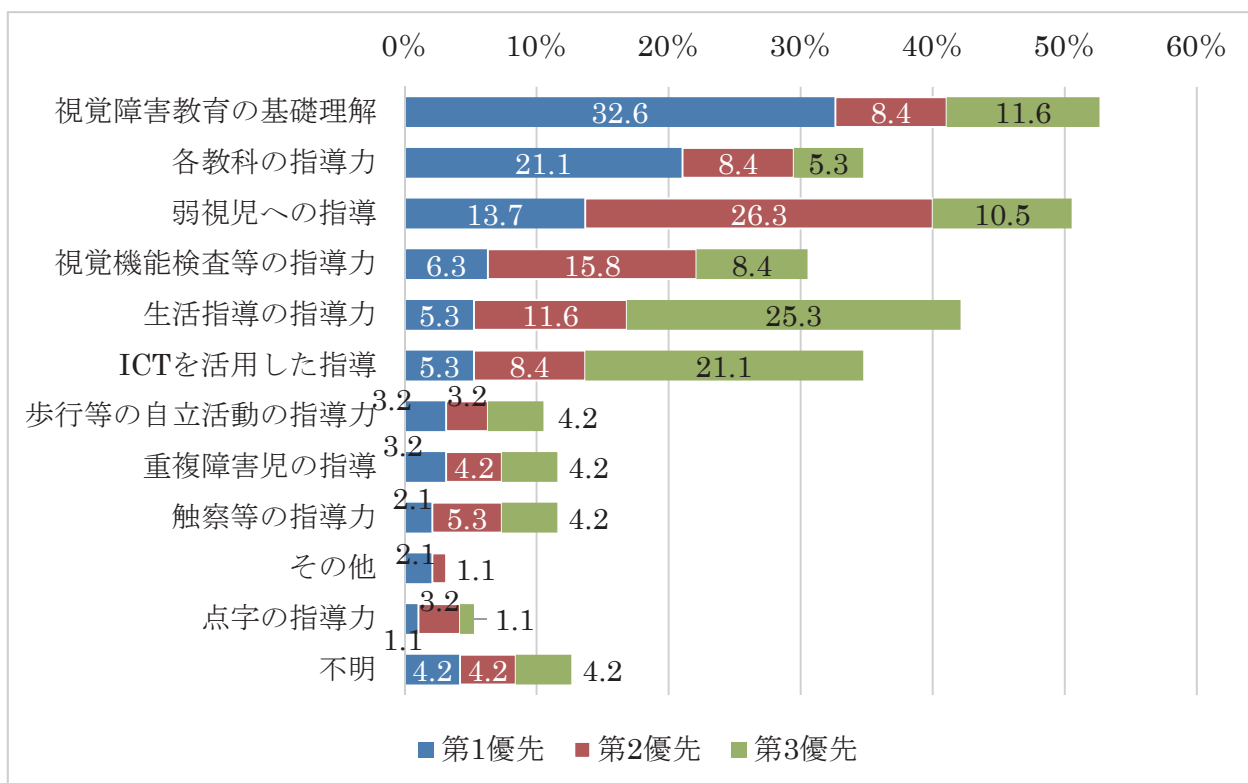


図 3-51 希望する研修の内容（優先順位の高いものを第1位～第3位まで選択）
（中学校弱視特別支援学級）（n=95）

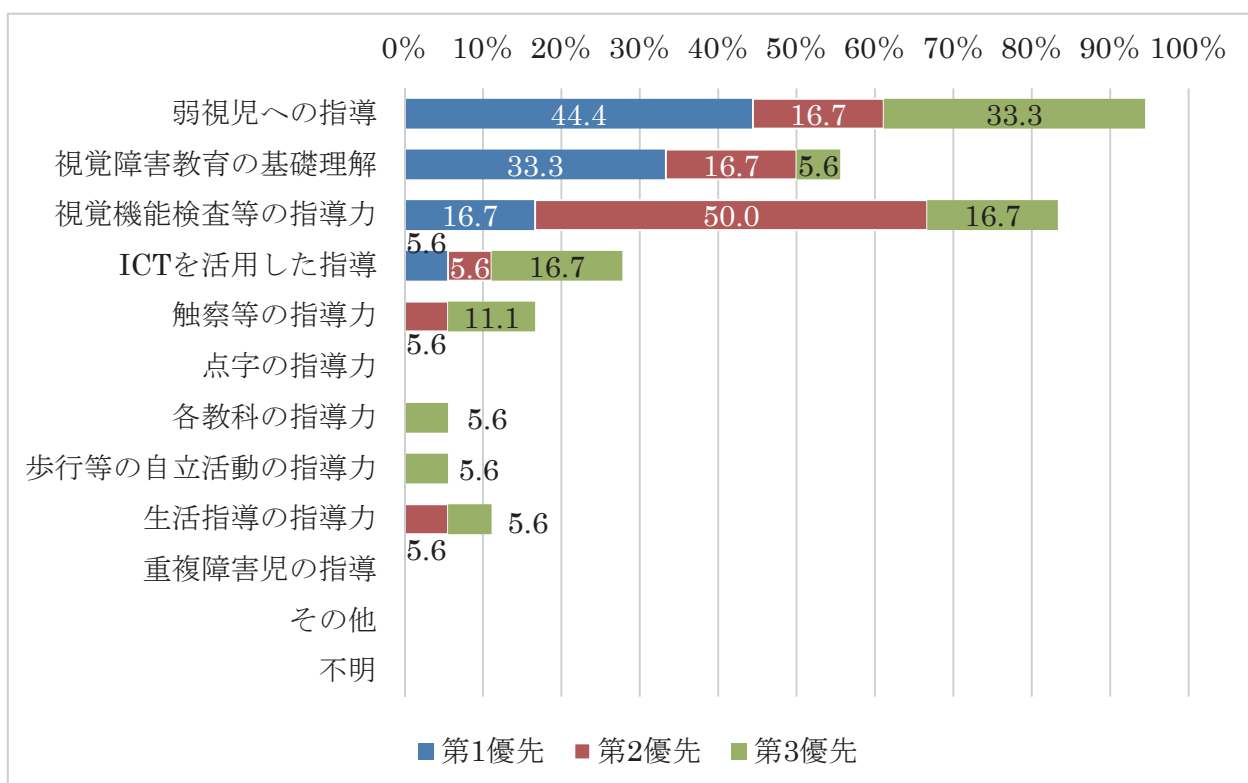


図 3-52 希望する研修の内容（優先順位の高いものを第1位～第3位まで選択）
（小学校弱視通級指導教室）（n=17）

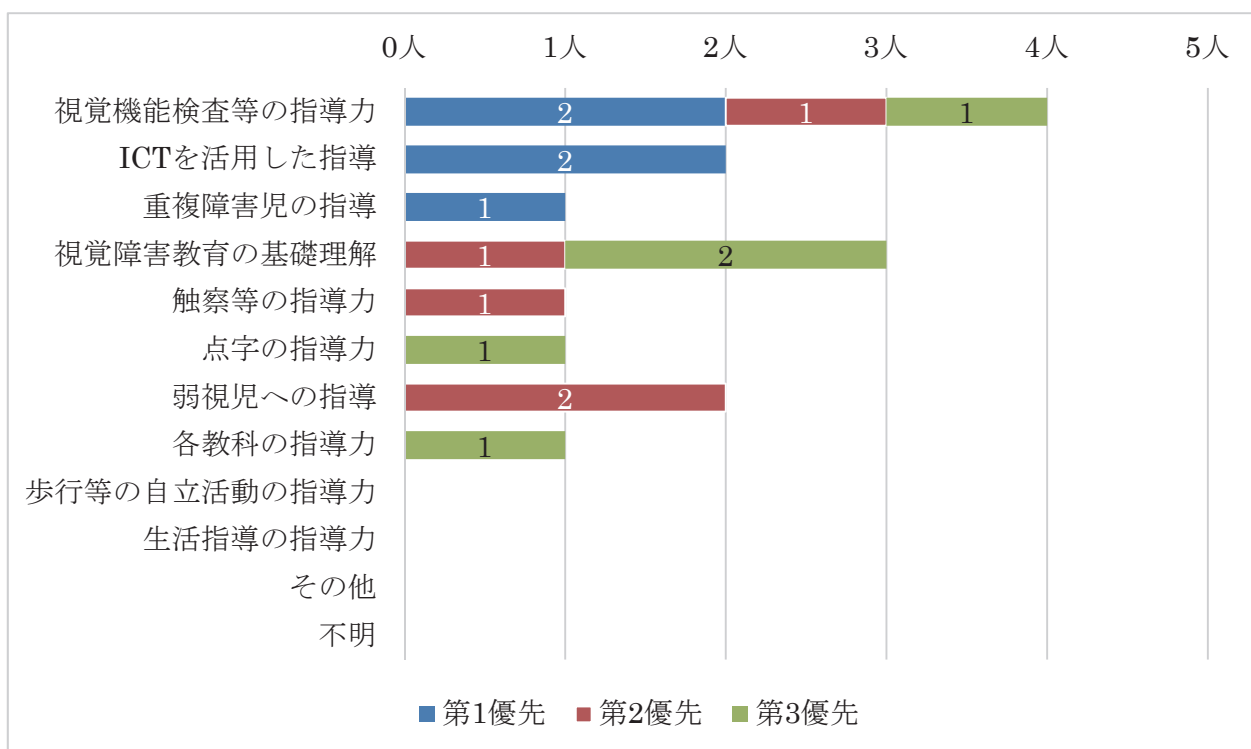


図 3-53 希望する研修の内容（優先順位の高いものを第1位～第3位まで選択）
（中学校弱視通級指導教室）（n=5）

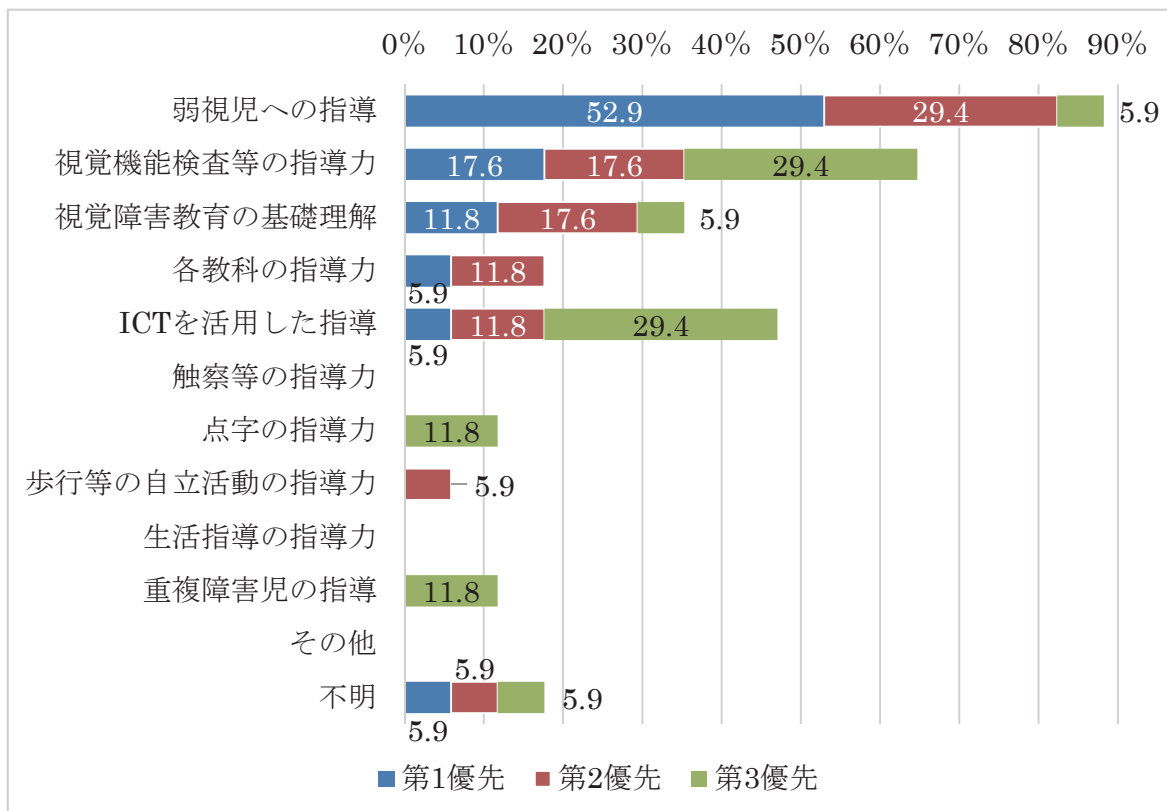


図 3-54 希望する研修の種類（優先順位の高いものを第1位～第3位まで選択）
（特別支援学校弱視通級指導教室）（n=18）

9) 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容

特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容として、項目を挙げ、令和2年度から調査時点までに受けた支援内容について、複数回答可で、当てはまるものの全ての回答を求めた。ただし、特別支援学校の場合は、小・中学校に対して実施している支援内容について回答を求めた。

その支援内容について、図 3-55 に、小学校弱視特別支援学級の結果を示す。同様に、図 3-56～図 3-59 に、中学校弱視特別支援学級、小学校弱視通級指導教室、中学校弱視通級指導教室、特別支援学校弱視通級指導教室についての結果を、それぞれ示す。ただし、中学校弱視通級指導教室は数が少ないので、人数で示す。

このうち、特別支援学校弱視通級指導教室以外の結果としては、全ての場合で、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容として、最も割合が高い項目、次に割合が高い項目は同じであり、「児童生徒の指導に関する助言・相談」、次いで「視覚障害教育に関する情報提供」であった。「児童生徒の指導に関する助言・相談」については、特に、小学校弱視特別支援学級、中学校弱視特別支援学級での割合は 80%以上であった（それぞれ、80.3%、80.0%）。また、小学校弱視通級指導教室では 55.6%、中学校弱視通級指導教室では 3 人であった。

また、これら二つの項目の次に割合が高い 2 項目についても、どの場合でも同じであり、「児童生徒のための教材・教具、機器等の提供」、「児童生徒の進路に関する相談」であった。ただし、「児童生徒の進路に関する相談」については、小学校弱視特別支援学級での割合は 29.1%であり、他の場合よりも割合が低かった。

一方、支援内容として割合が低いものとしては、どの場合でも、「個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に当たっての支援」、「校内研修会等での研修についての協力」、「福祉、医療、労働など関係機関等との連絡・調整」があり、全て約 20%以下（中学校弱視通級指導教室では 1 人以下）であった。

なお、弱視特別支援学級では、支援内容として挙げた全ての項目に対して回答がなかったものが約 10%（小学校で 11.0%、中学校で 11.6%）、小学校弱視通級指導教室では 27.8%であった。

特別支援学校弱視通級指導教室の結果（小・中学校に対して実施している支援内容）としては、以上の、支援を受ける小・中学校側の結果と同様、上位二つの項目は同じであり、「児童生徒の指導に関する助言・相談」、「視覚障害教育に関する情報提供」（ともに 88.2%）であった。次いで割合が高い項目も同じであり、「児童生徒のための教材・教具、機器等の提供」（82.4%）、「児童生徒の進路に関する相談」（76.5%）であった。

このように特別支援学校弱視通級指導教室で実施している小・中学校に対する支援内容で順位が高い項目が、支援を受ける側の小・中学校での項目に一致していることは、特別支援学校弱視通級指導教室では、支援を受ける側の小・中学校のニーズに適切

に対応して支援を実施していることを示すものと言える。

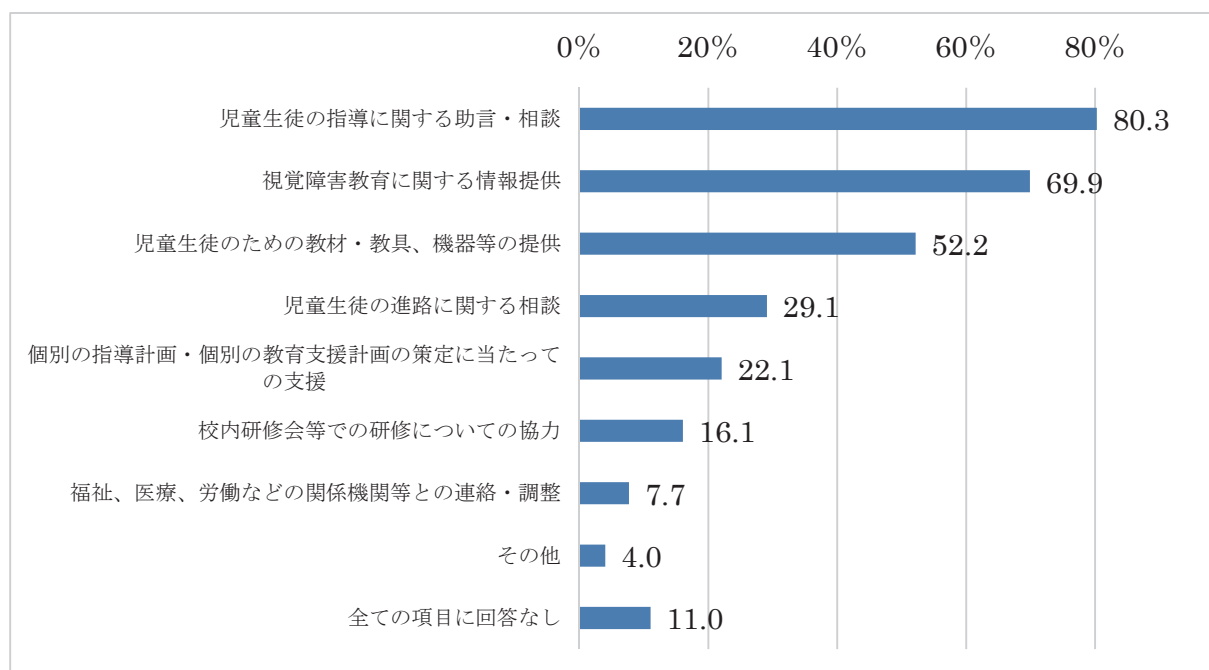


図 3-55 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容（複数回答可）
（小学校弱視特別支援学級）（n=299）

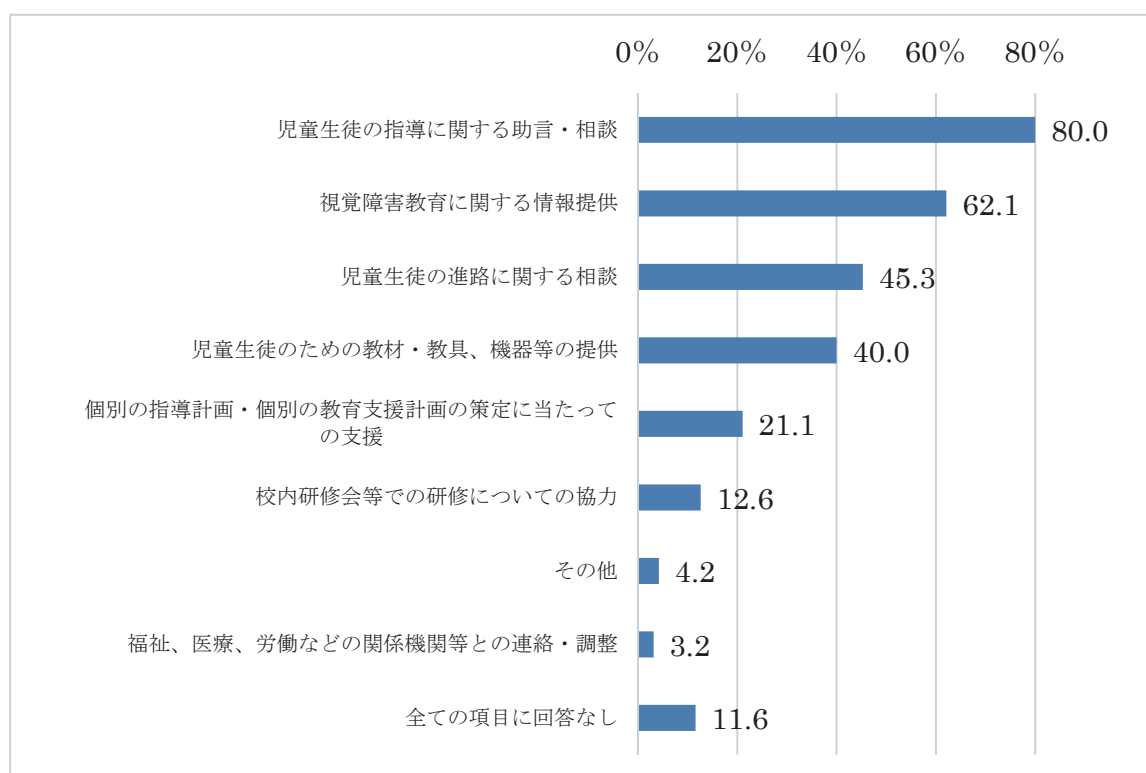


図 3-56 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容（複数回答可）
（中学校弱視特別支援学級）（n=95）

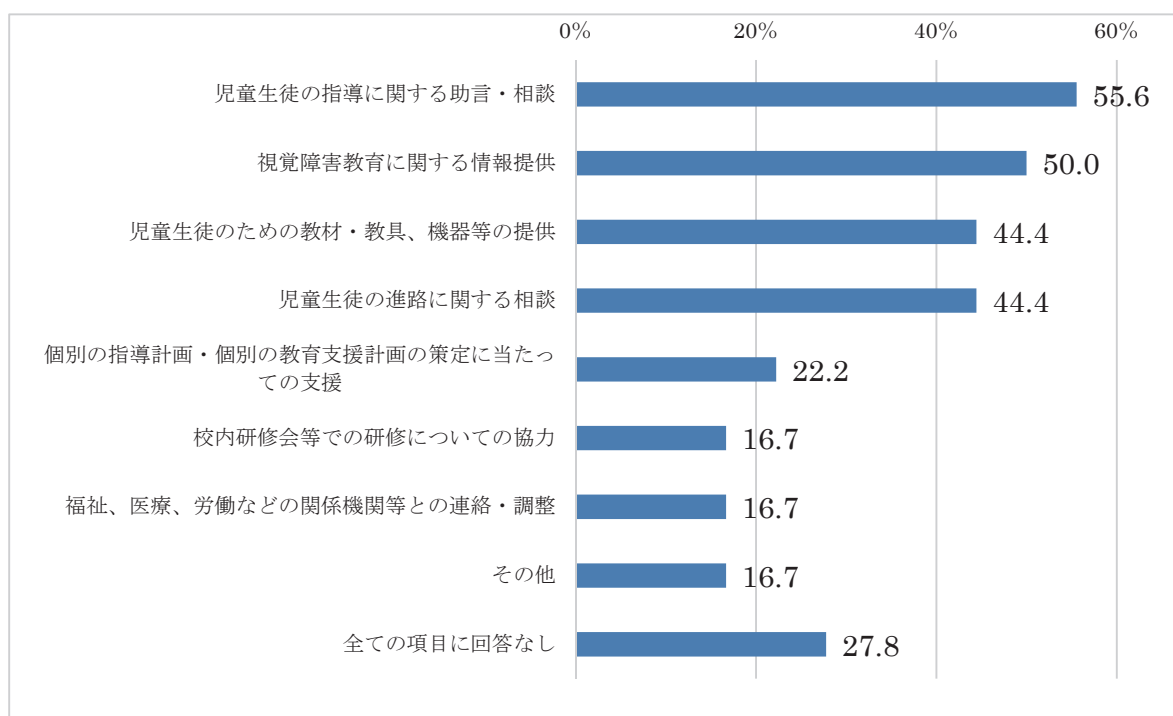


図 3-57 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容（複数回答可）
（小学校弱視通級指導教室）（n=17）

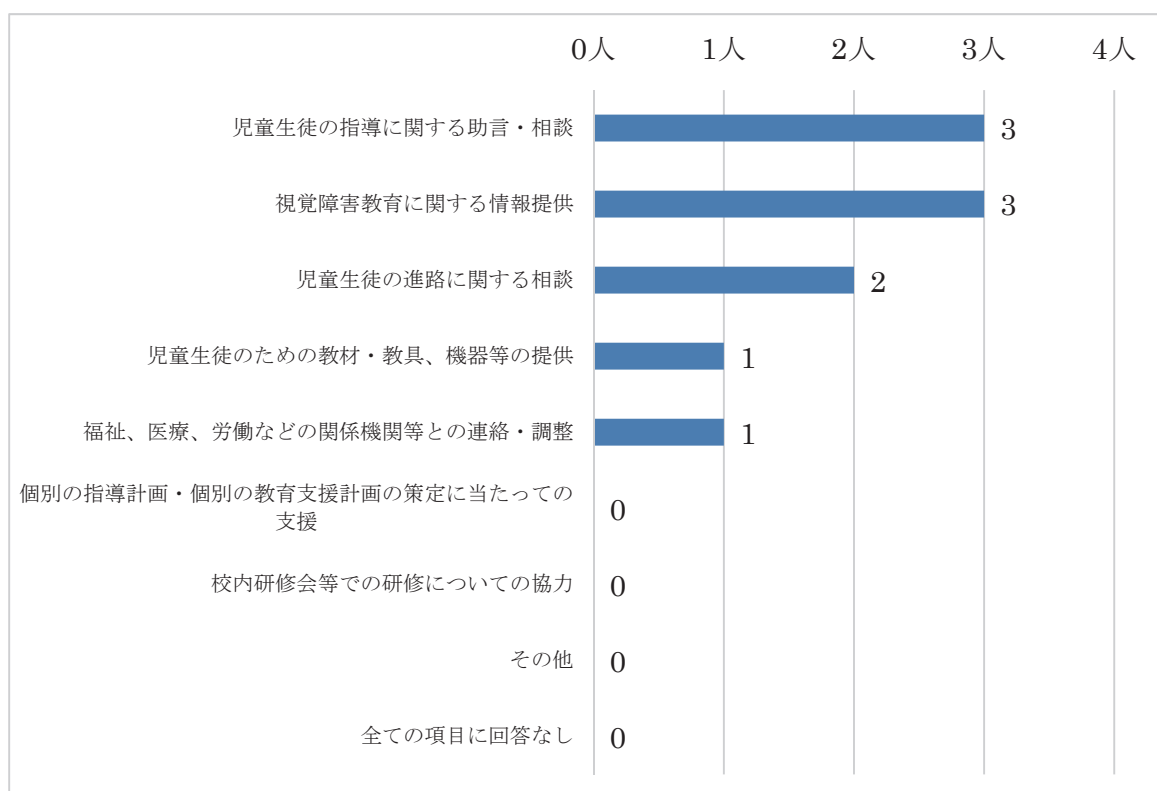


図 3-58 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容（複数回答可）
（中学校弱視通級指導教室）（n=5）

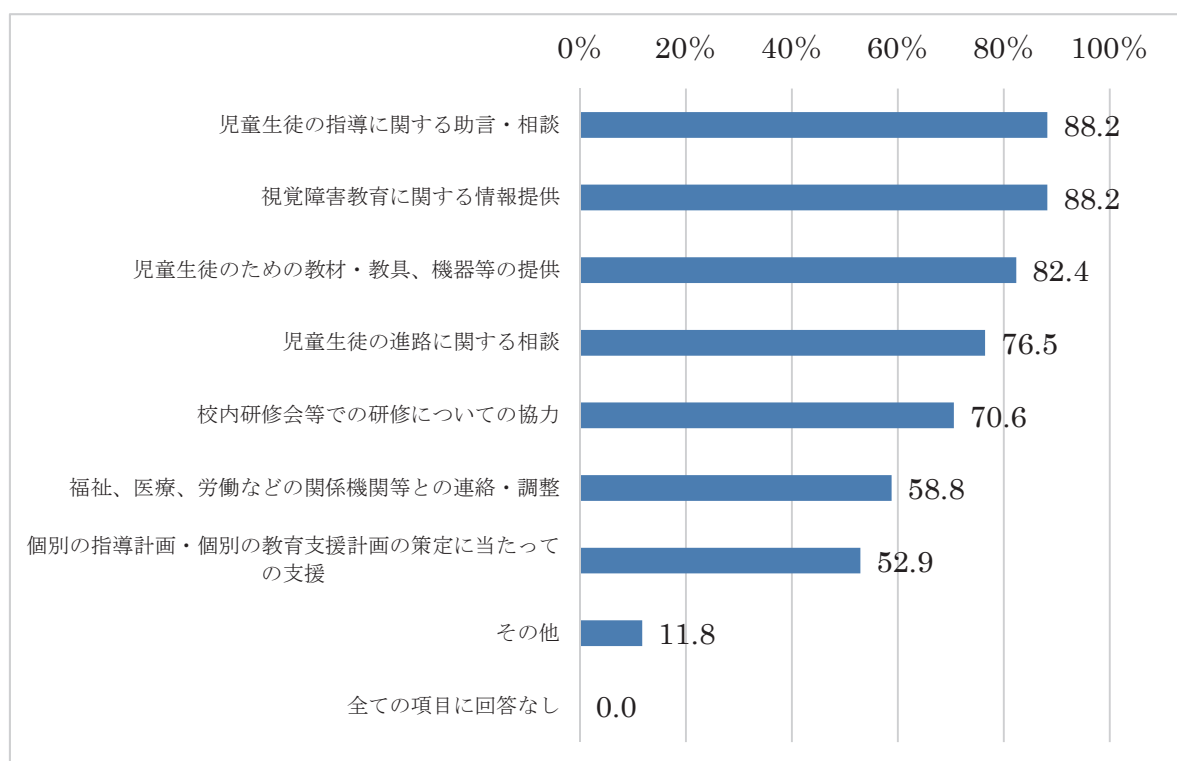


図 3-59 特別支援学校におけるセンター的機能による支援内容（複数回答可）
（特別支援学校弱視通級指導教室）（n=18）

3. 小括

本章では、弱視児童生徒の在籍状況等を把握するとともに、弱視教育を取り巻く実態を明らかにすることを目的として実施した「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」の報告を行った。調査の結果、小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室における弱視児童生徒の在籍状況、学習状況や、ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修に求める内容、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容等を明らかにすることができた。

引用・参考文献

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2013）. 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成 24 年度）研究成果報告書.

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2018）. 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査（平成 29 年度）研究成果報告書.

文部科学省（2023）. 令和 4 年度学校基本調査の公表について. https://www.mext.go.jp/content/20221221-mxt_chousa01-000024177_001.pdf. <アクセス日：2023.5.2>

全国盲学校長会（2016）. 視覚障害教育の現状と課題. 56, 18-44.

第4章 総合考察

1. 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況

本論では、まず第2章で、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校調査」について述べた。

得られた結果として、弱視特別支援学級の設置校は、小学校で403校、中学校で156校、計559校であった。また、弱視通級指導教室設置校は、小学校で26校、中学校で8校、特別支援学校で15校、計49校であった。

平成24年度の調査、平成29年度の調査と合わせて、その経年推移について見たところ、弱視特別支援学級については、小学校においても中学校においてもこの10年間で、顕著に増加しており、小学校では10年間で141校、中学校では83校増加している。一方、弱視通級指導教室については、この10年間でも顕著な増加は見られないが、平成29年度から令和4年度にかけて、小学校では9校、中学校では5校、増加している。

このように、小学校及び中学校において、弱視特別支援学級は顕著に増加しているのに対して、弱視通級指導教室については、顕著な増加は見られなかった。ただし、今回調査対象として加えた特別支援学校でも弱視通級指導教室は開設されており、今回の調査では15校での開設が確認できた。

なお、弱視特別支援学級、弱視通級指導教室のいずれも設置していない都道府県が、本調査では2自治体あったが、平成24年度の調査では9自治体、平成29年度の調査では5自治体であったことから、その数は、この10年、減ってきていることが分かった。

2. 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の児童生徒及び担当者の状況

第3章では、「全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査」について述べた。その結果については以下のものであった。

(1) 児童生徒の状況について

1) 性別・視力・使用文字・使用教科書

児童生徒の性別については、弱視特別支援学級においても、弱視通級指導教室においても、男性の割合が約60%で、女性の割合よりも高かった。この、男性の割合が高いという結果は、平成29年度の調査でも同様であった。

児童生徒の視力については、弱視通級指導教室の児童生徒の方が、弱視特別支援学級の児童生徒よりも、視力が高い傾向が見られた。特に、今回の調査で、弱視通級指導教室の児童生徒では視力0.04未満の児童生徒はいなかったが、弱視特別支援学級の児童生徒では、割合は非常に低い指数以下を含めて、視力0.04未満の者もあった。

た。

この視力の状況を反映していると考えられるが、児童生徒の使用文字について、弱視通級指導教室では全ての児童生徒の使用文字が普通文字であった。一方、弱視特別支援学級の児童生徒では、割合は非常に低いが、使用文字が点字である者、点字と普通文字を併用している者、文字の使用が困難な者があった。

また、点字使用者を除いて、児童生徒が使用している教科書の種類については、弱視特別支援学級の児童生徒では、「検定教科書」が 50%強、「拡大教科書」（教科書発行者等が発行しているもの）が 70%弱であったが、弱視通級指導教室の児童生徒では、検定教科書が小学校児童で 80%弱、拡大教科書が約 50%、中学校生徒では、それぞれ、70%弱、約 45%であった。このように、弱視通級指導教室の児童生徒の方が、弱視特別支援学級の児童生徒よりも、検定教科書を使用している割合が高かったが、このことの要因としても、両者における視力の状況の違いということが考えられる。

なお、この結果は、弱視特別支援学級、弱視通級指導教室の、それぞれにおいて、どの程度、教科書発行者等の発行による「拡大教科書」が必要とされているかについての、参考となるものとも考えられる。

また、割合は非常に低いが、それぞれにおいて、「拡大写本」（ボランティアグループ等による手作りのもの）を使用している者もあり、発行されている拡大教科書ではなく、手作りの拡大写本を必要とする児童生徒もあることが推察できる。

なお、今回の調査から、初めて PDF 版拡大教科書の使用状況を調査したが、その結果として、全体では約 20%の児童生徒が使用しており、最も使用率が低い弱視特別支援学級の小学校児童でも約 10%、最も使用率が高い弱視通級指導教室の中学校生徒では 40%弱の使用率であった。

このように、現状として、PDF 版拡大教科書も、一定の割合、使用されていることが示された。

2) 弱視特別支援学級における自立活動・交流及び共同学習

弱視特別支援学級の指導状況の一端を示すものとして、自立活動の指導時数については、小学校児童でも、中学校生徒でも、週 1 時間である割合が最も高く（それぞれ、43.8%、52.5%）、次いで割合が高かったのは週 2 時間であった（それぞれ、35.4%、16.2%）。このように、どちらの場合も最も割合が高い時数と次いで割合が高い時数は同じであったが、中学校生徒では、小学校児童と比較して、週 1 時間である割合が約 10%高くなっているとともに、週 2 時間である割合は減少していることが分かった。このように、弱視特別支援学級の中学校生徒では、小学校児童と比べて、自立活動の指導時数が、全般的に、少ない傾向が伺える。

また、同様に、弱視特別支援学級の指導状況の一端を示すものとして、交流及び共同学習の実施教科等については、小学校児童でも、中学校生徒でも、音楽、体育・保健体

育、図画工作・美術等、実技系の教科や、特別活動、総合的な学習の時間での実施の割合が高い傾向が伺えた。また、実技系ではない教科では、理科の割合が他よりも高く、国語、算数・数学の割合は低くなっていた。こうした結果については、平成 29 年度の調査でも、概ね同様の結果が示されている。

また、小学校児童と中学校生徒を比較すると、後者では、音楽、体育・保健体育、図画工作・美術といった実技系の教科の割合が若干低くなっているとともに、それ以外の教科では国語、算数・数学を含めて実施の割合が前者よりも高くなっていた。例えば、国語については、小学校児童と中学校生徒で、それぞれ、31.3%、45.5%、算数・数学については、それぞれ、20.8%、41.4%となっていた。

このように、今回の調査では、弱視特別支援学級の中学校生徒においては、小学校児童と比較して、実技系以外の、国語、算数・数学等についての実施割合が高いことが示された。弱視特別支援学級の中学校生徒では、小学校児童と比較して、実技系以外の国語、算数・数学等で交流・及び共同学習を実施できる場合が増加することが推察される。

3) 弱視通級指導教室における指導回数・指導時数・指導形態

弱視通級指導教室の児童生徒の指導回数については、小学校児童でも中学校生徒でも、最も割合が高いのは週 1 回であり、それぞれ、65.9%、57.1%で、かつ他の回数よりも突出して高かった。次いで割合が高かったのは週 2 回であったが、それぞれ、18.5%、20.0%であった。弱視通級指導教室の児童生徒の指導時数については、小学校児童でも中学校生徒でも、最も割合が高かったのは週 2 時間（それぞれ、37.8%、40.0%）であったが、次いで割合が高かったのは、小学校児童では週 4 時間（23.7%）、中学校生徒では週 1 時間（37.1%）であった。

このように、弱視通級指導教室での指導時数について、中学校生徒では、小学校児童よりも、全般的に、短時間となる傾向が伺える。

また、弱視通級指導教室の児童生徒の指導形態と教育相談については、小学校児童においても、中学校生徒においても、割合が最も高かったのは、他校通級であり、次いで、巡回指導、自校通級、教育相談の順で割合が高かったが、他校通級の割合が他と比較して非常に高かった（小学校児童で 65.2%、中学校生徒で 71.4%）。一方で、その次に割合が高い巡回指導について、小学校児童では 26.7%、中学校生徒では 17.1%であり、特に小学校児童では、3 割弱が巡回指導を受けていることが分かった。

（2）担当者の状況について

1) 担当者の視覚障害教育年数

弱視特別支援学級担当者の視覚障害教育年数については、小学校においても中学校においても、視覚障害教育経験年数が 0 年の者も、約 15%存在し、1 年の者が 50%近

くで、この合計で全体の 60%を超えていた。そして、これに、視覚障害教育経験年数が 2 年と 3 年の者を加えると、全体の 90%を超えていた。小学校弱視通級指導教室担当者については、視覚障害教育経験年数 0 年の者が、上記の二つの場合よりも高いが、0 年の者と 1 年の者を合わせると、全体の 50%を超えていた。一方、視覚障害教育経験年数 4 年以上の者が、約 30%、存在し、視覚障害教育経験年数 0 年～3 年の者の割合は約 70%となっていた。中学校弱視通級指導教室担当者については、視覚障害教育経験年数が 0 年の者が 3 人で、2 年の者、3 年の者が、ともに 1 人で、4 年以上の者はいなかった。

この結果について、平成 29 年度の調査でも、概ね同様の傾向が見られており、状況はあまり変わっていないことが分かる。

なお、担当者が希望する研修内容として、「視覚障害教育の基礎理解」の割合が高かったことは、担当者で視覚障害経験年数が短い者が多いということを反映していると考えられる。

この結果から、小・中学校設置の弱視特別支援学級や弱視通級指導教室において、視覚障害教育の専門性を踏まえた指導という点で課題があるのではないかと考えられる。

2) ICT の活用状況

ICT の活用状況について、設問で示したどの項目（各種の ICT 機器等）にも回答がなかった割合は、非常に低く、どの項目にも回答がなかった担当者以外は、何らかの ICT 機器等を活用しているものとする、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、その活用率は非常に高く、約 95%～100%であった。この数値は、平成 29 年度の調査と比較しても高いものであり、GIGA スクール構想等を背景として、学校において、ICT 機器等の活用が進んでいる結果であると考えられる。

ICT 機器等の種類で見ると、どの学校種においても、また、弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、最も活用の割合が高いものは、「タブレット型コンピュータ」であり、約 80%から 90%を超える割合となっており、最も活用率が高い小学校弱視通級指導教室では 94.1%であった。「タブレット型コンピュータ」は、弱視児童生徒にとって、容易に文字や図を拡大したり、文字色と背景色を変更したりすることができるため、文字や図を見えやすくできるものとして非常に有用であり、その活用率が高いことは当然の結果とも言えるが、これについても、平成 29 年度の調査と比較しても、今回の調査では非常に高い値であった。

一方、先に述べたように、視覚障害教育経験年数が短い担当者が多いこと、担当者が希望する研修内容として、「視覚障害教育の基礎理解」の割合が高いことを考え合わせると、ICT 機器等を活用しているとはいっても、弱視児童生徒の指導における ICT 機器活用について、十分な理解のもとに適切な指導がなされているかは検討する必要も

あるのではないかと考えられる。

なお、担当者が希望する研修内容として、「ICT を活用した指導」についての優先順位や希望する割合は、必ずしも高くない。

3) 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援

どの学校種でも、また弱視特別支援学級でも弱視通級指導教室でも、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容として、最も割合が高い項目、次に割合が高い項目は同じであり、「児童生徒の指導に関する助言・相談」、次いで「視覚障害教育に関する情報提供」であった。「児童生徒の指導に関する助言・相談」については、特に、小学校弱視特別支援学級、中学校弱視特別支援学級での割合は 80%以上であった（それぞれ、80.3%、80.0%）。また、小学校弱視通級指導教室では 55.6%、中学校弱視通級指導教室では 3 人であった。

一方、支援内容として割合が低いものとしては、「個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に当たっての支援」、「校内研修会等での研修についての協力」、「福祉、医療、労働など関係機関等との連絡・調整」があり、全て約 20%以下であった。

これらの割合が低い支援内容について、小・中学校において、他の支援内容と比較すればニーズは低いということかもしれない。しかし、例えば、「個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に当たっての支援」について、よりよい個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するために、特別支援学校（視覚障害）に対して支援を求めることも方策の一つであると考えられる。

実際、今回調査した弱視通級指導教室設置特別支援学校では、小・中学校に対しての支援内容として、「個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に当たっての支援」についても、約 50%の学校が実施している。この結果は、その支援の必要性が必ずしも低いわけではないことを示していると考えられる。

また、弱視特別支援学級の児童生徒において、最大視認力が未測定・不明の割合が 60%を超えており、非常に高いということについても、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能によって、特別支援学校（視覚障害）の担当者が最大視認力の測定をすることもできる。

支援を求める側と支援を実施する側で、当該の児童生徒について、どのようなニーズがあるか、十分に検討し、必要な支援がなされることが重要であると考えられる。

また、小・中学校の弱視特別支援学級や弱視通級指導教室と特別支援学校（視覚障害）との連携ということについては、後者による前者に対するセンター的機能による支援の他に、双方の視覚障害児童生徒同士が交流の機会をもつようにしたり、交流及び共同学習を実施したりするということも考えられる。

特に、今回調査した弱視特別支援学級の児童生徒の在籍状況を見てみると、ほとんどが 1 学級に一人の在籍である（小学校児童で 90.0%、中学校生徒で 93.7%）。一方、

特別支援学校（視覚障害）では、在籍児童生徒数の減少に伴い、特別支援学校（視覚障害）同士で、オンラインでの交流及び共同学習を実施することもみられている。弱視特別支援学級の児童生徒においては、同じ学校の通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を進めるとともに、同じ障害をもつ特別支援学校（視覚障害）の児童生徒との交流等を行うことも意義が高いと考えられる。

以上、本調査を通じて、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室における弱視児童生徒の視力、使用文字、使用教科書、学習状況や、担当者の視覚障害教育経験年数、ICTの活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修として希望する内容、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能の活用状況等を明らかにすることができた。

今後も、継続的に調査を実施することで、経年での変化の状況を含め、弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の実態を把握していきたい。

資料

「全国小・中学校弱視特別支援学級及び 弱視通級指導教室実態調査」調査票

○依頼文書

○弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査

＜弱視特別支援学級用＞

- ・記入方法

- ・調査票Ⅰ

 - 小学校弱視特別支援学級用

 - 中学校弱視特別支援学級用

＜弱視通級指導教室用＞

- ・記入方法

- ・調査票Ⅰ

 - 小学校弱視通級指導教室用

 - 中学校弱視通級指導教室用

○弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室担当者及び指導状況等に関する調査

- ・調査票Ⅱ

小・中学校弱視特別支援学級及び
弱視通級指導教室設置校
学校長 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村 信一

令和 4 年度弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査の
実施について（依頼）

貴職におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本研究所の研究活動に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本研究所では、弱視特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒の状況、指導状況等を把握することにより、我が国の弱視教育の進展に役立てたいと考え、全国の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室設置校を対象とした実態調査を実施することとしました。なお、本調査は 5 年に一度実施している悉皆調査で、今回の調査は平成 29 年度に引き続いて実施するものです。

つきましては、貴校の弱視特別支援学級あるいは弱視通級指導教室の児童生徒の在籍状況、指導状況について、下記のように、別紙調査用紙に御記入の上、御返送いただければ幸いに存じます。

なお、本調査の結果につきましては、小学校及び中学校の弱視特別支援学級、通級指導教室の全国的な状況に関して報告書で公開させていただきますが、御回答いただきました個別情報は公表いたしません。

御多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査対象

弱視特別支援学級あるいは弱視通級指導教室担当教員

2 回答の内容

調査票Ⅰ：児童生徒の視力等の状況、学習状況等

調査票Ⅱ：担当者のプロフィールと ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容

3 回答の作成・提出方法

同封の「調査票の記入について」をご覧ください。貴校で該当する調査票Ⅰ、及び調査票Ⅱに御記入ください。

記入いただいた調査票は、同封いたしました返信用封筒にて御返送ください。

4 回答締め切り

令和 5 年 1 月 23 日（月）までに提出をお願いいたします。

5 回答について

本調査の回答は任意ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。本調査への回答をもって、回答に同意いただいたものとさせていただきます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1
研究企画部 上席総括研究員
金子 健

調査票の記入について

＜弱視特別支援学級用＞

● 調査票の構成

- ・ 調査票は以下の２部構成となっています。
調査票Ⅰ：児童生徒の視力等の状況、学習状況等に関する質問
調査票Ⅱ：担当者のプロフィールと ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容に関する質問
- ・ 大変お手数をお掛けいたしますが、調査票Ⅰと調査票Ⅱの両方に回答して下さい。

● 記入にあたって

- ・ ご記入頂いた調査票の個別の情報については公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 調査票への記入は、**令和４年１２月１日現在**の状況でお願いいたします。
- ・ 該当する項目が**複数ある場合**には、**すべてに○**をつけて下さい。
- ・ 児童生徒の氏名欄には**アルファベット等の記号**で記入して下さい。
- ・ 調査票が不足する場合は、大変お手数ですがコピーをとっていただき不足がないように記入してくださいますようお願いいたします。
- ・ 調査票に記載されている用語につきましては、以下の説明をご参照下さい。
- ・ メールアドレスをお書きいただく場合は、担当者個人のものではなく学校あるいは弱視特別支援学級用のものをお書き下さい。
- ・ 本調査の記入に要する時間は、貴学級の児童生徒数にもよりますが、３０分～１時間程度です。

● 調査票に記載されている用語の解説と記入の仕方

【矯正視力と最大視認力について】

矯正視力

眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した遠距離視力（５ｍの距離から測定した視力）を指しています。

最大視認力（最小可読視標）

最も小さな視物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれています。
最大視認力の検査の方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標を認知できたかを、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているか、について記録します。なお、近距離視力は３０ｃｍの距離から測定しますが、通常は、眼をより近づけた方がよく見えるため、最大視認力を測定した場合の視距離は３０ｃｍ以下となります。

【使用文字について】

普通文字

点字に対する通常の文字を指しています。盲学校等では点字に対して「墨字」とも呼ばれています。

併用

何らかの事情で、普通文字と点字を併用している場合に選択してください。

困難

視覚障害の他に知的障害などの障害があるために、学習手段として文字の指導、あるいは文字の習得が困難な場合に選択してください。

【視覚補助具について】

欄中に書かれている選択肢は以下の視覚補助具を表しています。

対象の児童生徒が使用しているものすべてを○で囲んで下さい。

遠＝遠用弱視レンズ（単眼鏡）

近＝近用弱視レンズ（ルーペ）

拡1＝据え置き型の拡大読書器（CCTV）

拡2＝ハンディ型（手持ち式）の拡大読書器（CCTV）

遮＝遮光眼鏡

【使用教科書について】

検定教科書

文部科学省の検定を受けた教科書のことで、小・中学校で使用されている、いわゆる通常の教科書を指しています。ここでは「拡大教科書」や「拡大写本」と対比して、この用語を用いています。

拡大教科書

学校の設置者が弱視の児童・生徒用の教科書として採択した場合に、無償給与される拡大教科書のことで、教科書発行者等から出版されているものを指しています。

拡大写本

ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピューター、拡大コピー等を用いて作成した、いわゆる手作りの拡大教科書を指しています。

PDF 版拡大教科書

慶應義塾大学によるもので、タブレット端末（iPad）で利用できる PDF 形式の拡大教科書のことです。

附則 9 条一般図書

学校教育法附則第 9 条の規定により選定される教科書図書のことで、教科書として発行されたものでない一般図書の中から教科書の代わりに使うことのできる図書を指します。以前は、いわゆる「107 条本」と呼ばれていた書籍のことです。

【学習状況について】

個別指導時数

自立活動の指導や特定の教科の指導など、弱視特別支援学級において個別に指導を行っている週あたりの時数を記入してください。

自立活動の指導時数

個別指導時数のうち、自立活動の指導を行っている週あたりの時数を記入してください。

交流時数

いわゆる「交流学級」において、交流及び共同学習を行っている週あたりの時数を記入してください。

交流を行っている教科・領域

いわゆる「交流学級」において交流及び共同学習を行っている教科名、各領域における活動名をすべて記入してください。記入の際には例に示したとおり、教科名等を短縮した形で表記していただいても差し支えありません。

【教科書の使用状況の詳細について】

ここでは、当該の児童生徒が使用している教科書の種類（検定教科書、拡大教科書、拡大写本、PDF 版拡大教科書）と拡大教科書と拡大写本のポイント数（文字の大きさ）について、教科ごとの使用状況を記入していただく設問となっています。

例にならって該当するものすべてを○で囲むか、拡大写本を使用している教科については、ポイント数をお書き下さい。

なお、拡大写本を使用している場合は文字の大きさ以外の配慮が施されている場合があります。その場合は、欄外に簡潔にその配慮点を記載して下さい。

（例：図表の作り直し、白黒反転など）

調査票 I

令和4年度 全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の在籍状況調査票

小学校名

メールアドレス

記入者名

小学校弱視特別支援学級用

※記入例にならって該当する番号等を○で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

児童名	学年	性別	矯正視力	使用文字	使用教科書	学習状況				
例	A	5	右 (0.2)	普通文字	検定教科書	個別指導時数 (14 時間/週)				
			左 (0.1)	併用	拡大教科書	自立活動の指導時数 (2 時間/週)				
			最大視認力	視覚補助具	拡大写本	交流時数 (13 時間/週)				
			0.6 / 10cm / 右	遠 近 拡大 1 拡大 2 遮	PDF版拡大教科書	交流をおこなっている教科・領域				
附則9条図書										
社、理、体、音、図、学活、総合										
教科書の使用状況の詳細										
国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	保健
検定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拡大教科書	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	(A4判) 22p AB判 (26p)	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	22p 26p	18p 22p 26p 30p
写本	P	P	P	P	P	P	P	P	30 P	P
P D F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(裏面に続く)

	英語	道徳
検 定	-	-
拡 大 教 科 書	18p 22p 26p	18p 22p 26p 30p
写 本	P	P
P D F	-	-

児童名	学年	性別	矯正視力	使用文字	使用教科書	学習状況
1		男	右 ()	普通文字 点字	検定教科書	個別指導時数 (時間／週)
			左 ()	併用 困難	拡大教科書	自立活動の指導時数 (時間／週)
			最大視認力	視覚補助具	拡大写本	交流時数 (時間／週)
		女	／ cm ／	遠 近 拡大 遮	PDF版拡大教科書	交流をおこなっている教科・領域
					附則9条図書	

教科書の使用状況の詳細											
	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	保健
検定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拡大教科書	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	A4判 22p AB判 26p	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	22p 26p	18p 22p 26p 30p
写本	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P
P	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D											
F											
英語		道徳									
検定	-	-									
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p 30p									
写本	P	P									
P	-	-									
D											
F											

中学校弱視特別支援学級用

学校名

メールアドレス

記入者名

※次のページの記入例にならって該当する番号等を○で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

生徒名	学年	性別	矯正視力	使用文字	使用教科書	学習状況
例	A	2	右 (0.2)	普通文字	検定教科書	個別指導時数 (14 時間/週)
			左 (0.1)	併用	拡大教科書	自立活動の指導時数 (2 時間/週)
			最大視認力	視覚補助具	拡大写本	交流時数 (13 時間/週)
			0.6 / 10cm / 右	遠 近 拡大 1 拡大 2 遮	PDF版拡大教科書	交流をおこなっている教科・領域
附則9条図書						
社、理、体、音、図、学活、総合						

教科書の使用状況の詳細

	国語	書写	地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地図	数学	理科	音楽(一般)	器楽合奏	美術
検定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	A4判 AB判	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p
写本	P	P	P	P	30 P		P	P	P	P	P
P D F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(裏面に続く)

	保健体育	技術分野	家庭分野	英語	道徳
検定	○ -	○ -	○ -	-	-
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p
写本	P	P	P	P	P
P D F	-	-	-	-	-

生徒名	学 年	性別	矯正視力	使 用 文 字	使用教科書	学 習 状 況
1		男	右 ()	普通文字 点字	検定教科書	個別指導時数 (時間／週)
			左 ()	併用 困難	拡大教科書	自立活動の指導時数 (時間／週)
			最大視認力	視覚補助具	拡大写本	交 流 時 数 (時間／週)
		女	/ cm /	遠 近 拡 1 拡 2 遮	PDF版拡大教科書	交流をおこなっている教科・領域
			附則9条図書			

教科書の使用状況の詳細

	国語	書写	地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地図	数学	理科	音楽(一般)	器楽合奏	美術
検 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拡 大 教 科 書	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	A4判 A B判	22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p
写 本	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P
P	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 健 体 育	保健体育	技術分野	家庭分野	英語	道徳						
検 定	-	-	-	-	-						
拡 大 教 科 書	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p						
写 本	P	P	P	P	P						
P	-	-	-	-	-						
D	-	-	-	-	-						
F	-	-	-	-	-						

調査票の記入について ＜弱視通級指導教室用＞

● 調査票の構成

- ・ 調査票は以下の２部構成となっています。
調査票Ⅰ：児童生徒の視力等の状況、学習状況等に関する質問
調査票Ⅱ：担当者のプロフィールと ICT の活用状況、視覚障害教育の専門性向上のための研修、特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容に関する質問
- ・ 大変お手数をお掛けいたしますが、調査票Ⅰと調査票Ⅱの両方に回答して下さい。

● 記入にあたって

- ・ ご記入頂いた調査票の個別の情報については公表いたしませんので、ご協力をお願いいたします。
- ・ 調査票への記入は、**令和４年１２月１日現在**の状況でお願いいたします。
- ・ 該当する項目が**複数ある場合**には、**すべてに○**をつけて下さい。
- ・ 児童生徒の氏名欄には**アルファベット等の記号**で記入して下さい。
- ・ 調査票が不足する場合は、お手数ですがコピーをとっていただき不足がないように記入していただきますようお願いいたします。
- ・ 調査票に記載されている用語につきましては、以下の説明をご参照下さい。
- ・ 本調査の記入に要する時間は、貴教室の児童生徒数にもよりますが、３０分～１時間程度です。

● 調査票に記載されている用語の解説と記入の仕方

【矯正視力について】

矯正視力

眼鏡、あるいはコンタクトレンズを装用した状態で検査した遠距離視力を指しています。

最大視認力（最小可読視標）

最も小さな視物を認知する能力の指標のことで、最小可読視標とも呼ばれています。

最大視認力の検査の方法は、近距離視力用のランドルト環単一視標を用いて、児童生徒の最も見やすい視距離で検査し、どれだけ小さな視標まで認知できたかを、①認知することのできた視標の値、②その時の視距離、③左右どちらの眼で見ているか、について記録します。なお、近距離視力は 30cm の距離から測定しますが、通常は、眼をより近づけた方がよく見えるため、最大視認力を測定した場合の視距離は 30cm 以下となります。

【使用文字について】

普通文字

点字に対する通常の文字を指しています。盲学校等では点字に対して「墨字」とも呼ばれています。

併用

何らかの事情で、普通文字と点字を併用している場合に選択してください。

困難

視覚障害の他に知的障害などの障害があるために、学習手段として文字の指導、あるいは習得が困難な場合に選択してください。

【視覚補助具について】

欄中に書かれている選択肢は以下の視覚補助具を表しています。

対象の児童生徒が使用しているものを○で囲んで下さい。

遠＝遠用弱視レンズ（単眼鏡）

近＝近用弱視レンズ（ルーペ）

拡1＝据え置き型の拡大読書器（CCTV）

拡2＝ハンディ型（手持ち式）の拡大読書器（CCTV）

遮＝遮光眼鏡

【使用教科書について】

検定教科書

文部科学省の検定を受けた教科書のことで、小中学校で使用されている、いわゆる通常の教科書を指しています。ここでは「拡大教科書」や「拡大写本」と対比して、この用語を用いています。

拡大教科書

学校の設置者が弱視の児童・生徒用の教科書として採択した場合に、無償給与される拡大教科書のことで、教科書会社等の出版社から出版されているものを指しています。

拡大写本

ボランティアグループ等が検定教科書を原本として、手書き、あるいはコンピューター、拡大コピー等を用いて作成した、いわゆる手作りの拡大教科書を指しています。

PDF 版拡大教科書

慶應義塾大学によるもので、タブレット端末（iPad）で利用できる PDF 形式の拡大教科書のことです。

附則 9 条一般図書

学校教育法附則第 9 条の規定により選定される教科書図書のことで、教科書として発行されたものでない一般図書の中から教科書の代わりに使うことのできる図書を指します。以前は、いわゆる「107 条本」と呼ばれていた書籍のことです。

【指導時数及び指導形態について】

指導時数

記入例にならって、1週間あたりの指導回数と、その際の合計の指導時数を記入してください。

指導内容

記入例にならって、当該児童生徒に対して行っている自立活動や教科の補充等の指導内容を記入してください。

自校通級

弱視通級指導教室を開設している学校の児童生徒が指導を受けている形態を指しています。

他校通級

弱視通級指導教室を開設している学校以外の児童生徒が指導を受けている形態を指しています。

巡回指導

弱視通級指導教室の担当教師が弱視児童・生徒の在籍する学校を巡回し、授業における、いわゆる入り込みの支援や、個別に自立活動などの指導をおこなうような指導形態を指しています。

教育相談

弱視通級指導教室以外の幼児・児童・生徒に対して、弱視通級指導教室の担当教師が定期的にあるいは不定期に教育相談を行う形態を指しています。

【教科書の使用状況の詳細について】

ここでは、当該の児童生徒が使用している教科書の種類（検定教科書、拡大教科書、拡大写本、PDF版拡大教科書）と拡大教科書と拡大写本のポイント数（文字の大きさ）について、教科ごとの使用状況を記入していただく設問となっています。

例にならって該当するものすべてを○で囲むか、拡大写本を使用している教科については、ポイント数をお書き下さい。

なお、拡大写本を使用している場合は文字の大きさ以外の配慮が施されている場合があります。その場合は、欄外に簡潔にその配慮点を記載して下さい。
(例：図表の作り直し、白黒反転など)

記入者名

(裏面に続く)

	英語	道徳
検定	-	-
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p 30p
写本	P	P
P D F	-	-

	児童名	学 年	性別	矯正視力	使 用 文 字	使用教科書	指導時数及び指導形態						
1			男	右 ()	普通文字	検定教科書	指導時数	回、	時間／週				
				左 ()	併用	拡大教科書	指導内容						
				最大視認力	視覚補助具	拡大写本	自校通級		他校通級				
				／ cm ／	遠 近 拡大 2 遮	PDF版拡大教科書	巡回指導		教育相談				
教科書の使用状況の詳細													
	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	保健		
検定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
拡大教科書	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	A4判 22p AB判 26p	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	18p 22p 26p 30p	22p 26p	18p 22p 26p 30p		
写本	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P
P D F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	英語	道徳											
検定	-	-											
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p 30p											
写本	P	P											
P D F	-	-											

中学校弱視通級指導教室用

学校名

メールアドレス

記入者名

※次のページの記入例にならって該当する番号等を○で囲むか、あるいは必要事項をご記入ください。

生徒名	学年	性別	矯正視力	使用文字	使用教科書	指導時数及び指導形態				
例	A	2	右 (0.2)	普通文字	検定教科書	指導時数 2 回、 6 時間／週 指導内容 視知覚向上のための指導、弱視レンズ指導、文字の読み書き指導、算数、国語				
			左 (0.1)	併用	拡大教科書					
			最大視認力	視覚補助具	拡大写本	自校通級 巡回指導 教育相談				
			0.6 / 10cm / 右	遠 近 拡大 2 遮	PDF版拡大教科書 附則9条図書					
教科書の使用状況の詳細										
国語	書写	地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地図	数学	理科	音楽(一般)	器楽合奏	美術
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	A4判 22p AB判 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p
P	P	P	P	30 P	P	P	P	P	P	P
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P D F										

(裏面に続く)

	保健体育	技術分野	家庭分野	英語	道德
検定	○ —	○ —	○ —	—	—
拡大教科書	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p
写本	P	P	P	P	P
P D F	—	—	—	—	—

生徒名	学年	性別	矯正視力	使用文字	使用教科書	指導時数及び指導形態				
1		男	右 ()	普通文字	点字	検定教科書 拡大教科書 拡大写本 PDF版拡大教科書 附則9 条図書	指導時数	回、	時間／週	
			左 ()	併用	困難					
			最大視認力		視覚補助具					
			／ cm ／	遠 近 拡大1 拡大2 遮						
		女								
教科書の使用状況の詳細										
国語	書写	地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地図	数学	理科	音楽(一般)	器楽合奏	美術
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	A4判 AB判	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p
P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健体育	技術分野	家庭分野	英語	道徳						
-	-	-	-	-						
18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p	18p 22p 26p						
P	P	P	P	P						
-	-	-	-	-						

1. 性別	男	女			
2. 年齢	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
3. 教職経験年数	() 年				
4. 視覚障害教育経験年数	() 年				
5. 担当校務分掌	() 部				
	() 委員会				
	() 委員会				
6. その他の校務	☐ 特別支援教育コーディネーター ☐ 校内委員会委員 ☐ 外部教育相談担当 ☐ 就学支援委員 ☐ その他 ()				

- ☐ コンピュータ（タブレット型以外）（Windows／Chrome OS [Chromebook]／MacOS／その他）
- ☐ タブレット型コンピュータ（iOS（iPad 等）／Android／Windows／その他）
- ☐ 携帯情報端末（iPhone／iPod touch／Android／その他）
- ☐ スキャナーで読みとった教科書等のデータ（PDF／テキストデータ／画像データ）
- ☐ テレビやプロジェクタ等のコンピュータ画面を拡大表示させる機器
- ☐ 実物投影機
- ☐ デジタルカメラ
- ☐ 電子黒板
- ☐ DAISY 教科書※¹
- ☐ 指導者用デジタル教科書※²
- ☐ 学習者用デジタル教科書※³
- ☐ その他（ ）

– 21 –

※3 ここで「学習者用デジタル教科書」とは、現在使用している教科書に準拠し、児童生徒個人が使用するデジタルコンテンツのことを示します。

Ⅲ 視覚障害教育の専門性向上のための研修について

視覚障害教育の専門性向上のための研修の内容として希望するものは何ですか。
選択肢の中から、**優先順位の高いものを3つ選択**して、番号をご記入ください。

- ① 視覚障害教育の基礎理解（視覚障害児の発達と教育等）
- ② 視覚機能検査等の指導力（視機能とその障害、弱視児の見え方、視機能検査等に関する理解）
- ③ 触察等の指導力（触覚的認知、触知覚向上、空間概念形成に関する理解と指導）
- ④ 点字の指導力（点字の読み書きに対する理解と指導）
- ⑤ 弱視児への指導（視知覚向上、弱視児に適した視覚補助具・拡大教材と文字指導等に対する理解と指導）
- ⑥ 各教科の指導力（各教科における特有の指導内容や指導上の配慮）
- ⑦ 歩行等の自立活動の指導力
- ⑧ 生活指導の指導力（より快適な日常生活を過ごすための生活指導）
- ⑨ 重複障害児の指導（視覚障害を伴う重複障害児の理解と指導）
- ⑩ ICTを活用した指導
- ⑪ その他

優先順位 1 位 _____ (_____)
優先順位 2 位 _____ (_____)
優先順位 3 位 _____ (_____)
※その他を選択した場合は、括弧に詳細をご記入ください。

Ⅳ 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容

特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能による支援内容についてお伺いします。選択肢の中から、令和2年度から現在までに受けた支援内容について、当てはまるもの全てにチェックをしてください。また、その他を選択した場合は、括弧に詳細をご記入ください。なお、貴校が特別支援学校の場合は、貴校が小・中学校に対して実施している支援内容についてお答えください。

- ☐ 児童生徒の指導に関する助言・相談
- ☐ 視覚障害教育に関する情報提供
- ☐ 児童生徒のための教材・教具、機器等の提供
- ☐ 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に当たっての支援
- ☐ 校内研修会等での研修についての協力
- ☐ 児童生徒の進路に関する相談
- ☐ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整
- ☐ その他(_____)

ご協力ありがとうございました



友だち追加で
特総研の情報を LINE でお届け！
<https://page.line.me/126vsvuc>



NISE メールマガジン

https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/mail_mag



令和 4 年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び
弱視通級指導教室実態調査

調査報告書

研究代表者 金 子 健

令和 6 年 1 月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比 5 丁目 1 番 1 号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

URL : <https://www.nise.go.jp>